

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
1項 1行目	基本的な事項	<p>基本的な事項</p> <p>(1) 南島原市の概況</p> <p>(ア) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要</p> <p>①自然的条件</p> <p>南島原市は長崎県の南部、島原半島の南東部に位置し、1,000mを越える山々が連座する雲仙山麓から南へ広がる肥沃で豊かな地下水を含む大地が大部分を占め、魚介類豊富な有明海及び橘湾に広く面する海岸線を持つ地域であり、北部は島原市、西部は雲仙市と接しており、有明海をはさんで、熊本県天草地域と隣り合わせている。</p> <p>市全体の面積（令和6年10月1日時点）は170.15 km²となり、県全体（4,131.21 km²）の約4.1%、島原半島全体（468.1 km²）の4割程度を占めている。また、気候については、温暖気候で適度な降雨量もあり、かつ、日照時間にも恵まれている。冬季は北風を雲仙岳連山でさえぎるため風雪も少ない。</p> <p>本市の位置する地域は、雲仙天草国立公園に含まれ、雄大な山々と美しい海を併せ持った、南向きで陽光きらめく地域であることが大きな魅力となっている。</p>	<p>1 基本的な事項</p> <p>(1) 南島原市の概況</p> <p>(ア) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要</p> <p>①自然的条件</p> <p>南島原市は長崎県の南部、島原半島の南東部に位置し、1,000メートルを越える山々が連座する雲仙山麓から南へ広がる肥沃で豊かな地下水を含む大地が大部分を占め、魚介類豊富な有明海及び橘湾に広く面する海岸線を持つ地域であり、北部は島原市、西部は雲仙市と接しており、有明海をはさんで、熊本県天草地域と隣り合わせている。</p> <p>市全体の面積（令和3年1月1日現在）は170.13 km²となり、県全体（4,130.98 km²）の約4.1%、島原半島全体（約467 km²）の4割程度を占めている。また、気候については、温暖気候で適度な降雨量もあり、かつ、日照時間にも恵まれている。冬季は北風を雲仙岳連山でさえぎるため風雪も少ない。</p> <p>本市の位置する地域は、雲仙天草国立公園に含まれ、雄大な山々と美しい海を併せ持った、南向きで陽光きらめく地域であることが大きな魅力となっている。</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
3項 1行	基本的な事項	<p>③社会的条件</p> <p>交通体系は、主要道路として、諫早方面から一般国道57号が島原半島西岸から雲仙を越え、南島原市を経て島原市に至り、半島東岸には一般国道251号が通っている。また、一般国道389号が半島北部の雲仙市から、半島中央部を経由し本市まで至っている。</p> <p>公共交通機関は、平成20年3月末で島原鉄道南線が廃止になったため、路線バスのみとなっている。このほか、海上交通として、口ノ津港から熊本県天草市の鬼池港へ航路が結ばれている。</p> <p>本市中央部までの所要時間は、長崎市からは高速道路、国道利用等で2時間程度、福岡市からは九州自動車道や長崎道、島原道路、国道などを利用すると3時間程度、熊本市からは熊本港と島原港を結ぶ高速フェリー、国道利用等で1時間30分程度を要する。</p>	<p>③社会的条件</p> <p>交通体系は、主要道路としては、諫早方面から一般国道57号が島原半島西岸を経て雲仙を越え南島原市を経て島原市に至り、半島東岸には一般国道251号が走っている。また、一般国道389号が半島北部の雲仙市から、半島中央部を経由し本市まで至っている。</p> <p>公共交通機関は、平成20年3月に島原鉄道が廃止となったため、路線バスのみとなっている。このほか、海上交通として、口ノ津港から熊本県天草市の鬼池港へ航路が結ばれている。</p> <p>本市中央部までの所要時間は、長崎市からは高速道路、国道利用等で2時間程度、福岡市からは九州自動車道や長崎道、国道などを利用すると3時間半程度、熊本市からは高速フェリー、国道利用等で1時間45分程度を要する。</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
3項 11行	基本的な事項	<p>④経済的条件</p> <p>本市の農業は平坦地が少ないため、米作より畠作が盛んとなっており、ばれいしょやブロッコリー、トマト、果物類、工芸農作物の葉たばこなどの生産が多くなっている。</p> <p>林業については、本市の土地面積の約1/3を山林が占めており、木材生産、水土保全等多面的機能を発揮させる森林づくりを進めている。</p> <p>水産業については、農業と並び地域の主要産業となっている。近年は有明海の魚介類の減少などで厳しい状況になりつつあるが、各地域では様々な漁業が行われており、イカ類、タコ類、タイ類、フグ類など多くの種類の魚介類が水揚げされている。また、ワカメやヒジキなど海藻類の養殖もおこなわれている。</p> <p>商業の状況は、令和3年現在において事業所数が557店、そのうち小売業が460店である。平成11年からは事業所数、従業者数、年間販売額とも減少傾向にある。</p> <p>製造業の状況は、令和5年現在において事業所は76事業所、従業者は1,197人、出荷額等は約140億円となっている（従業者30人からの事業所における）。業種別には、そうめんに代表される食料品製造業が多くなっている。</p>	<p>④経済的条件</p> <p>本市の農業は平坦地が少ないため、米作より畠作が盛んとなっており、ばれいしょやトマト、果物類などの生産が多くなっている。</p> <p>林業については、本市の土地面積の約1/3を山林が占めており、木材生産、水土保全等多面的機能を発揮させる森林づくりを進めている。</p> <p>水産業については、農業と並び地域の主要産業となっている。近年は有明海の魚介類の減少などで厳しい状況になりつつあるが、各地域では様々な漁業が行われており、イカ類、タコ類、タイ類など多くの種類の魚介類が水揚げされている。また、海藻類の養殖もおこなわれている。</p> <p>商業の状況は、平成28年現在において事業所数が579店、そのうち小売業が479店である。平成11年からは事業所数、従業者数、年間販売額とも減少傾向にある。</p> <p>製造業の状況は、平成30年現在において事業所は161事業所、従業者は1,586人、出荷額等は約116億円となっている。業種別には、そうめんに代表される食料品製造業が多くなっている。</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
3項 25行	基本的な事項	<p>(イ) 過疎の状況</p> <p>本市の人口は、令和2年国勢調査で 42,330人、世帯数は 16,060世帯で、1世帯当たり人員は 2.64人となっている。人口推移をみると、昭和35年には79,549人であったものが、減少を続け令和2年には 42,330人となり、37,219人の減少となっている。</p> <p>...</p>	<p>(イ) 過疎の状況</p> <p>本市の人口は、平成27年国勢調査で46,535人、世帯数は16,664世帯で、1世帯当たり人員は2.79人となっている。人口推移をみると、昭和35年には79,549人であったものが、減少を続け平成27年には46,535人となり、33,014人の減少となっている。</p> <p>...</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
4項 5行	基本的な事項	<p>(ウ) 社会経済的発展の方向の概要</p> <p>・・・</p> <p>(農業・林業・水産業)</p> <p>農業は、農家数の減少や零細、高齢化、後継者不足など、厳しい状況にある。ロボット技術や情報通信技術を活用したスマート農業の実現を図るとともに、生産性向上に必要な圃場整備や農道などの営農環境を整備し、生産者の経営安定化や後継者の育成を支援しなければならない。</p> <p>林業は、森林の有する水源かん養機能や土壤保全など多様な機能が持続的に発揮されるよう森林の整備、林業生産の振興と担い手育成を図らなければならない。</p> <p>水産業は、種苗放流や漁獲制限などの取組を強化し、栽培漁業や資源管理型漁業、種苗養殖の推進による資源回復を目指すとともに、ブランド化による経営の安定化と後継者対策に取り組まなければならない。</p>	<p>(ウ) 社会経済的発展の方向の概要</p> <p>・・・</p> <p>(農業・林業・水産業)</p> <p>農業は、農家数の減少や零細、高齢化、後継者不足など、厳しい状況にある。ロボット技術や情報通信技術を活用したスマート農業の実現を図るとともに、生産性向上に必要な区画整理や農道などの営農環境を整備し、生産者の経営安定化や後継者の育成を支援しなければならない。</p> <p>林業は、森林の有する水源かん養機能や土壤保全など多様な機能が持続的に発揮されるよう森林の整備、林業生産の振興と担い手育成を図らなければならない。</p> <p>水産業は、種苗放流や漁獲制限などの取組を強化し、栽培漁業や資源管理型漁業の推進による資源回復を目指すとともに、ブランド化による経営の安定化と後継者対策に取り組まなければならない。</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
4項 22行	基本的な事項	<p>(商工業)</p> <p>地域資源を活かした加工品開発や地産地消の推進は重要な課題であるため、そめん産業や農業、水産業など異なる産業分野の連携強化により、新たな価値を生み出す加工品開発や推奨品の認定などを支援するとともに全国ひいては海外にPRしなければならない。また、電子地域通貨（MINAコイン）の普及促進を行い、資金の域外流出の抑制と地元消費拡大を図っていくほか、さらに地域コミュニティの場として再生するため、商工会や地域住民との協力体制を強化しなければならない。</p>	<p>(商工業)</p> <p>地域資源を活かした加工品開発や地産地消の推進は重要な課題であるため、そめん産業や農業、水産業など異なる産業分野の連携強化により、新たな価値を生み出す加工品開発や推奨品の認定などを支援するとともに全国にPRしなければならない。また、電子地域通貨の普及促進を行い、資金の域外流出の抑制と地元消費拡大を図っていくほか、商店街の魅力アップと機能の充実及び空き店舗の活用等による集客力の強化、さらに地域コミュニティの場として再生するため、商工会や地域住民との協力体制を強化しなければならない。</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
4項 29行	基本的な事項	<p>(観光)</p> <p>豊かな自然や世界遺産をはじめとした市内史跡等の文化財を活かした整備を進めるとともに、施設や設備の充実によって拠点性を高め、それらを含めた市内の観光ルートづくりを行う必要がある。また、より多くの観光客を誘致し観光産業の活性化を図るために、関係団体等と連携を取りながら、地域の産業や伝統文化等を学び体験する体験型観光プログラムを充実させ、満足度の高い旅を提供するとともに、商工業や農林水産業など産業間連携による観光振興を推進しなければならない。</p> <p>また、長年地域の足として重要な位置を占めていた島原鉄道南線跡地に整備を進めている自転車歩行者専用道路を活用し、市内をゆっくり楽しみながら巡る「南島原スロー・サイクル」の実現に向け、近隣市町との連携を強化し、より広域的な観光振興に取り組まなければならない。</p>	<p>(観光)</p> <p>豊かな自然や世界遺産をはじめとした市内史跡等の文化財を活かした整備を進めるとともに、施設や設備の充実によって拠点性を高め、それらを含めた市内の観光ルートづくりを行う必要がある。また、より多くの観光客を誘致し観光産業の活性化を図るために、関係団体等と連携を取りながら、地域の産業や伝統文化等を学び体験する体験型観光プログラムを充実させ、満足度の高い旅を提供するとともに、商工業や農林水産業など産業間連携による観光振興を推進しなければならない。</p> <p>また、長年地域の足として重要な位置を占めていた島原鉄道南線の跡地に整備を進めている自転車歩行者専用道路を活用し、市内をゆっくり楽しみながら巡る「南島原スロー・サイクル」の実現に向け、近隣市町との連携を強化し、より広域的な観光振興に取り組まなければならない。</p>	一部文言の修正

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
5項 7行	基本的な事項	<p>(地域情報化)</p> <p>都心部との情報通信環境における情報格差を是正するとともに、遠隔診療や電子地域通貨（MINAコイン）等キャッシュレス決済・シェアリングエコノミーなどの情報通信技術を活用したデジタルツールを利用し、過疎地域における条件不利性の克服及びSociety5.0の実現に努めなければならない。</p>	<p>(地域情報化)</p> <p>都心部との情報通信環境における情報格差を是正するとともに、遠隔診療や電子地域通貨等キャッシュレス決済・シェアリングエコノミーなどの情報通信技術を活用したデジタルツールを利用し、過疎地域における条件不利性の克服及びSociety5.0の実現に努めなければならない。</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
5項 12行	基本的な事項	<p>(道路・交通)</p> <p>主要幹線道路として一般国道251号が通っているが、そこから内陸部へ至る道路や国道とは別に市内集落間を結ぶ道路網の整備はもとより、市の主要産業である農業の振興に必要な農産物輸送ルートの円滑化に資する総合的な道路ネットワーク構築のために、高規格道路の整備、国道・県道の改良や幹線市道、農道の改良を進めなければならない。また、身近な生活道路の整備や歩道の整備、住宅地域内の自転車歩行者専用道路の整備など、市民の安全性と快適性の向上に努めなければならない。</p> <p>...</p>	<p>(道路・交通)</p> <p>主要幹線道路として一般国道251号が走っているが、そこから内陸部へ至る道路や国道とは別に市内集落間を結ぶ道路網の整備はもとより、市の主要産業である農業の振興に必要な農産物輸送ルートの円滑化に資する総合的な道路ネットワーク構築のために、高規格道路の整備、国道・県道の改良や幹線市道、農道の改良を進めなければならない。また、身近な生活道路の整備や歩道の整備、住宅地域内の自転車歩行者専用道路の整備など、市民の安全性と快適性の向上に努めなければならない。</p> <p>...</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
7項 1行	基本的な事項	<p>(2) 人口及び産業の推移と動向</p> <p>(ア) 人 口</p> <p>令和2年国勢調査によると、南島原市の総人口は42,330人で、平成27年国勢調査に比べ9.0%減少しており、昭和35年国勢調査以降減少の一途をたどっている。また、南島原市の高齢化率は令和2年国勢調査では40.4%であり、県平均の33.0%、全国平均の28.6%と比較してより速いペースで高齢化が進行している。</p> <p>年齢構成別の推移を昭和55年と令和2年を比較してみると、0歳～14歳の階層は16,013人から4,735人と11,278人減少し、構成比率でも24.1%から11.2%と12.9ポイント減少している。この要因は、雇用機会の少なさによる若年層の流出や、出生率低下によるものと思われる。</p> <p>15歳～29歳の若年者比率は19.1%から8.2%へ減少している。これは進学や、就職などによる市外への流出によるもので、今後も特別な社会情勢の変化がない限りこの傾向は続くものと予測される。また、65歳以上の高齢者比率は13.9%から40.4%まで増加している。</p> <p>国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来人口の予測では、今後も人口減少が続き、令和32年（2050年）には</p>	<p>(2) 人口及び産業の推移と動向</p> <p>(ア) 人 口</p> <p>平成27年の国勢調査によると、南島原市の総人口は46,535人で、平成22年の調査に比べ7.6%減少しており、昭和35年の国勢調査以降減少の一途をたどっている。また、南島原市の高齢化率は平成27年の国勢調査では36.4%であり、県平均の29.8%、全国平均の26.9%と比較してより速いペースで高齢化が進行している。</p> <p>年齢構成別の推移を昭和35年と平成27年を比較してみると、0歳～14歳の階層は29,298人から5,476人と23,822人減少し、構成比率でも36.8%から11.8%と25.0ポイント減少している。この要因は、雇用機会の少なさによる若年層の流出や、出生率低下によるものと思われる。</p> <p>15歳～29歳の若年者比率は19.4%から9.3%へ減少している。これは進学や、就職などによる市外への流出によるもので、昭和35年代からの高度成長期に始まり、また現在の大都市の膨張による産業構造の変革が背景にあり、今後も特別な社会情勢の変化がない限りこの傾向は続くものと予測される。また、65歳以上の高齢者比率は8.7%から36.4%まで増加している。</p>	

20,627人と予測されている。また、年齢区別の割合をみると、65歳以上の割合の増加が続き、令和32年における65歳以上の人口割合は令和2年の約1.4倍に増え、その時点の15歳未満人口の割合の約7倍になると予測されている。

以上のように、若年者人口の減少と高齢者人口の増加が進むと、全体的に生産年齢層の平均年齢は高くなる。このような現象は、産業はもとより、集落機能維持等の地域活力を低下させ、それがまた新たな人口流出を生むという悪循環が生じるものと予想される。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

表の変更

表1-1 (2) 人口の見通し

図の変更

国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来人口の予測では、今後も人口減少が続き、令和22年(2040年)には27,545人と予測されている。また、年齢区別の割合をみると、65歳以上の割合の増加が続き、令和22年における65歳以上の人口割合は平成27年の約1.4倍に増え、その時点の15歳未満人口の割合の約6倍になると予測されている。

以上のように、若年者人口の減少と高齢者人口の増加が進むと、全体的に生産年齢層の平均年齢は高くなる。このような現象は、産業はもとより、集落機能維持等の地域活力を低下させ、それがまた新たな人口流出を生むという悪循環が生じるものと予想される。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

表1-1 (2) 人口の見通し

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
8項 3行	基本的な事項	<p>(イ) 産業</p> <p>令和2年国勢調査によると、南島原市の就業人口は、第一次産業の割合が22.5%と高く（長崎県平均：6.7%）、特に農業は第一次産業の94.0%を占める基幹産業である。一方、第二次産業は18.1%（長崎県平均：19.3%）と県平均とほぼ同等であり、第三次産業は59.4%（長崎県平均：74.0%）と、県平均を下回っている。</p> <p>就業者総数に占める割合は、第一次産業は減少傾向にあり、第二次産業は昭和55年以降ほぼ横ばい、第三次産業は増加傾向にある。</p> <p>表1-1 (3) 産業別人口の動向（国勢調査） 表の変更</p>	<p>(イ) 産業</p> <p>平成27年の国勢調査によると、南島原市の就業人口は、第一次産業の割合が23.9%と高く（長崎県平均：7.7%）、特に農業は第一次産業の93.8%を占める基幹産業である。一方、第二次産業は19.8%（長崎県平均：20.1%）と県平均と同等であり、第三次産業は56.3%（長崎県平均：72.2%）と、県平均を下回っている。</p> <p>就業者総数に占める割合は、第一次産業は減少傾向にあり、第二次産業は昭和60年以降横ばい、第三次産業は増加傾向にある。</p> <p>表1-1 (3) 産業別人口の動向（国勢調査）</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
9項 12行	基本的な事項	<p>(イ) 財政の状況</p> <p>令和2年度決算は、歳入総額413億4千2百万円のうち一般財源が175億9千9百万円で歳入総額の42.6%となっている。歳出総額388億2千8百万円のうち義務的経費142億4千1百万円で歳出総額の36.7%を占めている。</p> <p>歳入に占める地方交付税（臨時財政対策債含む）の割合は30.6%となっており、その依存度は極めて高い状況にある。また、経常収支比率は87.2%と旧8町が合併した平成17年度（経常収支比率：100.1%）と比較すると12.9ポイント減少したものの、公債費負担比率が18.5%で、財政の硬直化が改善されつつあるが依然として警戒ラインである。</p> <p>なお、平成19年度より公表が義務づけられた地方公共団体の財政の健全性を示す指標となる実質公債費比率及び将来負担比率は、令和2年度で実質公債費比率△4.1%、将来負担比率0%と早期健全化基準及び財政再生基準を下回っているが、令和2年度をもって交付税の合併算定替えの段階的な減額が終了したことに加え、人口減少によってさらに交付税が減額される見通しとなっていることから、今後も引き続き徹底した行財政の改革に取り組む必要がある。自主財源の確保と限られた財源の重点的・効率的な配分を行い、将来を見据えた財源の充実を図り、より一層効率的な財政運営を行わな</p>	<p>(イ) 財政の状況</p> <p>令和元年度決算は、歳入総額356億6千6百万円のうち一般財源が176億8百万円で歳入総額の49.4%となっている。歳出総額337億4千6百万円のうち義務的経費149億3千5百万円で歳出総額の44.3%を占めている。</p> <p>歳入に占める地方交付税（臨時財政対策債含む）の割合は37.5%となっており、その依存度は極めて高い状況にある。また、経常収支比率は86.3%と旧8町が合併した平成17年度（経常収支比率：100.1%）と比較すると13.8ポイント減少したものの、公債費負担比率が22.5%で、財政の硬直化が改善されない状況下にある。</p> <p>なお、平成19年度より公表が義務づけられた地方公共団体の財政の健全性を示す指標となる実質公債費比率及び将来負担比率は、令和元年度で実質公債費比率△2.0%、将来負担比率0%と早期健全化基準及び財政再生基準を下回っているが、令和2年度をもって交付税の合併算定替えの段階的な減額が終了したことに加え、人口減少によってさらに交付税が減額される見通しとなっていることから、今後も引き続き徹底した行財政の改革に取り組む必要がある。自主財源の確保と限られた財源の重点的・効率的な配分を行い、将来を見据えた財源の充実を図り、より一層効率的な財政運営を行わな</p>	

ければならない。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

表の変更

ければならない。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
10項 2行	基本的な事項	<p>(ウ) 公共施設等の整備状況</p> <p>市民生活と関わりの深い道路について、国・県道等の基幹道路は、交通安全確保のため順次整備が進められている。令和2年度における市道などの整備については、舗装率95.3%と高くなっているが、改良率は49.3%と遅増であり、急傾斜地帯が多く集落が分散している本市では、産業の振興、住民生活に様々な面で道路整備の影響を大きく受けている。生活道路として地域間道路の整備は、今後も必要とされている。</p> <p>水道普及率は99.9%（令和2年度）である。今後は、増加する水需要に対応し、水源の確保と安全安心な飲用水を将来にわたって安定供給するため、より効率的な給水施設等の維持・管理が必要とされている。</p> <p>病院・診療所については、病院4、診療所23の民間医療機関があり、日常の医療施設として利用されている。</p> <p>公共施設については、今後も維持管理等に係る需用が増大すると考えられることから、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な補修管理等を行い、施設の維持に努めるとともに、計画的な施設の統合並びに廃止に努めなければならない。</p> <p>表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況 表の変更</p>	<p>(ウ) 公共施設等の整備状況</p> <p>市民生活と関わりの深い道路については、国・県道等の基幹道路は、交通安全確保のため順次整備が進められている。市道などの整備については、舗装率94.2%と高くなっているが、改良率は48.2%と遅増であり、急傾斜地帯が多く集落が分散している本市では、産業の振興、住民生活に様々な面で道路整備の影響を大きく受けている。生活道路として地域間道路の整備は、今後も必要とされている。</p> <p>水道普及率は99.9%（令和元年度）でほぼ全域完了している。今後は、増加する水需要に対応し、水源の確保と安全安心な飲用水を将来にわたって安定供給するため、より効率的な給水施設等の維持・管理が必要とされている。</p> <p>病院・診療所については、病院4か所、診療所24か所の民間医療機関があり、日常の医療施設として利用されている。</p> <p>公共施設については、今後も維持管理等に係る需用が増大すると考えられることから、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な補修管理等を行い、施設の維持に努めるとともに、計画的な施設の統合並びに廃止に努めなければならない。</p> <p>表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考																								
13項 17行	基本的な事項	<p>(5) 地域の持続的発展のための基本目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>基準値</th> <th>令和12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口（住民基本台帳）</td> <td>40,257人 (R6年度末)</td> <td>37,450人</td> </tr> <tr> <td>社会増減数（長崎県移動人口調査）</td> <td>-302人 (R6年度)</td> <td>-215人</td> </tr> <tr> <td>自然増減数（長崎県移動人口調査）</td> <td>-712人 (R6年度)</td> <td>-775人</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基準値	令和12年度	人口（住民基本台帳）	40,257人 (R6年度末)	37,450人	社会増減数（長崎県移動人口調査）	-302人 (R6年度)	-215人	自然増減数（長崎県移動人口調査）	-712人 (R6年度)	-775人	<p>(5) 地域の持続的発展のための基本目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>基準値</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口（住民基本台帳）</td> <td>44,003人 (R2年度末)</td> <td>41,800人</td> </tr> <tr> <td>社会増減数（長崎県移動人口調査）</td> <td>-283人 (R1年度)</td> <td>-99人</td> </tr> <tr> <td>自然増減数（長崎県移動人口調査）</td> <td>-583人 (R1年度)</td> <td>-405人</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基準値	令和7年度	人口（住民基本台帳）	44,003人 (R2年度末)	41,800人	社会増減数（長崎県移動人口調査）	-283人 (R1年度)	-99人	自然増減数（長崎県移動人口調査）	-583人 (R1年度)	-405人	
基本目標	基準値	令和12年度																										
人口（住民基本台帳）	40,257人 (R6年度末)	37,450人																										
社会増減数（長崎県移動人口調査）	-302人 (R6年度)	-215人																										
自然増減数（長崎県移動人口調査）	-712人 (R6年度)	-775人																										
基本目標	基準値	令和7年度																										
人口（住民基本台帳）	44,003人 (R2年度末)	41,800人																										
社会増減数（長崎県移動人口調査）	-283人 (R1年度)	-99人																										
自然増減数（長崎県移動人口調査）	-583人 (R1年度)	-405人																										

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
13項 18行	基本的な事項	<p>(6) 計画の達成状況の評価に関する事項</p> <p>本計画の取り組みは、全序的に実施している総合計画及び総合戦略などの進捗管理により、毎年度、事業毎に効果検証を行います。</p> <p>また、達成状況の効果検証結果については、市のホームページを用いて、毎年度、地域住民へ報告します。</p>	<p>(6) 計画の達成状況の評価に関する事項</p> <p>達成状況の評価を中間年度及び計画終了後に行い、議会に対して報告を行う。</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
13項 19行	基本的な事項	<p>(7) 計画期間</p> <p>計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とする。</p>	<p>(7) 計画期間</p> <p>計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考																		
19項 5行	1 移住・ 定住・地 域間交 流の促 進、人材 育成	<p>(エ) (移住・定住・地域間交流の促進、人材育成における目 標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>基準値</th> <th>令和12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移住者数</td> <td>88人 (R6年度)</td> <td>85人</td> </tr> <tr> <td>原城マラソン 参加者数</td> <td>1,419人 (R6年度)</td> <td>2,000人</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基準値	令和12年度	移住者数	88人 (R6年度)	85人	原城マラソン 参加者数	1,419人 (R6年度)	2,000人	<p>(エ) (移住・定住・地域間交流の促進、人材育成における目 標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>基準値</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移住者数 (市窓口経由)</td> <td>83人 (R1年度)</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td>原城マラソン 参加者数</td> <td>1,844人 (R1年度)</td> <td>2,000人</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基準値	令和7年度	移住者数 (市窓口経由)	83人 (R1年度)	60人	原城マラソン 参加者数	1,844人 (R1年度)	2,000人	
基本目標	基準値	令和12年度																				
移住者数	88人 (R6年度)	85人																				
原城マラソン 参加者数	1,419人 (R6年度)	2,000人																				
基本目標	基準値	令和7年度																				
移住者数 (市窓口経由)	83人 (R1年度)	60人																				
原城マラソン 参加者数	1,844人 (R1年度)	2,000人																				

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後					変更前					備考	
19項 6行	1 移住・ 定住・地 域間交 流の促 進、人材 育成	(3) 計画（令和8年度～令和12年度）					(3) 計画（令和3年度～令和7年度）						
		持続的 発展 施策区 分	事業名 (施設 名)	事業内容	実 施 主 体	備考	持続的 発展 施策区 分	事業名 (施設 名)	事業内容	実 施 主 体	備考		
		1 移住・ 定住・地 域間交 流の促 進、人材 育成住	(4) 過疎 地域持続 的発展特 別事業 移住・定 住	田舎暮らし推進事業 <内容> ながさき移住サポートセ ンターと連携し、情報發 信や移住相談や体験ツア ーの実施、本市の日常を 体験するお試し民泊体験 やお試し住宅の貸出しを 行うとともに、空き家の 洗い出しや改修補助の支 援を行う。また、インター ンシップ事業を行うため の仕組みの構築と大学生 及び企業への支援を行 う。加えて、移住定住に繋 げるための取組みを行 う定住支援員を設置する。 <必要性> 移住定住を促進するため には、本市の田舎暮らし の情報を發信するととも に、本市の暮らしの魅 力を感じて頂く必要があ る。 <効果等>	市	移住・定 住の促 進を図 る取組 であり、 人口減 少対策 に寄 する取 組と地 域の持 続的發 展に資 する取 組であ り、そ の効 果は將 来に及 ぶ。	1 移住・ 定住・地 域間交 流の促 進、人材 育成住	(2) 地 域 間 交 流	自転車利用環境整備事業 レンタサイクル・充電シ ステム等整備	市			
									島鉄跡地旧駅舎等整備事 業 6棟(休憩施設、駐輪ス ース、トイレ等)	受益 者			
							(4) 過疎 地域持続 的発展特 別事業 移住・定 住	田舎暮らし推進事業 <内容> ながさき移住サポートセ ンターと連携し、情報發 信や移住相談や体験ツア ーの実施、本市の日常を 体験するお試し民泊体験 やお試し住宅の貸出しを 行うとともに、空き家の 洗い出しや改修補助の支 援を行う。また、インター ンシップ事業を行うため の仕組みの構築と大学生 及び企業への支援を行 う。加えて、移住定住に繋 げるための取組みを行 う定住支援員を設置する。 <必要性> 移住定住を促進するため には、本市の田舎暮らし の情報を發信するととも に、本市の暮らしの魅 力を感じて頂く必要があ る。 <効果等>	市	移住・定 住の促 進を図 る取組 であり、 人口減 少対策 に寄 する取 組と地 域の持 続的發 展に資 する取 組であ り、そ の効 果は將 来に及 ぶ。	市	移住・定 住の促 進を図 る取組 であり、 人口減 少対策 に寄 する取 組と地 域の持 続的發 展に資 する取 組であ り、そ の効 果は將 来に及 ぶ。	

			地域間交流	①移住・定住の促進				地域間交流	げるための取組みを行う定住支援員を設置する。 <必要性> 移住定住を促進するためには、本市の田舎暮らしの情報を発信するとともに、本市の暮らしの魅力を感じて頂く必要がある。 <効果等> ①移住・定住の促進		組であり、その効果は将来に及ぶ。	
				PR 推進事業				広報推進事業				
				<内容> 本市の歴史・文化などの魅力を盛り込んだ PR 映像などの制作・発信、SNS 等を活用した各種コンテストの開催及び自治体メディアの運営など、PR 事業を展開する。 <必要性> 市の観光・物産振興を図るためにには、南島原の認知度を向上させる必要がある。また、本市の認知度を高め、市外から多くの人を呼び込み、地域間交流を促進する必要がある。 <効果等> ①南島原市の知名度向上 ②観光・物産振興 ③地域間交流の促進	市	市の知名度は、観光客に対する訴求のみならず、移住定住においても重要なファクターであることから、地域の持続的発展に貢献する取組であり、その効果は将来に及ぶ。		<内容> 本市の歴史・文化などの魅力を盛り込んだ PR 映像などの制作・発信、SNS 等を活用した各種コンテストの開催及び自治体メディアの運営など、PR 事業を展開する。 <必要性> 市の観光・物産振興を図るためにには、南島原の認知度を向上させる必要がある。また、本市の認知度を高め、市外から多くの人を呼び込み、地域間交流を促進する必要がある。 <効果等> ①南島原市の知名度向上 ②観光・物産振興 ③地域間交流の促進	市	市の知名度は、観光客に対する訴求のみならず、移住定住においても重要なファクターであることから、地域の持続的発展に貢献する取組であり、その効果は将来に及ぶ。		

			<p>異なる価値観を持つ人々から様々な刺激や影響を受けることが必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国内姉妹都市・友好都市交流等の拡大 ②相互が成長する友好関係を構築 ③まちづくりを支える多様な人材の育成 ④地域力の向上 	<p>「地域力」の向上を図る取組であることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>文化や歴史等で共通する各地域との国内姉妹都市・友好都市交流等を実施する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>地域力の向上を図るためには、自地域の見直しや異なる価値観を持つ人々から様々な刺激や影響を受けることが必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国内姉妹都市・友好都市交流等の拡大 ②相互が成長する友好関係を構築 ③まちづくりを支える多様な人材の育成 ④地域力の向上 	<p>抱える問題や課題を住民が関心を持ち、参加・解決していく総合的な力</p> <p>「地域力」の向上を図る取組であることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>原城マラソン大会開催事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>本市特有の観光資源を最大限に有効活用したマラソン大会を、市民と行政の協働により実施する。また、マラソン大会では観光、物産、産業のPRを行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>本大会の実施により県内外の多くの参加者が本市を訪れる事により、経済及び地域の活性化が図られる。また、情報発信の場としても活用できUIJターンの促進にも繋がる。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国内姉妹都市・友好都 	<p>世界遺産の構成資産「原城跡」を活用し、姉妹都市等含め県内外との交流を深めることで、本事業は、地域経済の活性化や人材育成の面で効果が期待</p>	<p>実行委員会</p>	<p>原城マラソン大会開催事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>本市特有の観光資源を最大限に有効活用したマラソン大会を、市民と行政の協働により実施する。また、マラソン大会では観光、物産、産業のPRを行う。</p> <p>＜必要性＞</p>	<p>世界遺産の構成資産「原城跡」を活用し、姉妹都市等含め県内外との交流を深めるこ</p>		

			市交流等の拡大 ②まちづくりを支える多様な人材の育成	され、持続可能な地域社会の形成に寄与するものであることから、その効果は将来に及ぶ。			本大会の実施により県内外の多くの参加者が本市を訪れるにより、経済及び地域の活性化が図られる。また、情報発信の場としても活用でき UIJ ターンの促進にも繋がる。 ＜効果等＞ ①国内姉妹都市・友好都市交流等の拡大 ②まちづくりを支える多様な人材の育成		とができる本事業は、地域活性化や育成面で効果が期待され、持続可能な地域社会の形成に寄与するものであることから、その効果は将来に及ぶ。
		人材育成	地域づくり人材育成支援事業 ＜内容＞ 人材育成のための研修事業やふるさとおこしグループ結成などの活力あるまちづくりのための組織づくり等に対し支援を行う。 ＜必要性＞ 活力あるまちづくりのためには、活動リーダーや活動者の知識の拡大、活動団体等の組織増強が必要である。 ＜効果等＞ ①活動リーダー育成 ②活動者の知識の拡大や活動団体等の組織の増強 ③まちの活性化	まちを活性化し、持続的発展を図るうえで、地域づくり人材の育成は欠かせないことから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	市民	人材育成	地域づくり人材育成支援事業 ＜内容＞ 人材育成のための研修事業やふるさとおこしグループ結成などの活力あるまちづくりのための組織づくり等に対し支援を行う。 ＜必要性＞ 活力あるまちづくりのためには、活動リーダーや活動者の知識の拡大、活動団体等の組織増強が必要である。	市民	まちを活性化し、持続的発展を図るうえで、地域づくり人材の育成は欠かせないことから、地域の持続的発

						要である。 <効果等> ①活動リーダー育成 ②活動者の知識の拡大や 活動団体等の組織の増強 ③まちの活性化		展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	
--	--	--	--	--	--	--	--	------------------------	--

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
22項 2行	2産業の 振興	<p>【産業振興の方針】</p> <p>若年層の定住を促進し、地域を活性化させるためには、本市の基幹産業である農水産業の振興は不可欠である。そのためには、ほ場、農道、漁港・漁場などの生産基盤の整備を進めるほか、ロボット技術や情報通信技術の利用促進、ブランド化、担い手育成及び食の安全・安心など、総合的に取り組む必要がある。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に生じた、都市からの地方回帰の流れを踏まえ、情報通信産業の企業立地などによる雇用創出を図るほか、電子地域通貨（MINAコイン）の普及促進、新産業の育成や起業支援、推奨品認定制度の推進、地場産業であるそうめん産業の活性化及び歴史や自然環境を活かした観光振興を総合的に進め、雇用の場と所得の確保・安定を図る。</p>	<p>【産業振興の方針】</p> <p>若年層の定住を促進し、地域を活性化させるためには、本市の基幹産業である農水産業の振興は不可欠である。そのためには、ほ場、農道、漁港・漁場などの生産基盤の整備を進めるほか、ロボット技術や情報通信技術の利用促進、ブランド化、担い手育成及び食の安全・安心など、総合的に取り組む必要がある。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に生じた、都市からの地方回帰の流れを踏まえ、情報通信産業の企業立地などによる雇用創出を図るほか、電子地域通貨の普及促進、新産業の育成や起業支援、推奨品認定制度の推進、地場産業であるそうめん産業の活性化及び歴史や自然環境を活かした観光振興を総合的に進め、雇用の場と所得の確保・安定を図る。</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
23項 1行	2産業の 振興	<p>(イ) 商工業の振興</p> <p>商工業の振興と活性化を図るため、加工品の開発や推奨品の認定を推進するとともに、関係団体と協力し、将来を担う若手後継者の育成や販路拡大等さまざまな活動を支援する。併せて、多くの市民や事業所・教育現場において地産地消を広めるとともに、電子地域通貨（MINAコイン）を普及させることで、資金の域外流出を抑制し、地元消費の拡大による地場産業の活性化を図る。また、県や関係機関と連携し、地場企業の業務拡大を支援し雇用環境を充実させるとともに、すでに誘致した企業や地場企業の業務拡大の支援に取り組む。</p> <p>そうめん産業については、都心部等への販路拡大を支援する。また、付加価値の向上を高めるため、そうめんづくりに適した地場産小麦の試験栽培による商品開発や認証制度によるブランド化を推進し、産業の活性化を図る。</p>	<p>(イ) 商工業の振興</p> <p>商工業の振興と活性化を図るため、加工品の開発や推奨品の認定を推進するとともに、関係団体と協力し、将来を担う若手後継者の育成や販路拡大等さまざまな活動を支援する。併せて、多くの市民や事業所・教育現場において地産地消を広めるとともに、電子地域通貨を普及させることで、資金の域外流出を抑制し、地元消費の拡大による地場産業の活性化を図る。また、県や関係機関と連携し、地場企業の業務拡大を支援し雇用環境を充実させるとともに、すでに誘致した企業や地場企業の業務拡大の支援に取り組む。</p> <p>そうめん産業については、都心部等への販路拡大を支援する。また、付加価値の向上を高めるため、そうめんづくりに適した地場産小麦の試験栽培による商品開発や認証制度によるブランド化を推進し、産業の活性化を図る。</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
23項 23行	2産業の 振興	<p>(オ) 観光・レクリエーションの振興</p> <p>世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「原城跡」の価値発信拠点となるガイダンス施設を主とした、物産販売や観光案内などの機能も有する世界遺産センターを本市の観光・レクリエーションの新たな拠点施設として整備し、「(一社) 南島原ひまわり観光協会」を中心として、「原城跡」を核とする市内の豊富な文化資源、地域資源を活かした観光ルートや体験型観光プログラムの新たな開発を行うとともに、農林漁業体験民宿の充実を図り、観光客を長く安定的に受け入れできるよう体制づくりに取り組む。併せて、天草市と連携し交流人口の拡大を図るほか、観光ガイドや体験型観光インストラクターの育成に努める。</p> <p>...</p>	<p>(オ) 観光・レクリエーションの振興</p> <p>世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「原城跡」の価値発信拠点となるガイダンス施設を主とした、物産販売や観光案内などの機能も有する世界遺産センター(仮称)を本市の観光・レクリエーションの新たな拠点施設として整備し、「(一社) 南島原ひまわり観光協会」を中心として、「原城跡」を核とする市内の豊富な文化資源、地域資源を活かした観光ルートや体験型観光プログラムの新たな開発を行うとともに、農林漁業体験民宿の充実を図り、観光客を長く安定的に受け入れできるよう体制づくりに取り組む。併せて、天草市と連携し交流人口の拡大を図るほか、観光ガイドや体験型観光インストラクターの育成に努める。</p> <p>...</p>	「(仮 称)」 を削 除

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
24項 9行	2産業の 振興	<p>(1) 現況と問題点</p> <p>(ア) (農業)</p> <p>本市の主要な産業である農業は、1,500戸余りの販売農家（令和2年世界農林業センサスによる）があり、このうち61.6%が専業農家、38.4%が兼業農家であり、経営規模は1ha未満が約半数を占め、0.5ha未満だけで2割近くを占めている。</p> <p>島原半島北部と比較して平坦地が少ないため、米作より畑作が盛んとなっており、野菜（ばれいしょ・いちご・トマト）、果樹（みかん、びわ、もも）、葉たばこ、酪農、肉用牛などを組み合わせた多様な経営類型が展開している。</p> <p>農業を取り巻く情勢は厳しく、農業従事者の減少や兼業化、高齢化が著しく進行しており、農業を支えている高齢者層の世代がリタイアの時期を迎えるなど、後継者不足とそれに伴う耕作放棄地の増加が深刻になりつつある。さらに、産地間競争の激化や輸入野菜の急増による価格の低迷、農薬の使用問題に対する消費者の安全指向の高まり、飼養頭数規模拡大等に伴う処理施設・機械の切り返しや曝気等の能力不足により排汁や悪臭等が地域生活環境に影響を及ぼすほか、経営規模拡大を志向する酪農家や肉用牛生産農家の規模拡大の制約要因にもなっている。また、イノシシなどの有害鳥獣による</p>	<p>(1) 現況と問題点</p> <p>(ア) (農業)</p> <p>本市の主要な産業である農業は、2,000戸余りの販売農家（平成27年世界農林業センサスによる）があり、このうち56.0%が専業農家、44.0%が兼業農家であり、経営規模は1ha未満が約半数を占め、0.5ha未満だけで2割近くを占めている。</p> <p>島原半島北部と比較して平坦地が少ないため、米作より畑作が盛んとなっており、野菜（ばれいしょ・いちご・トマト）、果樹（みかん、びわ、もも）、葉たばこ、酪農、肉用牛などを組み合わせた多様な経営類型が展開している。</p> <p>農業を取り巻く情勢は厳しく、農業従事者の減少や兼業化、高齢化が著しく進行しており、農業を支えている高齢者層の世代がリタイアの時期を迎えるなど、後継者不足とそれに伴う耕作放棄地の増加が深刻になりつつある。さらに、産地間競争の激化や輸入野菜の急増による価格の低迷、農薬の使用問題に対する消費者の安全指向の高まり、飼養頭数規模拡大等に伴う処理施設・機械の切り返しや曝気等の能力不足により排汁や悪臭等が地域生活環境に影響を及ぼすほか、経営規模拡大を志向する酪農家や肉用牛生産農家の規模拡大の制約要因にもなっている。また、イノシシなどの有害鳥獣による</p>	

	<p>要因にもなっている。また、イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害の増加など様々な問題を抱えている。</p> <p>・・・</p> <p>農家数・農家人口等 表の変更</p> <p>耕地面積等 表の変更</p>	<p>農作物被害の増加など様々な問題を抱えている。</p> <p>・・・</p> <p>農家数・農家人口等</p> <p>耕地面積等</p>	
--	---	--	--

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
27項 1行	2産業の 振興	<p>(ウ) (水産業)</p> <p>...</p> <p>漁業就業者数等</p> <p>表の変更</p> <p>魚種別陸揚量</p> <p>表の変更</p> <p>業態別漁獲量</p> <p>表の変更</p>	<p>(ウ) (水産業)</p> <p>...</p> <p>漁業就業者数等</p> <p>魚種別陸揚量</p> <p>業態別漁獲量</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
28項 1行	2産業の 振興	<p>(エ) (商工業)</p> <p>本市の商業の状況（令和3年）は、事業所が557店舗、従業員が約2,858人で、年間販売額は約455億円である。製造業（従業員30人以上）については、76事業所、従業員が1,197人で、出荷額は約140億円となっている。</p> <p>・・・</p> <p>しかし、他産地に比べ知名度が低く販売価格に差があり、また、長時間労働による後継者不足、小規模事業所では施設の老朽化等による生産性と品質管理等の課題を抱えている等、業界の抱えている問題は深刻である。</p> <p>また、地酒、味噌、醤油、菓子などの食品加工を中心とする地場産業が地域経済の重要な地位を占めているが、規模が零細であるため人・物・金・情報等の経営資源の面において、生産性や付加価値が低いという課題がある。</p> <p>・・・</p> <p>商業の状況 表の変更</p>	<p>(エ) (商工業)</p> <p>本市の商業の状況（平成28年）は、事業所が579店舗、従業員が約2,748人で、年間販売額は約479億円である。製造業（従業員4人以上の事業所）については、188事業所、従業員が1,685人で、出荷額は約122億円となっている。</p> <p>・・・</p> <p>しかし、他産地に比べ知名度が低く販売価格に差があり、また、長時間労働による後継者不足、小規模事業所では施設の老朽化等による生産性と品質管理等の課題を抱えている等、業界の抱えている問題は深刻である。</p> <p>また、地酒、味噌、醤油、菓子などの食品加工を中心とする地場産業が地域経済の重要な地位を占めているが、規模が零細であるため人・物・金・情報等の経営資源の面において、生産性や付加価値が低いという課題がある。</p> <p>・・・</p> <p>商業の状況</p>	

	<p>製造業の状況 (従業員 30 人以上の事業所) 表の変更</p>	製造業の状況 (従業員 4 人以上の事業所)	
--	---	------------------------	--

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
29項 3行	2産業の 振興	<p>(オ) (企業誘致)</p> <p>雇用機会を確保し、地域経済の活性化を図るために、工場等の誘致が最も有効な手段である。しかし、製造工場の場合は、製品の輸送コストや輸送時間を勘案すると不利な地理的条件や近年の景気低迷を背景に、企業側の対応は鈍いものとなっている。</p> <p>一方、流通の地理的不均衡が生じにくいコールセンターをはじめとする情報通信産業の地方設置が盛んに行われている。</p> <p>平成22年5月に誘致したコールセンターの雇用者数は、初年度49人で、令和6年度163人が雇用されている。</p> <p>また、一部竣工した堂崎港埋立地にJA島原雲仙の集出荷施設等の設置が予定されており、雇用の拡大が期待されている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、地方での就職や移住への関心が高まる中、今後も情報通信関連産業を中心に企業誘致活動を実施するためには、合併に伴い空き施設となった公共施設や廃校となった学校施設の再利用を含めた事業環境の整備促進及び人材の確保のための取り組みを引き続き行う必要がある。</p>	<p>(オ) (企業誘致)</p> <p>雇用機会を確保し、地域経済の活性化を図るために、工場等の誘致が最も有効な手段である。しかし、製造工場の場合は、製品の輸送コストや輸送時間を勘案すると不利な地理的条件や近年の景気低迷を背景に、企業側の対応は鈍いものとなっている。</p> <p>一方、流通の地理的不均衡が生じにくいコールセンターをはじめとする情報通信産業の地方設置が盛んに行われている。</p> <p>平成22年5月に誘致したコールセンターの雇用者数は、初年度49人で、平成27年度211人、令和元年度156人が雇用されている。</p> <p>また、一部竣工した堂崎港埋立地にJA島原雲仙の集出荷施設等の設置が予定されており、雇用の拡大が期待されている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、地方での就職や移住への関心が高まる中、今後も情報通信関連産業を中心に企業誘致活動を実施するためには、合併に伴い空き施設となった公共施設や廃校となった学校施設の再利用を含めた事業環境の整備促進及び人材の確保のための取り組みを引き続き行う必要がある。</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
30項 6行	2産業の 振興	<p>(カ) (観光・レクリエーション)</p> <p>...</p> <p>今後は、「原城跡」を中心に豊富な文化資源や他の観光資源などを絡めたネットワーク化や観光ガイドの育成など、市内を周遊させる体制を整えるとともに、受け入れ態勢の充実が急務となっている。さらに、宿泊施設が少ない本市にとって、日帰り観光客の割合が高いことから、民泊事業の質の向上に加えて滞在時間を増加させる更なる方策が必要である。平成22年3月に認定を受けた「南島原どぶろく特区」は、農林漁業体験民宿をより一層魅力的にするものとして期待されており、令和6年度時点で3軒の販売農家が誕生している。一方で島原手延そうめんをはじめとする豊富な特産品を観光に活用しきれておらず、今後の課題となっている。</p> <p>また、平成20年3月末で廃線になった島原鉄道南線を活用し現在整備を進めている自転車歩行者専用道路を活用し、各観光拠点間を結び、地域資源をゆっくり巡る「南島原スロー・サイクル」の実現に向けた各種施策の推進が必要とされている。</p> <p>...</p>	<p>(カ) (観光・レクリエーション)</p> <p>...</p> <p>今後は、「原城跡」を中心に豊富な文化資源や他の観光資源などを絡めたネットワーク化や観光ガイドの育成など、市内を周遊させる体制を整えるとともに、受け入れ態勢の充実が急務となっている。さらに、宿泊施設が少ない本市にとって、日帰り観光客の割合が高いことから、民泊事業の質の向上に加えて滞在時間を増加させる更なる方策が必要である。平成22年3月に認定を受けた「南島原どぶろく特区」は、農林漁業体験民宿をより一層魅力的にするものとして期待されており、令和元年度時点で3軒の販売農家が誕生している。一方で島原手延そうめんをはじめとする豊富な特産品を観光に活用しきれておらず、今後の課題となっている。</p> <p>また、平成20年3月に廃線となった島原鉄道南線跡地を活用し現在整備を進めている自転車歩行者専用道路を活用し、各観光拠点間を結び、地域資源をゆっくり巡る「南島原スロー・サイクル」の実現に向けた各種施策の推進が必要とされている。</p> <p>...</p>	

観光客延べ数

図の変更

観光客延べ数

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
33項 5行	2産業の 振興	<p>(エ) (商工業)</p> <p>①商工業の消費流通対策として、魅力ある商店（街）の経営、流通、情報サービスなどについて指導機関との連携を図る。</p> <p>②中小企業の経営革新や新規創業、地域振興等、商工会が行うさまざまな活動を支援する。</p> <p>③中小企業者へ各種融資制度の効果的な運用を推進し、施設・設備の近代化や合理化、生産技術の向上と競争力の強化、経営管理の改善などを促し、経営体質の強化を図る。</p> <p>④経営を担う人材の育成に係る支援や金融支援等の各種支援の取組を強化する。</p> <p>⑤島原手延そうめんの信用と信頼を高め、特産品としての地位を確立するために、島原手延そうめん認証制度の活用を図る。</p> <p>⑥他地域への購買力の流出等を防ぐため、経営の協業化、共同集客事業の展開、駐車場の確保等に対する事業について支援に努める。</p> <p>⑦電子地域通貨（MINAコイン）の普及促進を行い、資金の域外流出の抑制と地元消費拡大を図る。</p> <p>⑧そうめんづくりに適した、地場産小麦の研究・開発により、付加価値の向上を図る。</p> <p>⑨そうめん生産者が行う、機械性能の向上等による生産性の</p>	<p>(エ) (商工業)</p> <p>①商工業の消費流通対策として、魅力ある商店（街）の経営、流通、情報サービスなどについて指導機関との連携を図る。</p> <p>②中小企業の経営革新や新規創業、地域振興等、商工会が行うさまざまな活動を支援する。</p> <p>③中小企業者へ各種融資制度の効果的な運用を推進し、施設・設備の近代化や合理化、生産技術の向上と競争力の強化、経営管理の改善などを促し、経営体質の強化を図る。</p> <p>④経営を担う人材の育成に係る支援や金融支援等の各種支援の取組を強化する。</p> <p>⑤島原手延そうめんの信用と信頼を高め、特産品としての地位を確立するために、島原手延そうめん認証制度の活用を図る。</p> <p>⑥他地域への購買力の流出等を防ぐため、経営の協業化、共同集客事業の展開、駐車場の確保等に対する事業について支援に努める。</p> <p>⑦電子地域通貨の普及促進を行い、資金の域外流出の抑制と地元消費拡大を図る。</p> <p>⑧そうめんづくりに適した、地場産小麦の研究・開発により、付加価値の向上を図る。</p> <p>⑨そうめん生産者が行う、機械性能の向上等による生産性の</p>	

		向上や生産工程の自動化等の設備整備を支援する。	向上や生産工程の自動化等の設備整備を支援する。	
--	--	-------------------------	-------------------------	--

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
33項 21行	2産業の 振興	<p>(才) (企業誘致)</p> <p>①地場産業の強化・拡充をはじめ、革新的技術の導入や新規産業の創出、循環型社会の形成など、持続可能な地域社会の構築に向けた取組を推進する。</p> <p>②空き工場・施設情報のデータベース化を構築する。</p> <p>③遊休公共施設や堂崎港埋立地を活用した事業所誘致を推進する。</p>	<p>(才) (企業誘致)</p> <p>①情報通信技術利用事業（コールセンター等）を中心に幅広い分野での企業誘致活動を推進する。</p> <p>②空き工場・施設情報のデータベース化を構築する。</p> <p>③遊休公共施設や堂崎港埋立地を活用した事業所誘致を推進する。</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
33項 26行	2産業の 振興	<p>(カ) (観光・レクリエーション)</p> <p>...</p> <p>⑪市内全域を周遊するための拠点施設として、世界遺産のガイダンス施設や物産販売、観光案内などの機能を有する世界遺産センターを整備する。</p>	<p>(カ) (観光・レクリエーション)</p> <p>...</p> <p>⑪市内全域を周遊するための拠点施設として、世界遺産のガイダンス施設や物産販売、観光案内などの機能を有する世界遺産センター（仮称）を整備する。</p>	「(仮 称)」 を削 除

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考																																	
34項 26行	2産業の 振興	<p>(ク) (産業の振興における目標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>基準値</th> <th>令和12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規就農者数</td> <td>33人 (R6年度)</td> <td>35人</td> </tr> <tr> <td>漁獲量</td> <td>1,123t (R6年度)</td> <td>1,100t</td> </tr> <tr> <td>企業数</td> <td>1,617社 (R6年度)</td> <td>1,536社</td> </tr> <tr> <td>観光客数</td> <td>820千人 (R6年度)</td> <td>1,100千人</td> </tr> <tr> <td>観光消費額</td> <td>51.0億円 (R6年度)</td> <td>68.0億円</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基準値	令和12年度	新規就農者数	33人 (R6年度)	35人	漁獲量	1,123t (R6年度)	1,100t	企業数	1,617社 (R6年度)	1,536社	観光客数	820千人 (R6年度)	1,100千人	観光消費額	51.0億円 (R6年度)	68.0億円	<p>(ク) (産業の振興における目標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>基準値</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規就農者数</td> <td>20人 (H30年度)</td> <td>26人</td> </tr> <tr> <td>農業産出額</td> <td>242.9億円 (H30年度)</td> <td>277.7億円</td> </tr> <tr> <td>漁業所得</td> <td>1.89億円 (R1年度)</td> <td>2.52億円</td> </tr> <tr> <td>観光消費額</td> <td>62.3億円 (R1年度)</td> <td>67.4億円</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基準値	令和7年度	新規就農者数	20人 (H30年度)	26人	農業産出額	242.9億円 (H30年度)	277.7億円	漁業所得	1.89億円 (R1年度)	2.52億円	観光消費額	62.3億円 (R1年度)	67.4億円	
基本目標	基準値	令和12年度																																			
新規就農者数	33人 (R6年度)	35人																																			
漁獲量	1,123t (R6年度)	1,100t																																			
企業数	1,617社 (R6年度)	1,536社																																			
観光客数	820千人 (R6年度)	1,100千人																																			
観光消費額	51.0億円 (R6年度)	68.0億円																																			
基本目標	基準値	令和7年度																																			
新規就農者数	20人 (H30年度)	26人																																			
農業産出額	242.9億円 (H30年度)	277.7億円																																			
漁業所得	1.89億円 (R1年度)	2.52億円																																			
観光消費額	62.3億円 (R1年度)	67.4億円																																			

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後					変更前					備考
35項 1行	2産業の 振興	(3) 計画（令和8年度～令和12年度）					(3) 計画（令和3年度～令和7年度）					
		持続的 的發 展 施 策 分 區	事業名 (施設名)	事業内容	実施主 体	備考	持續的 的發 展 施 策 分 區	事業名 (施設名)	事業内容	実施主 体	備考	
		2産業 の 振 興	(1) 基盤整備 農業	南島原市耕作放棄地解消基盤整備事業 小規模基盤整備 250a	市		2産業 の 振 興	(1) 基盤整備 農業	島原半島地域食肉センター整備事業	協同組合		
				県営土地改良事業 諏訪・空池原・見岳・馬場・津波見・有家中部	県				新規就農者就農支援事業 生産基盤整備	受益者		
				営農施設移転等事業 営農施設移転等支援	受益者				南島原市耕作放棄地解消基盤整備事業 小規模基盤整備 250a	市		
				石材等運搬事業 石材等運搬支援	受益者				県営土地改良事業 諏訪・空池原・見岳・馬場・津波見・有家中部	県		
				砂防・急傾斜地・地すべり対策事業 地すべり等保全事業負担金	県				農地海岸保全（高潮対策）施設整備事業 有馬2期地区	県		
				ため池・井堰等整備事業 ため池緊急浚渫推進事業	市				自然災害防止事業 海岸保全区域の堤防改修	県		
				農村地域防災減災事業	市				農村地域防災減災事業 （ため池整備）	市		

			<p>団体が行う農業振興に資する事業に助成する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>農業後継者組織は、相互の農業技術や情報の交換、共同プロジェクト活動を通じた研究など農業後継者の育成に果たす役割も大きく、組織の活性化は農業振興に寄与しており事業の必要性は大である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①農業後継者組織活性化</p>		<p>業振興に寄与していることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>させ、発展させる取組を支援する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>後継者等の農業経営の継承を支援し、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体の確保を図る必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①地域の農地利用等を担う経営体の確保</p>		<p>の後継者を支援するとことで、農業者減少や耕作放棄地抑制に資することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>中山間地域等直接支払交付金事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>中山間地域と平地地域との生産条件の不利を交付金で補う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>本市は、多くの中山間地域を有し耕作放棄地が多いため、いのししの被害も多く、農業経営に支障を来たしている。そのため、耕作放棄地を未然に防ぐ取組や被害防止柵の設置などが必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①耕作放棄地の発生抑制</p> <p>②農業生産性の向上</p>	協定集落	<p>耕作放棄地の抑制を図る取組であり、農業生産性の向上につながることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>農業後継者組織支援事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>農業後継者で組織する団体が行う農業振興に資する事業に助成する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>農業後継者組織は、相互の農業技術や情報の交換、共同プロジェクト活動を通じた研究など農業後継者の育成に果たす役割も大きく、組織の活性化は農業振</p>	農業後継者団体	<p>農業後継者組織の活性化は、農業振興に寄与していることから、地域の持続的発展に資する取組であり、</p>		

			<p>和牛・乳牛保留事業</p> <p>＜内容＞ 優良雌子牛を市内に保留し、系統繁殖することで、黒毛和牛及び乳用牛の改良を促進する。また、これにより肉用牛生産農家又は酪農家の生産基盤を確立する。</p> <p>＜必要性＞ 肉用牛生産農家又は酪農家の生産基盤を確立するためには、肉用牛・乳用牛の一貫生産体制を構築し産地化が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①肉用牛・乳用牛の改良促進 ②肉用牛生産農家・酪農家の生産基盤確立 	受益者	肉用牛生産農家・酪農家の経営安定を図ることで、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組でありその効果は将来に及ぶ。			興に寄与しており事業の必要性は大である。	①農業後継者組織活性化	その効果は将来に及ぶ。	
			<p>認定農業者組織支援事業</p> <p>＜内容＞ 認定農業者で組織する団体が行う農業振興に資する事業に助成する。</p> <p>＜必要性＞ 本市認定農業者協議会は、県下最大の認定農</p>	協議会	地域農業を牽引する組織の活性化を図ることで、若者が定着できる地場			<p>オリーブ栽培推進事業</p> <p>＜内容＞ オリーブ植栽のための苗木購入費、栽培研修費、土壤分析費の補助、収穫物の加工品開発、販路開拓支援を行う。</p> <p>＜必要性＞ 農業者の高齢化等で深刻化する中、作業負担が軽く高齢者でも栽培可能な作物を推進することが必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①耕作放棄地及び遊休農地の予防・解消 ②生産者所得向上 	受益者	<p>高齢の農業者でも栽培可能な作物を推進することは、耕作放棄地及び遊休農地の予防・解消のみならず、生産者所得向上に寄与するところから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	

		<p>業者の組織である。地域農業の牽引役を果たしており、活動に対する助成を行い活動の活性化を図ることは農業振興上必要不可欠である。</p> <p>①認定農業者組織の活性化</p>		<p>産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>和牛・乳牛保留事業</p> <p>①内容 優良雌子牛を市内に保留し、系統繁殖することで、黒毛和牛及び乳用牛の改良を促進する。また、これにより肉用牛生産農家又は酪農家の生産基盤を確立する。</p> <p>②必要性 肉用牛生産農家又は酪農家の生産基盤を確立するためには、肉用牛・乳用牛の一貫生産体制を構築し産地化が必要である。</p> <p>③効果等 ①肉用牛・乳用牛の改良促進 ②肉用牛生産農家・酪農家の生産基盤確立</p>		<p>肉用牛生産農家・酪農家の経営安定を図ることで、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組でありその効果は将来に及ぶ。</p>
		<p>親元就農者支援事業補助金</p> <p>①内容 市外で3年間以上就労した者が南島原市へUターンし親元就農する際、就農1年目に100万円、2年目及び3年目に30万円の給付金を交付する。</p> <p>②必要性 農家の高齢化や後継者問題は深刻な状況であり、その対策となる取組が必要である。</p> <p>③効果等 ①農業生産技術の継承 ②農地の生産性の維持 ③集落・地域の存続</p>	受益者	<p>農業後継者を確保することは、耕作放棄地の発生や人口減少の抑制に資することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>認定農業者組織支援事業</p> <p>①内容 認定農業者で組織する団体が行う農業振興に資する事業に助成する。</p> <p>②必要性 本市認定農業者協議会は、県下最大の認定農</p>	協議会	<p>地域農業を牽引する組織の活性化を図ることで、若者が定着できる地場</p>

			<p>＜内容＞ 優良な肉用雌牛の導入を支援する。</p> <p>＜必要性＞ 産地の基盤強化を図るために、地域内保留による、母牛群の改良増殖が必要である。</p> <p>＜効果等＞ ①産地の基盤強化</p>		<p>生産農家の経営安定を図ることで、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>消費者ニーズに応えるためには、環境保全型農業の推進が必要である。また、消費者ニーズに応えることで、農産物の付加価値を高め、農業経営の安定化が必要である。</p> <p>＜効果等＞ ①農産物の付加価値向上 ②農業経営の安定化</p>		<p>の効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>みかん栽培経営安定対策事業費補助金</p> <p>＜内容＞ マルチ更新費用の一部を助成し、農業経営の安定化を図る。</p> <p>＜必要性＞ 高品質ミカンを生産するためには、マルチ栽培が推進されているが、マルチ更新費用は大きな負担となつてい</p>	受益者	<p>農業経営の安定化を図ることで、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与すること</p>			<p>黄斑えそ病防除支援事業</p> <p>＜内容＞ 共同でたばこ黄斑えそ病の防除を実施する団体に防除費用の一部を助成する。</p> <p>＜必要性＞ 基幹作物である葉たばこの振興は本市農業施策の重要課題であり、その後継者確保対策は喫緊の課題である。葉たばこ栽培農家を病害虫被害から守り、その安定生産を支援することで、経営を安定させ、経営不安による後継者不足の解消を図る必要がある。</p> <p>＜効果等＞ ①産地育成 ②農業経営の安定化</p>	生産組合	<p>葉たばこ栽培農家の経営安定により、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
								<p>家畜導入事業</p>	受益者	肉用牛	

			<p>るため、みかん栽培を推進するためには対策が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①農業経営の安定化</p>		<p>から、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>＜内容＞</p> <p>優良な肉用雌牛の導入を支援する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>産地の基盤強化を図るために、地域内保留による、母牛群の改良増殖が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①産地の基盤強化</p>		<p>生産農家の経営安定を図ることで、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>有機農業等推進事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>南島原市有機農業推進協議会の事業費の補助や、有機JAS認証取得の補助を行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>農業生産者の所得向上を図るための取組の一つとして、有機農業の振興を図る必要がある。また、有機JAS認証取得は高額であり、有機農業を推進するためには対策が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①有機農産物の生産安定・品質向上</p>	協議会	<p>有機農産物の生産が安定し、所得が向上することで、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>みかん栽培経営安定対策事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>マルチ更新費用の一部を助成し、農業経営の安定化を図る。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>高品質ミカンを生産するためには、マルチ栽培が推進されているが、マルチ更新費用は大きな負担となつていて</p>	受益者	<p>農業経営の安定化を図ることで、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与するこ</p>	

			<p>＜必要性＞ 農家戸数が減少し高齢化が進む中で、農業経営の安定を図るために、農作業の効率化や労働力の削減を図る必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農作業の効率化・労働力の削減 ②農業経営の安定 		<p>展を開けるためには、農作業の効率化や労働力削減は必要不可欠であり、その効果は将来に及ぶ。</p>				<p>農産物ブランド化推進事業</p> <p>＜内容＞ 市内の高品質な農産物・農産加工品をブランド化し、展開したい農業者団体・農業法人・食品関連事業者等へブランド化推進の支援を行う。</p> <p>＜必要性＞ 農業所得の向上に直結する必要な取り組みであり、積極的に実施していく必要がある。また、產品の販売という出口戦略に、農業生産者が直接関与し、儲かる農業経営者の育成が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①儲かる農業経営者としての人材育成 	受益者	儲かる農業経営者を育成することで農業振興を図り、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	
			<p>新規作物調査・研究事業</p> <p>＜内容＞ 高付加価値な新規作物の栽培に伴う調査・研究を行う。また、新規作物の導入を行う生産者に対し補助金を支出し、導入経費等の支援を行う。</p> <p>＜必要性＞ 農業者の所得を向上し、安定した収益を得るために、新規作物に関する調査研究が必要である。また、新規作物の導入により、耕作放棄地の予防・解消が期待できるが、新規作物の導入には多額の経費がかかることから、支援が必要である。</p>	市	<p>農業者の所得向上は農業振興において重要であり、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、</p>			<p>農業用ドローン農薬散布普及支援事業</p> <p>＜内容＞ 農業用ドローンを活用した農薬散布の支援を実証的に行う。</p>	市	農家戸数が減少し高齢化が進む中で、持続的発		

			<p>＜効果等＞</p> <p>①農業者の所得向上 ②耕作放棄地の予防・解消</p>		その効果は将来に及ぶ。			<p>＜必要性＞</p> <p>農家戸数が減少し高齢化が進む中で、農業経営の安定を図るために、農作業の効率化や労働力の削減を図る必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①農作業の効率化・労働力の削減 ②農業経営の安定</p>		展を図るためには、農作業の効率化や労働力削減は必要不可欠であり、その効果は将来に及ぶ。	
			<p>未来農業フロンティア推進事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>市と民間企業が共同出資して農業振興法人を設立し、官民それぞれの強みを生かして果樹を主軸とした新規就農者のトレーニングファーム事業を実施する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>減少する農家の中でも、特に果樹農家の減少が顕著に表れており歯止めがかかる状況である。果樹の新規就農については、未収穫期間の問題に加え、栽培技術の習得機会が少ないとから就農までに至らないケースが多い。そのため、経営感覚に優れた中核人材を育成することが必要である。また、果樹農家の増加による耕作放棄地の予防解消につなげる必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①中核人材の育成 ②耕作放棄地の予防・解消</p>	農業法人	<p>果樹農家を育成し、新規就農を促進する取組は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>新規作物調査・研究事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>高付加価値な新規作物の栽培に伴う調査・研究を行う。また、新規作物の導入を行う生産者に対し補助金を出し、導入経費等の支援を行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>農業者の所得を向上し、安定した収益を得るために、新規作物に関する調査研究が必要である。また、新規作物の導入により、耕作放棄地の予防・解消が期待できるが、新規作物の導入には多額の経費がかかることから、支援が必要である。</p>	市	<p>農業者の所得向上は農業振興において重要であり、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、</p>	

		農業後継者結婚対策事業 <内容> 南島原市農業後継者結婚対策協議会を主体として研修会や男女交流ミニイベント（ワークショップほか）等を実施する。 <必要性> 男女の出会いが少ない農業後継者等の結婚は、現代社会における非婚化、晩婚化の影響を受けて、さらに困難なものとなりつつある。そのため、農業後継者等に出会いの場や自分磨きの機会を提供し結婚を支援していく必要がある。 <効果等> ①農業後継者の確保 ②移住・定住促進 ③人口増加		農業後継者の確保は、耕作放棄地の発生や農業者減少の抑制に資するとともに、結婚による移住定住促進や結婚・出産による人口増加が期待できることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。		<効果等> ①農業者の所得向上 ②耕作放棄地の予防・解消		その効果は将来に及ぶ。
		農業後継者育成事業 <内容>	受益者	農業後継者を確保す		未来農業フロンティア推進事業 <内容> 市と民間企業が共同出資して農業振興法人を設立し、官民それぞれの強みを生かして果樹を主軸とした新規就農者のトレーニングファーム事業を実施する。 <必要性> 減少する農家の中でも、特に果樹農家の減少が顕著に表れており歯止めがかかるない状況である。果樹の新規就農については、未収穫期間の問題に加え、栽培技術の習得機会が少ないとから就農までに至らないケースが多い。そのため、経営感覚に優れた中核人材を育成することが必要である。また、果樹農家の増加による耕作放棄地の予防解消につなげる必要がある。 <効果等> ①中核人材の育成 ②耕作放棄地の予防・解消	農業法人	果樹農家を育成し、新規就農を促進する取組は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

			<p>農業者等の扶養する農業大学校生等が当該修学又は研修終了後3年以内に就農する際の経費を助成する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>農家の高齢化や後継者問題は深刻な状況であり、その対策となる取組が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①農業後継者の確保</p>		<p>ることは、耕作放棄地の発生や農業者減少の抑制に資することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>農業後継者結婚対策事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>南島原市農業後継者結婚対策協議会を主体として研修会や男女交流ミニイベント（ワークショップほか）等を実施する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>男女の出会いが少ない農業後継者等の結婚は、現代社会における非婚化、晩婚化の影響を受けて、さらに困難なものとなりつつある。そのため、農業後継者等に出会いの場や自分磨きの機会を提供し結婚を支援していく必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①農業後継者の確保 ②移住・定住促進 ③人口増加</p>	<p>協議会</p>	<p>農業後継者の確保は、耕作放棄地の発生や農業者減少の抑制に資するとともに、結婚による移住・定住促進や結婚・出産による人口増加が期待できることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>水産資源増殖保護事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>イカ捕獲かご網に産卵された卵をふ化するまで海中に吊り下げておくために必要な経費や、タコの資源回復を図るためにタコ産卵用つぼの設置費用等について補助する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>有明海における重要魚種である甲イカの漁獲量を維持・回復させ、将来にわたって漁業の経営安定を図るために</p>	<p>漁協</p>	<p>水産資源の維持・回復を図ることは、漁業の持続的発展に必要不可欠であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>農業後継者育成事業</p> <p>＜内容＞</p>	<p>受益者</p>	<p>農業後継者を確保す</p>	

			<p>は、水産資源の維持・回復が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①水産資源の維持・回復 ②漁業所得の向上 ③漁業の経営安定 					<p>農業者等の扶養する農業大学校生等が当該修学又は研修終了後3年以内に就農する際の経費を助成する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>農家の高齢化や後継者問題は深刻な状況であり、その対策となる取組が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農業後継者の確保 		<p>ことは、耕作放棄地の発生や農業者減少の抑制に資することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>
			<p>種苗放流事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>種苗の生産・中間育成・放流等の事業に対し助成する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>有明海の漁業資源を回復させ、将来にわたって漁業の経営安定を図るために、水産資源の維持・回復が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①水産資源の維持・回復 ②漁業の経営安定 	漁協	<p>水産資源の維持・回復を図ることは、漁業の持続的発展に必要不可欠であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>水産資源増殖保護事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>イカ捕獲かご網に産卵された卵をふ化するまで海中に吊り下げておくために必要な経費や、タコの資源回復を図るためにタコ産卵用つぼの設置費用等について補助する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>有明海における重要魚種である甲イカの漁獲量を維持・回復させ、将来にわたって漁業の経営安定を図るために</p>	漁協	<p>水産資源の維持・回復を図ることは、漁業の持続的発展に必要不可欠であり、その効果は将来に及ぶ。</p>
			<p>漁業用産業廃棄物処理対策事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>漁網、ロープ類、タコツボ等の漁業活動で不要となった産業廃棄物処理に対する補助を行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>不要となった産業廃棄物が漁港施設に放置され危険を伴うことか</p>	漁協 漁業者組織	<p>漁港周辺地域の安全を確保するため、漁港施設の適正利用を図ることは、地域の持</p>					

			<p>ら、周辺地域の安全確保のために対策が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①漁港施設の適正利用 ②周辺地域の安全性確保</p>		<p>統的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>は、水産資源の維持・回復が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①水産資源の維持・回復 ②漁業所得の向上 ③漁業の経営安定</p>			
			<p>FRP 漁船廃船処理事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>廃船となった FRP 漁船に対し廃船費に対する補助を行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>不要となった産業廃棄物が漁港施設に放置され危険を伴うことから、周辺地域の安全確保のために対策が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①漁港内の適正な運営 ②周辺地域の安全性確保</p>	受益者	<p>漁港周辺地域の安全を確保するため、漁港施設の適正利用を図ることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>種苗放流事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>種苗の生産・中間育成・放流等の事業に対し助成する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>有明海の漁業資源を回復させ、将来にわたって漁業の経営安定を図るためには、水産資源の維持・回復が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①水産資源の維持・回復 ②漁業の経営安定</p>	漁協	<p>水産資源の維持・回復を図ることは、漁業の持続的発展に必要不可欠であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		
			<p>農作業体験交流活動補助金交付事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>南島原市内で農業をやってみたいという方々</p>	受益者	<p>新たな担い手を確保するため、多様な</p>		<p>ひとが創る持続可能な漁村推進事業(県単)</p> <p>＜内容＞</p> <p>漁業の新規就業者に対し、自立に向けた 2 年間の就業支援を行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>漁業者的人口減少・高齢化が進むなか、新規就業者の増加を図る取組が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p>	受益者	<p>漁業者の減少・高齢化が進む中、漁業の新規就業者確保を図ることとは、地域の持</p>		

			<p>(多様な農業人材:Uターン・Iターン・移住・非農家・市内学生)を対象に、農業の体験や学習を行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>耕作放棄地となる前に次の耕作者へつなぐことが重要であり、新たな受け手としてより多くの多様な農業人材の育成を図ることが必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①耕作放棄地の適正な管理</p> <p>②新たな担い手の確保</p>		<p>農業人材の育成を図ることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>①新規就業者の確保</p>		<p>継続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>外国人労働者雇用支援事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>農業における労働力確保による経営の安定を図るため、外国人労働者を雇用する者に必要な費用の一部を助成する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>本市の農業生産額は県内で第2位であるが、労働力不足が経営規模拡大に大きく影響を及ぼすことから、外国人労働者の雇用支援が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①農業経営の安定</p> <p>②地域農業の持続的発</p>	受益者	<p>新たな担い手を確保するため、多様な農業人材の育成を図ることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>漁業用産業廃棄物処理対策事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>漁網、ロープ類、タコツボ等の漁業活動で不要となった産業廃棄物処理に対する補助を行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>不要となった産業廃棄物が漁港施設に放置され危険を伴うことから、周辺地域の安全確保のために対策が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①漁港施設の適正利用</p> <p>②周辺地域の安全性確保</p>	漁協 漁業者 組織	<p>漁港周辺地域の安全を確保するため、漁港施設の適正利用を図ることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
								<p>FRP漁船廃船処理事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>廃船となったFRP漁船に対し廃船費に対する補助を行う。</p> <p>＜必要性＞</p>	受益者	<p>漁港周辺地域の安全を確保するため、漁港施</p>	

			展								設の適正利用を図ることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
			農業用ドローン操縦技能習得支援事業								不要となった産業廃棄物が漁港施設に放置され危険を伴うことから、周辺地域の安全確保のために対策が必要である。 <効果等> ①漁港内の適正な運営 ②周辺地域の安全性確保
			<内容> 市内の農業者が、農作業の効率化、作業負担の軽減を目的に、自らドローンを操縦して農薬散布等を行う農業者を支援する。 <必要性> 農家戸数が減少し高齢化が進む中で、農業経営の安定を図るために、農作業の効率化や労働力の削減を図る必要がある。 <効果等> ①農業経営の安定 ②地域農業の持続的発展	受益者	農家戸数が減少し高齢化が進む中で、農作業の効率化や労働力の削減を図ることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。		商工業・6次産業化	商工業振興資金利子補給補助事業	商工会	中小事業者の経営が厳しい状況にある中、事業継承や若者の雇用増加を図るための商工業振興策は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果	
			治山林道整備事業（自然災害防止補助金）								
			<内容> 自然災害防止工事を実施する市民に対して費用の一部を支援する。 <必要性> 大雨により、土砂崩れが発生し、被害を受けた住民に対して支援を行い、早急に自然災害防止工事を実施する必	受益者	自然災害防止工事を実施し、市民の安全・安心対策を図ることは、地域の持続的発						

			<p>都市部で開催される商談会等への参加を支援するとともに、南島原市商工会が実施するプレミアム商品券発行事業等活性化事業に必要な経費の一部を助成する。</p> <p>＜必要性＞ 大型店の進出やオンラインショッピングの普及等により地域資金が流出する中、地域商店街での消費拡大や地域商店の販路拡大を図る取組が必要である。また、情報の収集や経営について、専門知識を活用した指導が併せて必要である。</p> <p>＜効果等＞ ①地域商店街の消費・販路の拡大 ②地域商店経営者のスキルアップ</p>	<p>販路拡大、地域経済循環等の取組により商工業を活性化し、事業の継承や若者の雇用を増加させることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>等地域資源を活用した新商品の開発、それに伴う販路開拓事業に取り組む事業者に対し、商品開発等に要した経費の一部を助成する。</p> <p>＜必要性＞ 本市には優れた農林水産物のproductがあるが、一次productは収益率が低く、販売先も限られてきているため、農林水産物等を加工により付加価値を付けた二次productの開発とその販路開拓が必要である。</p> <p>＜効果等＞ ①事業者の所得向上・経営安定</p>		<p>上げ、所得向上につなげることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>
			<p>地域物産開発販売支援事業</p> <p>＜内容＞ 農林水産物や鉱工業品等地域資源を活用した新商品の開発、それに伴う販路開拓事業に取り組む事業者に対し、商品開発等に要した経費の一部を助成する。</p> <p>＜必要性＞</p>	<p>事業者</p> <p>農林水産物や鉱工業等の収益率を上げ、所得向上につなげることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>地域総合整備資金貸付金事業</p> <p>＜内容：＞ (一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)の支援を得ながら、民間事業者等に無利子で資金の貸付けを行う「ふるさと融資」を実施する。</p> <p>＜必要性＞ 過疎化の進行により人口減少が続く本市の商業においては、家族経営など小規模な店舗が大部分を占めており、地場企業による二次産業の拡大事業は地域の働く場の創出・雇用に</p>	<p>事業者</p> <p>地場企業による生産規模拡大は地域の雇用増加と所得向上に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	

			<p>本市には優れた農林水産物のproductがあるが、一次productは収益率が低く、販売先も限られてきているため、農林水産物等を加工により付加価値を付けた二次productの開発とその販路開拓が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①事業者の所得向上・経営安定</p>		<p>統的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>おいて必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①地場企業による二次産業の拡大</p>		<p>果は将来に及ぶ。</p>
			<p>地域総合整備資金貸付金事業</p> <p>＜内容：＞</p> <p>(一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)の支援を得ながら、民間事業者等に無利子で資金の貸付けを行う「ふるさと融資」を実施する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>過疎化の進行により人口減少が続く本市の商業においては、家族経営など小規模な店舗が大部分を占めており、地場企業による二次産業の拡大事業は地域の働く場の創出・雇用において必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①地場企業による二次産業の拡大</p>	事業者	<p>地場企業による生産規模拡大は地域の雇用増加と所得向上に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>地域おこし協力隊事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>そうめん生産者を目指す者を、地域おこし協力隊として募集し、研修により製造から出荷までの生産工程を学んでもらう。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>そうめん生産者は年々減少傾向にあり、後継者・担い手の不在が大きな課題となっている。そのため、技術を継承する人材を外部から募集し、新たな担い手の確保と産地の維持が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①そうめん生産者の後継者確保</p> <p>②そうめん産地の維持</p>	市	<p>後継者を確保することは、技術や事業の継承による産地の維持に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>創業促進資金制度預託金</p> <p>＜内容＞</p> <p>南島原市中小企業創業支援資金の取扱金融機関に対し資金を預託し、預託金額の協調倍率までの資金の融資を可能とする。</p> <p>＜必要性＞</p>	市	<p>新規事業の創出を促進することは、地域経済の活性化や雇用の創出に寄</p>					

			<p>＜内容＞ 南島原市中小企業創業支援資金の取扱金融機関に対し資金を預託し、預託金額の協調倍率までの資金の融資を可能とする。</p> <p>＜必要性＞ 地域経済の新陳代謝を活性化し、雇用の創出を図るうえで、新規事業創出を促進する必要がある。</p> <p>＜効果等＞ ①新規事業の創出 ②新規事業における経営の健全・安定化</p>		<p>進することは、地域経済の活性化や雇用の創出に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>地域経済の新陳代謝を活性化し、雇用の創出を図るうえで、新規事業創出を促進する必要がある。</p> <p>＜効果等＞ ①新規事業の創出 ②新規事業における経営の健全・安定化</p>		<p>与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>南島原市 HACCP 導入支援事業補助金</p> <p>＜内容＞ ながさき HACCP の 4 段階以上の評価取得に取り組む食品製造事業者に対し、施設や設備の改修にかかる費用などを支援する。</p> <p>＜必要性＞ 消費者からの信頼性向上や競争力の強化するためには、食品製造事業者の衛生管理体制を構築すること必要がある。</p>	受益者	<p>付加価値増加により所得を向上させ、商工業の活性化や雇用の創出に寄与することから地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>南島原市 HACCP 導入支援事業補助金</p> <p>＜内容＞ ながさき HACCP の 4 段階以上の評価取得に取り組む食品製造事業者に対し、施設や設備の改修にかかる費用などを支援する。</p> <p>＜必要性＞ 消費者からの信頼性向上や競争力の強化するためには、食品製造事業者の衛生管理体制を構築すること必要がある。</p> <p>＜効果等＞ ①所得向上</p>	受益者	<p>付加価値増加により所得を向上させ、商工業の活性化や雇用の創出に寄与することから地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		
							<p>電子地域通貨事業</p>	市	市外へ		

			<p>①所得向上</p> <p>②電子地域通貨事業</p> <p>③おいしい南島原ブランド認定品活用推奨事業</p>				
			<p>①所得向上</p> <p>②電子地域通貨事業</p> <p>③おいしい南島原ブランド認定品活用推奨事業</p>		<p>市外への資金流出を抑制し、市内消費の拡大を図ることは域内経済に好循環をもたらすものである。また、デジタル社会への移行を踏まえ、本事業を推進することは、その効果が将来に及ぶものである。</p>	<p>市外への資金流出を抑制し、市内消費の拡大を図ることは域内経済に好循環をもたらすものである。また、デジタル社会への移行を踏まえ、本事業を推進することは、その効果が将来に及ぶものである。</p>	<p>市外への資金流出を抑制し、市内消費の拡大を図ることは域内経済に好循環をもたらすものである。また、デジタル社会への移行を踏まえ、本事業を推進することは、その効果が将来に及ぶものである。</p>

			<p>おいしい南島原ブランド認定品活用推奨事業</p> <p>「おいしい南島原ブランド」として認定された推奨品を冠婚葬祭等催事での返礼品としての活用した場合、当該推奨品の購入費等の一部について助成する。</p> <p>物産の振興及び商工業の活性化のためには、市産品の認知度向上や地元消費の拡大が必要である。</p> <p>①認知度向上 ②地元消費拡大</p>	市	物産の認知度向上や地元消費の拡大は、地場産業の活性化に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。			の活用した場合、当該推奨品の購入費等の一部について助成する。	性化に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	
			<p>島原手延そうめん PR事業</p> <p>関東圏、九州圏におけるTVCMの放送やPRイベントへの参加など島原手延そうめんのPR活動を実施する。</p> <p>本市の基幹産業であるそうめん産業の振興には、消費者の「島原手延そうめん」の認知度を高め、購買意欲向上による販売量の増加と販売価格の上昇を図る必</p>	市	島原手延そうめんの認知度を向上させ、販売価格の向上を図ることは、本市の基幹産業であるそうめん産業の振興			<p>島原手延そうめん PR事業</p> <p>関東圏、九州圏におけるTVCMの放送やPRイベントへの参加など島原手延そうめんのPR活動を実施する。</p> <p>本市の基幹産業であるそうめん産業の振興には、消費者の「島原手延そうめん」の認知度を高め、購買意欲向上による販売量の増加と販売価格の上昇を図る必要がある。</p> <p>①認知度向上による販売価格の上昇</p>	<p>島原手延そうめんの認知度を向上させ、販売価格の向上を図ることは、本市の基幹産業であるそうめん産業の振興や事業継承に寄与するものであることから、地域の持</p>	

		<p>要がある。 <効果等> ①認知度向上による販売価格の上昇</p>		<p>や事業継承に寄与するものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>					統的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		<p>そうめん小麦生産事業</p> <p><内容> 手延そうめんに適した小麦栽培を推進し、その小麦を使用した限定性、希少性がある高い付加価値を持った南島原オリジナルのそうめんの開発に取り組む。他産地との差別化を図り、産地のイメージアップと島原手延そうめんの高付加価値化を目指す。</p> <p><必要性> 本市の基幹産業であるそうめん産業の振興には、他産地との差別化や付加価値向上が必要である。</p>	市	<p>島原手延そうめんに他産地と差別化された付加価値をつけ、販売価格の向上を図ることは、本市の基幹産業であるそうめん産業の振興や事業</p>		<p>認証マーク推進事業</p> <p><内容> 島原手延そうめんの品質や安全性を保障するため、島原手延そうめん認証委員会を開催し、認証委員会による審査をクリアした生産者、商品に認証を付与する。</p> <p>認証された商品は、認証マークの使用が可能となり、認証マーク商品を広くPRすることにより、島原手延そうめんのブランドを確立させる。</p> <p><必要性> 本市の基幹産業であるそうめん産業の振興には、「島原手延そうめん」のイメージアップが必要である。</p> <p><効果等> ①イメージアップによる販売価格の上昇</p>	市	<p>島原手延そうめんに品質や安全性という付加価値によるイメージアップを図り、販売価格の向上を図ることは、本市の基幹産業であるそうめん産業の振興や事業継承に寄与するものであることか</p>	

			<p>＜効果等＞ ①付加価値向上による販売価格上昇</p>		<p>継承に寄与するものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>					ら、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	
			<p>中小企業ステップアップ支援事業</p> <p>＜内容＞ 市内の中小企業及び小規模事業者による新規事業や規模拡大に伴う売り上げの向上及び事業承継事業者への支援、新規雇用創出による経済活性化を図るために、設備投資を行う事業者へ助成を行うもの。</p> <p>＜必要性＞ 新規事業や規模拡大に伴う売り上げの向上及び事業承継事業者を増やすためには、設備投資を行う事業者へ助成が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p>	市	<p>市内の中小企業及び小規模事業者による新規事業や規模拡大に伴う売り上げの向上及び事業承継事業者への支援を図ることは、新規雇用創出による</p>			<p>そうめん小麦生産事業</p> <p>＜内容＞ 手延そうめんに適した小麦栽培を推進し、その小麦を使用した限定性、希少性がある高い付加価値を持った南島原オリジナルのそうめんの開発に取り組む。他産地との差別化を図り、産地のイメージアップと島原手延そうめんの高付加価値化を目指す。</p> <p>＜必要性＞ 本市の基幹産業であるそうめん産業の振興には、他産地との差別化や付加価値向上が必要である。</p> <p>＜効果等＞ ①付加価値向上による販売価格上昇</p>	市	<p>島原手延そうめんに他産地と差別化された付加価値をつけ、販売価格の向上を図ることは、本市の基幹産業であるそうめん産業の振興や事業継承に寄与するものであることから、地</p>	

			①新規事業及び雇用の創出 ②事業承継		経済活性化に寄与するものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。			観光	観光ガイド育成事業	観光ガイドのスキルアップにより来訪者の満足度を向上させ、リピーターを確保することは、観光業の持続的発展に必要不可欠であり、その効果は将来に及ぶ。	
			創業支援事業補助金	市	市内の新規創業者への支援を図ることは、新規雇用創出による経済活性化に寄与するものであることから、地域の持続的発展に資する取組			観光ガイド育成事業	観光ガイドのスキルアップにより来訪者の満足度を向上させ、リピーターを確保することは、観光業の持続的発展に必要不可欠であり、その効果は将来に及ぶ。		

			<p>等の推進 ⑤体験型観光及び農林漁業体験民宿受入 ⑥人材育成 ⑦観光分野の統計調査等を強化する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>本市の観光振興を図るために、本市の主体をなす団体である南島原ひまわり観光協会の活性化が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①観光客の増加・消費拡大 ②交流人口の増加</p>		から、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。			<p>南島原市世界遺産市民協働会議補助金</p> <p>＜内容＞</p> <p>南島原市世界遺産市民協働会議が行う世界遺産の保護、観光振興や物産振興などに資するまちづくりに関する取組に対して助成を行うもの。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>原城跡が世界文化遺産に登録されたものの、世界遺産への登録効果が十分でなく地域の活性化につながっていない。世界遺産への登録効果を高めていくためには、官民協働により、行政と民間の連携強化が必要である。また、世界遺産を将来へ引き継いでいく意識の醸成が併せて必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①行政と民間の連携強化 ②世界遺産を将来へ引き継ぐ市民意識醸成</p>	南島原市世界遺産市民協働会議	南島原市世界遺産市民協働会議の取組は、市民主体のまちづくりや世界遺産に対する市民の意識の醸成に寄与するものであるから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	
			<p>農林漁業体験民宿施設整備事業 (民泊拡大及びどぶろく特区推進事業)</p> <p>＜内容＞</p> <p>簡易旅館業を営む為の初期費用及びインストラクターの育成費用等について助成する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>本市の基幹産業を活用した農林漁業体験民宿を推進するためには、観光客を受け入れる農家や漁家の取組件数の確保が必須である。また、観光客の滞在時間を延ばすことで消費額を増加させ、地域経済や交流人口の増加による地域全体の活性化を図る必要がある。</p>	観光協会	本市の基幹産業を活用した事業であり、本事業を推進することは交流人口の拡大による地域経済活性化に寄与するものであるから、地域の持続的発			<p>世界遺産推進事業 (世界遺産周知啓発・情報発信事業)</p> <p>＜内容＞</p> <p>全国各地で所蔵されている歴史資料を、展示</p>	市	世界遺産「原城跡」の持つ歴史について、市	

			<p>＜効果等＞</p> <p>①交流人口の増加 ②地域経済と地域全体の活性化</p>		<p>展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>などに活用できるようデジタルコンテンツやXR (VR、AR、MR等)の作成や多言語化を実施する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>世界遺産の構成資産である原城跡は、築城時と島原・天草一揆当時の2つの時期の価値を有する史跡である。現地だけでは理解し難い原城跡の持つ歴史のストーリー性を利用するなど様々な工夫を凝らしながら伝えていく必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①原城跡来訪者の理解促進 ②観光客の誘客</p>		<p>民や観光客の理解を促進することは、地域の振興と交流人口拡大に寄与するものであるから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>
			<p>南島原市世界遺産市民協働会議補助金</p> <p>＜内容＞</p> <p>南島原市世界遺産市民協働会議が行う世界遺産の保護、観光振興や物産振興などに資するまちづくりに関する取組に対して助成を行うもの。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>原城跡が世界文化遺産に登録されたものの、世界遺産への登録効果が十分でなく地域の活性化につながっていない。世界遺産への登録効果を高めていくためには、官民協働により、行政と民間の連携強化が必要である。また、世界遺産を将来へ引き継いでいく意識の醸成が併せて必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①行政と民間の連携強化 ②世界遺産を将来へ引き継ぐ市民意識醸成</p>	<p>南島原市世界遺産市民協働会議</p>	<p>南島原市世界遺産市民協働会議の取組は、市民主体のまちづくりや世界遺産に対する市民の意識の醸成に寄与するものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>サイクリング情報発信事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>サイクリングマップを作成するとともに、サイクルイベントの開催を支援する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>サイクリングマップは、誘客を図るうえで必要なツールであり、</p>	<p>市 関係団 体</p>	<p>観光客の誘客や滞在時間の延長・リピーターの創出により、経済や地域の活性化</p>

			<p>＜内容＞ サイクリングマップを作成するとともに、サイクルイベントの開催を支援する。</p> <p>＜必要性＞ サイクリングマップは、誘客を図るうえで必要なツールであり、観光客の市内循環による滞在時間の延長・リピーターの創出を図るうえでも重要である。また、サイクルイベントの開催を支援することで、経済や地域の活性化・関係人口の創出が図られる。</p> <p>＜効果等＞ ①観光客の誘客 ②観光客の滞在時間延長 ③経済や地域の活性化 ④関係人口の創出</p>		<p>時間の延長・リピーターの創出により、経済や地域の活性化・関係人口創出を図ることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>経営拡大を推進する必要がある。 ＜効果等＞ ①雇用の創出 ②産業の振興</p>		は将来に及ぶ。
							須川港港湾整備事業 地元負担金	県	
							堂崎港港湾整備事業 地元負担金	県	
							口ノ津港港湾整備事業 地元負担金	県	

			<p>励金⑥通信奨励金を支給する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>南島原市内における企業等の新設又は増設を奨励し、産業の振興と雇用の増大を図るためには、他市からの企業等の進出や地元企業の経営拡大を推進する必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①雇用の創出 ②産業の振興</p>		<p>ことから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
--	--	--	---	--	---	--

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
51項 1行	2産業の 振興	<p>(4) 産業振興促進事項</p> <p>(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種</p> <p>計画期間の変更</p>	<p>(4) 産業振興促進事項</p> <p>(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
52項 15行	3地域に おける 情報化	<p>(1) 現況と問題点</p> <p>(ア) (情報通信環境)</p> <p>5Gの普及が非過疎地域との情報格差拡大につながるがないように取り組まなければならない。また、観光地では公衆無線LANとGPSなどの技術を組み合わせたサービスも一般的になってきており、こうした技術を組み合わせた「新しい観光地」を創造する必要がある。</p>	<p>(1) 現況と問題点</p> <p>(ア) (情報通信環境)</p> <p>本市の光ファイバ網は市内全域を網羅しておらず、地域によって情報格差が生じている。加えて、情報化社会においては、情報通信環境は生活の基盤とも言えることから、光ファイバ網の市内全域展開を令和4年3月に予定している。今後、5Gの普及が非過疎地域との情報格差拡大につながるがないように取り組まなければならない。また、観光地では公衆無線LANとGPSなどの技術を組み合わせたサービスも一般的になってきており、こうした技術を組み合わせた「新しい観光地」を創造する必要がある。</p>	一部 文面 の削 除

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
53項 12行	3地域に おける 情報化	<p>(2) その対策</p> <p>(ア) (情報通信環境)</p> <p>①5Gといった情報基盤を整備し、情報格差の是正に努める。 ②世界遺産候補の構成資産を含む市内観光施設等において、無料Wi-Fiスポット整備を推進する。</p>	<p>(2) その対策</p> <p>(ア) (情報通信環境)</p> <p>①光ファイバや5Gといった情報基盤を整備し、情報格差の是正に努める。 ②世界遺産候補の構成資産を含む市内観光施設等において、無料Wi-Fiスポット整備を推進する。</p>	一部 文面 の削 除

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考																								
54項 4行	3地域に おける 情報化	<p>(才) (地域における情報化の目標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>基準値</th> <th>令和12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MINA コイン ダウンロード数</td> <td>2,654DL (R6年度)</td> <td>3,100DL</td> </tr> <tr> <td>デマンド型乗合 タクシー 延べ利用者数</td> <td>17,201人 (R6年度)</td> <td>24,000人</td> </tr> <tr> <td>市ホームページ のアクセス件数</td> <td>29,893,185件 (R6年度)</td> <td>20,000,000件</td> </tr> <tr> <td>LINE 友達登録者 延べ数</td> <td>9,442件 (R6年度)</td> <td>10,600件</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基準値	令和12年度	MINA コイン ダウンロード数	2,654DL (R6年度)	3,100DL	デマンド型乗合 タクシー 延べ利用者数	17,201人 (R6年度)	24,000人	市ホームページ のアクセス件数	29,893,185件 (R6年度)	20,000,000件	LINE 友達登録者 延べ数	9,442件 (R6年度)	10,600件	<p>(才) (地域における情報化の目標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>基準値</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光ファイバ提供 エリア</td> <td>81.93% (R1年度)</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>MINA コインダウ ンロード数</td> <td>16,784件 (R2年度)</td> <td>25,000件</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基準値	令和7年度	光ファイバ提供 エリア	81.93% (R1年度)	100%	MINA コインダウ ンロード数	16,784件 (R2年度)	25,000件	
基本目標	基準値	令和12年度																										
MINA コイン ダウンロード数	2,654DL (R6年度)	3,100DL																										
デマンド型乗合 タクシー 延べ利用者数	17,201人 (R6年度)	24,000人																										
市ホームページ のアクセス件数	29,893,185件 (R6年度)	20,000,000件																										
LINE 友達登録者 延べ数	9,442件 (R6年度)	10,600件																										
基本目標	基準値	令和7年度																										
光ファイバ提供 エリア	81.93% (R1年度)	100%																										
MINA コインダウ ンロード数	16,784件 (R2年度)	25,000件																										

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後					変更前					備考
54 項 5行	3 地域に おける 情報化	(3) 計画 (令和 8 年度～令和 12 年度)					(3) 計画 (令和 3 年度～令和 7 年度)					
		持続的 発展 施策区 分	事業名 (施設 名)	事業内容	実施 主体	備考	持続的 発展 施策区 分	事業名 (施設 名)	事業内容	実施 主体	備考	
		3 地域 おける 情報化	(1) 電気 通信施設 等情報化 のための 施設 防災行政 用無線施 設	防災行政無線整備事業 屋外スピーカーの機能強 化、無線方式の変更	市		3 地域 おける 情報化	(1) 電気 通信施設 等情報化 のための 施設 防災行政 用無線施 設 ブロード バンド施 設	防災行政無線整備事業 屋外スピーカーの機能強 化、無線方式の変更 高度無線環境整備事業 情報基盤整備	市		

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
55項 12行	4 交通施設の整備、交通手段の確保	<p>(1) 現況と問題点</p> <p>(ア) (国道、県道及び市道)</p> <p>本市の主要道路は、諫早方面から一般国道57号が島原半島の西岸を経て、小浜、雲仙から島原市に至り、市域の東岸には、一般国道251号が海岸線に沿って通っている。また、島原半島の中央部を縦断する形で一般国道389号が国見から雲仙を経て口之津町に通じている。</p> <p>...</p> <p>県道は、山間部について、幅員狭小などによりその機能を十分に果たしていない区間があり、今後とも主要道路としての位置づけを維持し、未改良区間の整備促進を県と一体となって図る必要がある。</p> <p>...</p>	<p>(1) 現況と問題点</p> <p>(ア) (国道、県道及び市道)</p> <p>本市の主要道路は、諫早方面から一般国道57号が島原半島の西岸を経て、小浜、雲仙から島原市に至り、市域の東岸には、一般国道251号が海岸線に沿って走っている。また、島原半島の中央部を縦断する形で一般国道389号が国見から雲仙を経て口之津町に通じている。</p> <p>...</p> <p>県道は、山間部について、幅員狭小などによりその機能を十分に果たしていない箇所があり、今後とも主要道路としての位置づけを維持し、未改良区間の整備促進を県と一体となって図る必要がある。</p> <p>...</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
56項 3行	4 交通施 設の整 備、交通 手段の 確保	<p>(イ) (農道・林道)</p> <p>県営事業で整備された広域農道、農免農道によって、中山間部の集落を結ぶ基幹的な農道は整備済みであるが、その機能を十分に活用するためには、小浜から愛野までの広域農道、あるいは規格の高い道路の整備が望まれている。市域の一部については、国道・県道などの主要道路との連結が未整備で、その機能が発揮できていない区間があることから、今後は主要道路とのネットワーク化を推進する必要がある。</p> <p>...</p>	<p>(イ) (農道・林道)</p> <p>県営事業で整備された広域農道、農免農道によって、中山間部の集落を結ぶ基幹的な農道は整備済みであるが、その機能を十分に活用するためには、小浜から愛野までの広域農道、あるいは規格の高い道路の整備が望まれている。市域の一部については、国道・県道などの主要道路との連結が未整備で、その機能が発揮できていない箇所があることから、今後は主要道路とのネットワーク化を推進する必要がある。</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
56項 27行	4 交通施 設 の 整 備、交通 手 段 の 確 保	<p>(エ) (公共交通対策)</p> <p>平成 19 年 4 月に長崎～雲仙間を除く島原半島の県営バス全 16 路線が廃止になったほか、平成 20 年 3 月末の島原鉄道南線の廃止に伴い、本市の公共交通体系は大きく変わった。</p> <p>現在、本市の公共交通は路線バスのみであり、路線バスは市民にとって通学、通院、買物などの日常生活を支える不可欠な移動手段である。また、世界遺産や世界ジオパークの認定、2022 年秋に開業した九州新幹線西九州ルートにより、今後の交流人口拡大が期待されるところであり、観光客にとっても路線バスは欠かすことができないものである。</p> <p>...</p>	<p>(エ) (公共交通対策)</p> <p>平成 19 年 4 月に長崎～雲仙間を除く島原半島の県営バス全 16 路線が廃止になったほか、平成 20 年 3 月末の島原鉄道南線の廃止に伴い、本市の公共交通体系は大きく変わった。</p> <p>現在、本市の公共交通は路線バスのみであり、路線バスは市民にとって通学、通院、買物などの日常生活を支える不可欠な移動手段である。また、世界遺産や世界ジオパークの認定、2022 年秋に予定されている九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の開業により、今後の交流人口拡大が期待されるところであり、観光客にとっても路線バスは欠かすことができないものである。</p> <p>...</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
57項 7行	4 交通施設の整備、交通手段の確保	<p>(才) (自転車歩行者専用道路)</p> <p>平成20年3月末で廃線になった島原鉄道南線は、譲渡された面積が広大であることから、除草や雑木の伐採など跡地近隣住民の住環境維持に多額の費用を要している。併せて、島原鉄道南線の廃線により地域住民の移動手段が制限されたことで、自動車等を持たない市民などが交通弱者となっている。</p> <p>...</p>	<p>(才) (自転車歩行者専用道路)</p> <p>平成20年3月末の島原鉄道南線跡地については、譲渡された面積が広大であることから、除草や雑木の伐採など跡地近隣住民の住環境維持に多額の費用を要している。併せて、島原鉄道の廃線により地域住民の移動手段が制限されたことで、自動車等を持たない市民などが交通弱者となっている。</p> <p>...</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
57項 21行	4 交通施設の整備、交通手段の確保	<p>(2) その対策</p> <p>(ア) (国道、県道及び市道)</p> <p>①本市の主要道路である国道251号の歩道等交通安全施設の設置を促進するとともに、広域的な交流・連携を強める高規格道路等の整備要望を推進していく。</p> <p>②県道については、計画的に改良整備されているが、山間部は、幅員が狭く線形が複雑であるため、整備要望を推進していく。</p> <p>③市道については、連絡道路・生活道路等計画的な改良、整備を積極的に促進するとともに、市民協働での維持管理や危険な場所等の把握に努め、交通安全施設の整備により市民の安全を確保する。</p>	<p>(2) その対策</p> <p>(ア) (国道、県道及び市道)</p> <p>①本市の主要道路である国道251号の歩道等交通安全施設の設置を促進するとともに、広域的な交流・連携を強める高規格道路等の整備要望を推進していく。</p> <p>②県道については、計画的に改良整備されているが、山間部は、幅員が狭く線形が複雑であるため、整備要望を推進していく。</p> <p>③市道については、連絡道路・生活道路等計画的な改良、整備を積極的に促進するとともに、市民協働での維持管理や危険箇所等の把握に努め、交通安全施設の整備により市民の安全を確保する。</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
58項 1行	4 交通施 設の整 備、交通 手段の確 保	<p>(イ) (農道・林道)</p> <p>①幹線的な農道は、ほぼ整備済みであるが、ほ場と接続する道路に未整備の区間があり、耕作放棄地拡大の原因ともなっている。今後は小規模な農林道、耕作道の整備を推進する。</p> <p>②舗装の劣化が著しい広域農道について、計画的な改修を行う。</p>	<p>(イ) (農道・林道)</p> <p>①幹線的な農道は、ほぼ整備済みであるが、ほ場と接続する道路に未整備の箇所があり、耕作放棄地拡大の原因ともなっている。今後は小規模な農林道、耕作道の整備を推進する。</p> <p>②舗装の劣化が著しい広域農道について、計画的な改修を行う。</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
58項 20行	4 交通施設の整備、交通手段の確保	<p>(才) (自転車歩行者専用道路)</p> <p>①鉄道跡地及び市道における自転車通行空間及び駐輪場の整備等を推進するとともに、関係機関との役割分担のもと国・県道における自転車通行空間の整備、道路標識の整備等を促進する。</p> <p>②自転車歩行者専用道路の整備状況にあわせて自転車利用のメリットを広報啓発したうえで、自転車の安全利用に関する啓発・教育を推進するとともに、自転車を活用した健康増進・交流の取組を推進・支援する。</p> <p>③市民や来訪者が気軽にスローサイクリングを楽しめるコースを設定し、市内外の交通施設や公共施設等でサイクリングマップを配布するとともに、本市の自転車活用推進の取組等をPRする自転車関連ホームページを作成するなど情報発信の仕組みを構築し、プロモーション活動を実施する。</p> <p>④市民や来訪者が本市の魅力を巡り楽しむスローサイクリングに必要な施設を整備し、官民一体となって各種サービスを提供するとともに、他地域との連携による広域的なサイクルイベントやサイクリングツアーや等を実施し、地域の活性化を図る。</p> <p>⑤自転車活用推進に関する取組を推進する自転車活用推進体制を市役所内に整備するとともに、自転車を活用した地域活性化の取組を担う市民主体の組織づくり等を支援する。</p>	<p>(才) (自転車歩行者専用道路)</p> <p>①鉄道跡地及び市道における自転車通行空間及び駐輪場の整備等を推進するとともに、関係機関との役割分担のもと国・県道における自転車通行空間の整備、道路標識の整備等を促進する。</p> <p>②自転車・歩行者専用道路の整備状況にあわせて自転車利用のメリットを広報啓発したうえで、自転車の安全利用に関する啓発・教育を推進するとともに、自転車を活用した健康増進・交流の取組を推進・支援する。</p> <p>③市民や来訪者が気軽にスローサイクリングを楽しめるコースを設定し、市内外の交通施設や公共施設等でサイクリングマップを配布するとともに、本市の自転車活用推進の取組等をPRする自転車関連ホームページを作成するなど情報発信の仕組みを構築し、プロモーション活動を実施する。</p> <p>④市民や来訪者が本市の魅力を巡り楽しむスローサイクリングに必要な施設を整備し、官民一体となって各種サービスを提供するとともに、他地域との連携による広域的なサイクル・イベントやサイクリングツアーや等を実施し、地域の活性化を図る。</p> <p>⑤自転車活用推進に関する取組を推進する自転車活用推進体制を市役所内に整備するとともに、自転車を活用した地域活性化の取組を担う市民主体の組織づくり等を支援する。</p>	一部文言の修正

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考																		
59項 7行	4 交通施 設 の 整 備、交通 手段 の 確保	<p>(カ) (交通施設の整備、交通手段の確保における目標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>基準値</th> <th>令和12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村道改良率</td> <td>50.141 (R6年度)</td> <td>50.2%</td> </tr> <tr> <td>市町村道舗装率</td> <td>95.400%</td> <td>95.700%</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基準値	令和12年度	市町村道改良率	50.141 (R6年度)	50.2%	市町村道舗装率	95.400%	95.700%	<p>(カ) (交通施設の整備、交通手段の確保における目標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>基準値</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村道改良率</td> <td>49.521% (R2年度)</td> <td>50.2% (R7年度)</td> </tr> <tr> <td>市町村道舗装率</td> <td>95.336% (R2年度)</td> <td>95.6% (R7年度)</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基準値	令和7年度	市町村道改良率	49.521% (R2年度)	50.2% (R7年度)	市町村道舗装率	95.336% (R2年度)	95.6% (R7年度)	
基本目標	基準値	令和12年度																				
市町村道改良率	50.141 (R6年度)	50.2%																				
市町村道舗装率	95.400%	95.700%																				
基本目標	基準値	令和7年度																				
市町村道改良率	49.521% (R2年度)	50.2% (R7年度)																				
市町村道舗装率	95.336% (R2年度)	95.6% (R7年度)																				

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後			変更前			備考
59項 8行	4 交通施設の整備、交通手段の確保	(3) 計画（令和8年度～令和12年度）			(3) 計画（令和3年度～令和7年度）			
		持続的 発展 施策区 分	事業名 (施設 名)	事業内容	実 施 主 体	備考	持続的 発展 施策区 分	事業名 (施設 名)
		4 交通 施設の 整備、 交通 手段の 確保	(1) 市町 村道 道路	市道石札与次山線道路改 良事業 道路改良 L=620m、W=7.0 m	市		4 交通 施設の 整備、 交通 手段の 確保	(1) 市町 村道 道路
				市道大坂池平線、川原新切 線、内野碇線、内野水ノ出 口線道路改良事業 道路改良 L=2074 m、 W=5.0m	市			市道大坂池平線、川原新切 線、内野碇線、内野水ノ出 口線道路改良事業 道路改良 L=2074 m、 W=5.0m
				市道整備事業[市道新田船 石原線（新田工区）] 道路改良 L=60m、W=5.0 m	市			市道整備事業[市道新田船 石原線（新田工区）] 道路改良 L=60m、W=5.0 m
				市道下植松1号線、下植松 新田平線道路改良事業 道路改良 L=320m、W=5.0 m	市			市道下植松1号線、下植松 新田平線道路改良事業 道路改良 L=320m、W=5.0 m
				市道黒田八反間線道路改 良事業 道路改良 L=241m、W=5.5 m	市			市道龜之首天ヶ瀬線、東出 口南天ヶ瀬1号線、2号線 道路改良 L=360m、W=5.0m
								市道陣之内下藤原線道路

			市道平野横線、白崎東線道路改良事業[国道 251 号バイパス事業] 道路改良 L=1050 m、W=9.0 m	市			改良事業 道路改良 L=2060m、W=7.0 #		
			市道西広野 2 号線、西広野大窪原線、堀切湯河線、中古小谷線、西広野狐谷線道路改良事業 道路改良 L=520m、W=5.0 m	市			市道黒田八反間線道路改良事業 道路改良 L=100m、W=5.5 m	市	
			市道島田下藤原線道路改良事業 道路改良 L=260m、W=5.0 m	市			市道平野横線、白崎東線道路改良事業[国道 251 号バイパス事業] 道路改良 L=1050 m、W=9.0 m	市	
			市道東浜堀戸線道路改良事業 道路改良 L=470m、W=5.0 m	市			市道整備事業[市道小川掘切線(小川交差点)] 道路改良 L=80m (交差点部)	市	
			市道宮ノ下 3 号線道路改良事業 道路改良 L=200m、W=4.0 m	市			市道西広野 2 号線、西広野大窪原線、堀切湯河線、中古小谷線、西広野狐谷線道路改良事業 道路改良 L=520m、W=5.0 m	市	
			市道岩下打越線、山ノ神打越線道路改良事業 道路改良 L=480m、W=5.0 m	市			市道島田下藤原線道路改良事業 道路改良 L=260m、W=5.0 m	市	
			市道丸尾線道路改良事業 道路改良 L=530 m、W=5.0 m	市			市道東浜堀戸線道路改良事業 道路改良 L=470m、W=5.0 m	市	
			市道茸山 11 号線、12 号線	市			市道宮ノ下 3 号線 (仮称)	市	

				道路改良事業 道路改良 L=780 m 、 W=5.0m				道路改良事業 道路改良 L=200m、W=4.0 m			
				市道西平清水線道路改良 事業 道路改良 L=770 m 、 W=5.0m	市			市道体場棚石1号線(体場 工区)道路改良事業 道路改良 L=210m、W=4.5 m	市		
				市道前谷蔭平線、前谷後谷 線道路改良事業 道路改良 L=550 m 、 W=5.0m	市			市道岩下打越線、山ノ神打 越線道路改良事業 道路改良 L=480m、W=5.0 m	市		
				市道町口塘下線道路改良 事業 道路改良 L=600 m 、 W=8.0m	市			市道丸尾線道路改良事業 道路改良 L=400 m 、 W=5.0m	市		
				市道北ヶ峰1号線、2号線、 3号線道路改良事業 道路改良 L=1200 m 、 W=5.0m	市			市道茸山11号線、12号線 道路改良事業 道路改良 L=780 m 、 W=5.0m	市		
				市道中金十谷線道路改良 事業 道路改良 L=350 m 、 W=5.0m	市			市道西平清水線道路改良 事業 道路改良 L=770 m 、 W=5.0m	市		
				市道坂下線道路改良事業 道路改良 L=1000 m 、 W=5.0m	市			市道西平清水2号線道路改 良事業 道路改良 L=100m、W=5.0 m	市		
				市道赤仁田7号線道路改 良事業 道路改良 L=120 m 、 W=5.0m	市			市道前谷蔭平線、前谷後谷 線 道路改良 L=550 m 、 W=5.0m	市		

				市道高砂谷田原線道路改良事業 道路改良 L=140 m、W=6.0m	市				市道吉川中谷線道路改良事業 道路改良 L=450m、W=5.0m	市			
				市道南島原自転車道線整備事業 整備 L=32.1km、W=4.0m	市				市道向小屋線、曲ノ手線、吉川下渕線道路改良事業 道路改良 L=340m、W=5.0m	市			
				生活環境整備事業 道路拡幅・舗装、水路浚渫・改良	市				市道露田線道路改良事業 道路改良 L=120m、W=5.0m	市			
				市道宮原1号線・2号線道路整備事業 舗装工事 L=165 m、W=8.0m	市				市道町口塘下線（仮称）道路改良事業 道路改良 L=600 m、W=8.0m	市			
				市道下田中上田中線道路改良事業 道路改良 L=190 m、W=5.0m	市				市道整備事業【市道田山線】 道路改良 L=50m、W=5.0m	市			
				市道宮ノ下白崎線道路改良事業 道路改良 L=250 m、W=9.0m	市				市道磯屋敷線、貝瀬小利線道路改良事業 道路改良 L=420m、W=5.0m	市			
				市道堂崎港内線道路改良事業 道路改良 L=380 m、W=10.3m	市				市道整備事業【市道新開与茂作線】 道路改良 L=30m、W=4.0m	市			
				市道灘宮ノ下線整備事業 道路舗装 L=680m	市				市道加津佐路木1号線道路改良事業 道路改良 L=790m、W=5.0m	市			
				市道長寿命化事業（舗装） 道路舗装 L=5,810m	市				市道新田内野線、内野線道	市			

		橋りょう	橋梁長寿命化修繕事業 市管理橋梁 483 橋	市			路改良事業 道路改良 L=1635m、W=5.0 m	
	(2) 農道	農村整備事業(農道・集落道整備事業) 南島原 2 期地区 測量設計 N=1 箇所		市			市道出水路木線(栄原工区)道路改良事業 道路改良 L=1580m、W=5.0 m	市
	(3) 林道	治山林道整備事業 L=380m		市			市道北ヶ峰 1 号線、2 号線、3 号線道路改良事業 道路改良 L=1200 m、W=5.0m	市
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地域公共交通整備事業 <内容> 現行の路線バス、タクシーの利用が困難な市民に対し、コミュニティバスを運行する。運行は、一部地域の試験運用からはじめ改良を加えながら市内全域に拡大する。 <必要性> 家用車を運転する環境にない住民は、病院や商店を利用する場合路線バスかタクシーを利用せざるを得ない。しかし、現行の路線バスは、主要な道路しか走行しておらず市内の大部分はバス空白地域となっている。また、タクシーを利用して国道 251 号線沿いにある医療機関や商店を日常的に利用すると多額の交通費を負担しなければならない。これらのことから、主に高齢者の移動需要に対応する必要があ		市	人口減少社会に対応すべく、市民の足となる地域の公共交通を整備することは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。		市道中金十谷線道路改良事業 道路改良 L=350 m、W=5.0m	市
							市道坂下線道路改良事業 道路改良 L=1000 m、W=5.0m	市
							市道赤仁田 7 号線道路改良事業 道路改良 L=120 m、W=5.0m	市
							市道高砂谷田原線道路改良事業 道路改良 L=140 m、W=6.0m	市
							道整備交付金事業(海岸通り諏訪、町上野頭線) 改修工事 L=320m、舗装工事 L=980m	市

			る。 <効果等> ①地域公共交通の整備					市道南島原自転車道線整備事業 整備 L=32.1km、W=4.0m	市	
			公共交通対策事業（島鉄バス補助金） <内容> 本市の公共交通路線を運行する島原鉄道株式会社に対して助成を行う。 <必要性> 本市の公共交通体系は、島原鉄道の廃止により路線バスのみである。市民の日常生活の交通において、路線バスは必要不可欠なものであるが、多くの路線において赤字により運行されている。そのため、島原鉄道株式会社に対し補助を行い、生活交通路線を維持する必要がある。 <効果等> ①生活交通路線の維持	市	公共交通は生活に必須なインフラの一つであることから、市民の生活交通路線を維持することは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。			生活環境整備事業 道路拡幅・舗装、水路浚渫・改良	市	
		基金積立	地域公共交通整備事業 基金積立	市				市道新田船石原線 道路改良 L=100m、W=5.0m	市	
		(10) その他	県営道路整備事業 地元負担金	県				市道西浜本龍石線、本龍石1号線 道路改良 L=162m、W=4.0m	市	
			バス停等維持管理事業 バス停上屋整備 3件	市				市道向堀切線 道路改良 L=300m、W=5.0m	市	
								市道宮原1号線・2号線道路整備事業 舗装工事 L=365m	市	
								橋梁長寿命化修繕事業 市管理橋梁 483 橋	市	
								橋梁修繕事業（農道） N-41 橋	市	
							(2) 農道	農道整備事業（北有馬平山地区2工区） L=200m、W=7.0m	市	
								農道整備事業（南有馬北岡地区） L=300m、W=4.0m	市	

		原城前広場整備事業 N=1 箇所、450 m ²	市				
						農道整備事業（上谷農道） L=230m、W=5.0m	市
						トンネル修繕事業 N=4 箇所	市
						舗装補修事業（通作条件 整備・保全対策型） L=5040m、W=7.0m	市
						舗装補修事業（地方創生 整備推進交付金） L=7100m、W=7.0m	市
(3) 林道		治山林道整備事業 L=380m	市				
(9) 過疎 地 域 持 続 的 発 展 特 別 事 業 公共交 通		地域公共交通整備事業 ＜内容＞ 現行の路線バス、タクシーの利用が困難な市民に対し、コミュニティバスを運行する。運行は、一部地域の試験運用からはじめ改良を加えながら市内全域に拡大する。 ＜必要性＞ 家用車を運転する環境にない住民は、病院や商店を利用する場合路線バスかタクシーを利用せざるを得ない。しかし、現行の路線バスは、主要な道路しか走行しておらず市内の大部分はバス空白地域となっている。また、タクシーを利用して国道 251 号線沿			市	人口減少社会に対応すべく、市民の足となる地域の公共交通を整備すると、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来	

(10) そ の他	県営道路整備事業 地元負担金	県	
	バス停上屋整備事業 N=1 箇所	市	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
64項 25行	5生活環 境の整 備	<p>(1) 現況と問題点</p> <p>(ア) (水道施設)</p> <p>平成27年7月にて市内未普及地区への配管が完了し給水が可能となったことから、市内の99.9%が給水地区となり、今後は安全安心な水道水の安定供給に努める必要がある。</p> <p>平成30年度より簡易水道を統合し、統合上水道として事業運営を行っているが、現在、旧簡易水道地域の施設の老朽化が著しいこともあり、維持管理に多額の経費を要し、経営を圧迫している状況である。今後は生活様式の変化等により、さらに水の需要は増加するものと見込まれ、安定した給水の確保のため、年次的に各施設の整備・更新を進めて行かねばならない。</p>	<p>(1) 現況と問題点</p> <p>(ア) (水道施設)</p> <p>水道施設は水道事業が1事業あり給水人口は40,185人となっている。</p> <p>平成27年7月にて市内未普及地区への配管が完了し給水が可能となったことから、市内の99.9%が給水地区となり、今後は安全安心な水道水の安定供給に努める必要がある。</p> <p>平成30年度より簡易水道を統合し、統合上水道として事業運営を行っているが、現在、旧簡易水道地域の施設の老朽化が著しいこともあり、維持管理に多額の経費を要し、経営を圧迫している状況である。今後は生活様式の変化等により、さらに水の需要は増加するものと見込まれ、安定した給水の確保のため、年次的に各施設の整備・更新を進めて行かねばならない。</p>	一部 文面 の削 除

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
65項 1行	5生活環 境の整 備	<p>(イ) (下水処理)</p> <p>下水処理施設については、現在、公共下水道施設(2か所)、農業集落排水施設(1か所)、漁業集落排水施設(1か所)、コミュニティプラント資設(1か所)の整備が完了し、供用開始されており、加入の促進をしている。</p> <p>その他の地域については、合併処理浄化槽設置を推進している。</p> <p>地域住民の都市的快適さに対する要請は高いものがあり、また河川及び海域の水質保全、環境保全の面からも下水道等への加入推進、合併処理浄化槽の設置推進を今後も積極的に取りくむ必要がある。</p>	<p>(イ) (下水処理)</p> <p>下水処理施設については、現在、公共下水道施設(2カ所)、農業集落排水施設(1カ所)、漁業集落排水施設(1カ所)、コミュニティプラント資設(1カ所)の整備が完了し、供用開始されており、加入の促進をしている。</p> <p>その他の地域については、合併処理浄化槽設置を推進している。</p> <p>地域住民の都市的快適さに対する要請は高いものがあり、また河川及び海域の水質保全、環境保全の面からも下水道等への加入推進、合併処理浄化槽の設置推進を今後も積極的に取りくむ必要がある。</p>	一部 文面 の削 除

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
65項 9行	5生活環 境の整 備	<p>(ウ) (ごみ・し尿処理)</p> <p>本市のごみ処理は、深江・布津の2町は東部リレーセンターに搬入した後、県央県南広域環境組合で処理し、有家～加津佐の6町は南有馬クリーンセンターで処理している。南有馬クリーンセンターは稼働 24 年目で老朽化しており対策が必要だが、世界遺産登録に係る景観問題により、現施設での延命化は難しい状況にある。これらの状況により、令和8年度から、有家～加津佐の6町についても県央県南広域環境組合へのごみ処理に移行することとしている。</p> <p>し尿処理施設も同様に、南有馬衛生センターも稼働 30 年目を迎えたため、令和 2 年度までに大規模基幹改修を終了したところである。深江・布津の2町は深江衛生センターで処理していたが、施設の老朽化に伴い、令和 5 年度から中継施設として運用し、南有馬衛生センターへ大型車で搬出を行い、有家～加津佐の6町と合わせて南有馬衛生センターで処理している。</p> <p>...</p>	<p>(ウ) (ごみ・し尿処理)</p> <p>本市のごみ処理は、深江・布津の2町は東部リレーセンターに搬入した後、県央県南広域環境組合で処理し、有家～加津佐の6町は南有馬クリーンセンターで処理している。南有馬クリーンセンターは稼働 22 年目で老朽化しており対策が必要だが、世界遺産登録に係る景観問題により、現施設での延命化は難しい状況にある。これらの状況により、令和 8 年度から、有家～加津佐の6町についても県央県南広域環境組合へのごみ処理に移行することとしている。</p> <p>し尿処理施設も同様に、深江・布津の2町は深江衛生センターで処理し、有家～加津佐の6町は南有馬衛生センターで処理している。南有馬衛生センターも稼働 30 年目を迎えたため、令和 2 年度までに大規模基幹改修を終了したところである。</p> <p>...</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
65項 27行	5生活環 境の整 備	<p>(エ) (火葬場)</p> <p>本市には、南有馬やすらぎ苑と布津桜苑の2か所の火葬場 があり、施設の老朽化に伴って計画的な維持管理が必要である。</p>	<p>(エ) (火葬場)</p> <p>本市には、南有馬やすらぎ苑と布津桜苑の2箇所の火葬場 があり、施設の老朽化に伴って計画的な維持管理が必要である。</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
66項 1行	5生活環 境の整 備	(オ) (消 防) ・・・ 非常備消防の状況 表の修正	(オ) (消 防) ・・・ 非常備消防の状況	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
66項 11行	5生活環 境の整 備	<p>(カ) (公営住宅)</p> <p>現在、公営住宅として 871 戸管理しているが、昭和 20 年代から昭和 40 年代迄に建築された公営住宅については老朽化が著しく、建替や改修の必要性に迫られている。今後、長寿命化計画に基づき、計画的な改修、及び集約化を図る必要がある。</p> <p>また、住宅需要が地域で異なり、多い地域と少ない地域との差が大きいため、人気のある団地は退去者が少なく応募倍数は高どまりの状況にある。</p>	<p>(カ) (公営住宅)</p> <p>現在、公営住宅として 892 戸管理しているが、昭和 20 年代から昭和 40 年代迄に建築された公営住宅については老朽化が著しく、建替や改修の必要性に迫られている。今後、長寿命化計画に基づき、計画的な改修、及び集約化を図る必要がある。</p> <p>また、住宅需要が地域で異なり、多い地域と少ない地域との差が大きいため、人気のある団地は退去者が少なく応募倍数は高どまりの状況にある。</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考																		
68項 21行	5生活環境の整備	<p>(ヶ) (生活環境の整備における目標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>基準値</th> <th>令和12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道普及率</td> <td>99.9% (R6年度)</td> <td>99.9%</td> </tr> <tr> <td>水洗化率</td> <td>56.2% (R6年度)</td> <td>70.1%</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基準値	令和12年度	水道普及率	99.9% (R6年度)	99.9%	水洗化率	56.2% (R6年度)	70.1%	<p>(ヶ) (生活環境の整備における目標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>基準値</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道普及率</td> <td>99.9% (令和1年度)</td> <td>50.2% (R7年度)</td> </tr> <tr> <td>水洗化率</td> <td>53.1% (令和1年度)</td> <td>95.6% (R7年度)</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基準値	令和7年度	水道普及率	99.9% (令和1年度)	50.2% (R7年度)	水洗化率	53.1% (令和1年度)	95.6% (R7年度)	
基本目標	基準値	令和12年度																				
水道普及率	99.9% (R6年度)	99.9%																				
水洗化率	56.2% (R6年度)	70.1%																				
基本目標	基準値	令和7年度																				
水道普及率	99.9% (令和1年度)	50.2% (R7年度)																				
水洗化率	53.1% (令和1年度)	95.6% (R7年度)																				

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後				変更前				備考
69項 1行	5生活環境の整備	(3) 計画（令和8年度～令和12年度）				(3) 計画（令和3年度～令和7年度）				
		持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	実施主体	備考	持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	実施主体
	5生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	上水道事業（旧簡易水道施設含む） 水道管 L=15,172m、水源施設新設 1箇所、ろ過機 4基	市			5生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	上水道施設整備事業（旧簡易水道施設含む） 配水管・導水管等敷設替、浄水処理施設	市
		(2) 下水処理施設 公共下水道	ストックマネジメント計画に基づく事業実施設計及び改築修繕事業 雨水ポンプ場及び処理場改築更新事業	市			(2) 下水処理施設 公共下水道	ストックマネジメント計画に基づく事業実施設計及び改築修繕事業		市
		(3) 廃棄物処理施設 し尿処理施設	し尿処理収集車更新事業 し尿収集車入替	市			農村集落排水施設	開田雨水ポンプ場耐震対策・機器類更新、南有馬浄化センター機器類更新、本之崎雨水ポンプ場可動式ポンプ購入		市
		(5) 消防施設	消防団詰所整備事業 N=1か所	市				排水路整備事業（平之坂・天ヶ瀬地区） L=1319.7m W=1.4～2.5m		市
			消防設備等整備事業 消防車両の更新 N=10台	市				農業用施設整備事業（有馬干拓排水路整備） L=500m N=1		市
			防火水槽設置事業	市			(3) 廃棄物処理施設	し尿処理収集車更新事業 し尿収集車入替		市

				耐震性貯水槽 (40 m ³) 20基							
(6) 公 営 住 宅				巣輪平団地外壁改修工事 木造 2階建 10棟 A=1,420 m ²	市		(5) 消 防 施 設		設 し尿処理 施設		
				長田第1団地トイレ改修 CB造 2階建 2棟 12戸	市				消防団詰所整備事業	市	
				露田団地外壁等改修工事 RC造 2階建 2棟 5戸	市				消防設備等整備事業 消防車両の更新	市	
				仲町団地外壁等改修 RC造 3階建 2棟 12戸	市				口之津分署整備事業 島原地域広域市町村圏組合負担金	一部事務組合	
				蒲河団地トイレ改修 CB造 2階建 3棟 16戸	市				防火水槽設置事業 耐震性貯水槽 (40m3) 20基	市	
				長田第1団地トイレ改修 CB造 2階建 2棟 10戸	市			(6) 公 営 住 宅	外壁改修工事 愛宕団地 7棟	市	
				新田団地トイレ改修 CB造 2階建 2棟 8戸	市				外壁塗装工事 あぜつ第1団地 10棟	市	
				北岡団地外壁等改修 木造 平屋建 8棟 16戸	市				外壁塗装工事 あぜつ第2団地 9棟	市	
				早崎団地改修工事 RC造 3階建 2棟 30戸	市				外壁塗装工事 馬場団地 15棟	市	
				上の原団地外壁等改修工	市				外壁工事 境町団地 5棟	市	
									給湯設備設置工事 愛宕団地 34戸	市	
									建替新築工事 須川団地 1棟解体、1棟	市	

			事 木造 2階建 15棟 30戸				新築		
			白浜団地外壁等改修工事 RC造 3.4階建 6棟 106戸	市			給湯設備設置工事 境町団地 5戸	市	
			新三崎団地給湯設備等改修工事 CB造 2階建 3棟 15戸	市		(7) 過疎地域持続的発展特別事業 環境	農業用廃プラスチック等適正処理事業	協議会	環境保全と廃棄物の適正処理は、住民の生活環境向上に寄与することで、地域の持続的発展に資取組り、その効果は将来に及ぶ。
			日野江第3団地外壁等拐取工事 S造 2階建 1棟 6戸	市			<内容> 農業用廃プラスチック等の共同処理を推進する。 <必要性> 本市は、山間部や荒地が多く、また農業が主産業であるが故にマルチや肥料袋、ポリ容器といった農業用廃棄物の不法投棄が絶えず、地域住民に不快感を与えており、山間部に暮らす住民の生活環境改善のためにも農業用廃プラスチック等の共同処理を推進し、環境保全と廃棄物の適正処理に努め、不法投棄・焼却の防止を図る必要がある。 <効果等> ①廃棄物の適正処理 ②環境保全		
			本町第1団地外壁等改修工事 RC造 2階建 2棟 5戸	市			天ヶ瀬団地外壁等改修工事 木造 平屋建 10棟 10戸	市	市道に対する愛着意識を醸成することで、生活環境の整備
			本町第2・3団地外壁等改修工事 S造 2階建 1棟 4戸	市			大野木場団地外壁等改修工事 木造 平屋建 10棟 10戸	市	
			(7) 過疎地域持続的発展特別事業 協議会	農業用廃プラスチック等適正処理事業	環境保全と廃棄物の		南島原市道路愛護団体支援事業	愛護団体	

		別事業 環境	<p>＜内容＞ 農業用廃プラスチック等の共同処理を推進する。</p> <p>＜必要性＞ 本市は、山間部や荒地が多く、また農業が主産業であるが故にマルチや肥料袋、ポリ容器といった農業用廃棄物の不法投棄が絶えず、地域住民に不快感を与えており、山間部に暮らす住民の生活環境改善のためにも農業用廃プラスチック等の共同処理を推進し、環境保全と廃棄物の適正処理に努め、不法投棄・焼却の防止を図る必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①廃棄物の適正処理 ②環境保全 		適正処理は、住民の生活環境の向上に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組があり、その効果は将来に及ぶ。		<p>＜必要性＞ 市道の清掃・美化等の活動を住民団体で行うことによって、市民共有の財産であることを住民が再認識することができ、道路管理に関する様々な課題解決に向けて、市民と行政による協働のまちづくり効果が期待できる。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市道に対する共有意識の醸成 ②市民と行政による協働のまちづくり 		寄与し、市民と行政の協働は地域の持続的発展を図るうえで不可欠であることから、この効果は将来に及ぶ。
		南島原市道路愛護団体支援事業		愛護団体	<p>市道に対する愛着意識を醸成することは、生活環境の整備に寄与し、市民と行政の協働は地域の持続的発展を図</p>		<p>ごみ減量 3R 運動推進事業</p> <p>＜内容＞ 再生利用が可能な「資源ごみ」を回収した団体に対し報奨金を交付する資源ごみ回収推進報奨金制度を実施するとともに、マイバッグキャンペーンによるレジ袋削減を推進する。</p> <p>＜必要性＞ 循環型地域社会の形成を目指し、市民・事業者・行政が一体となった「ごみ減量 3R 運動」を着実に推進することにより、着実なごみ排出量の削減が図られ、率いては不法投棄の防止にも繋がり、過疎地域に暮らす住民にとって生活環</p>	市	循環型地域社会の形成は、それが地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

			<p>る協働のまちづくり効果が期待できる。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①市道に対する共有意識の醸成</p> <p>②市民と行政による協働のまちづくり</p>		<p>るうえで不可欠であることから、これらの効果は将来に及ぶ。</p>			<p>境の充実が図られ、安心な暮らしを確保することが出来る。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①ごみ排出量の削減・不法投棄の防止</p> <p>②循環型地域社会の形成</p>		
			<p>ごみ減量 3R 運動推進事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>再生利用が可能な「資源ごみ」を回収した団体に対し報奨金を交付する資源ごみ回収推進報奨金制度を実施するとともに、マイバッグキャンペーンによるレジ袋削減を推進する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>循環型地域社会の形成を目指し、市民・事業者・行政が一体となった「ごみ減量 3R 運動」を着実に推進することにより、着実なごみ排出量の削減が図られ、率いては不法投棄の防止にも繋がり、過疎地域に暮らす住民にとって生活環境の充実が図られ、安心な暮らしを確保することが出来る。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①ごみ排出量の削減・不法投棄の防止</p> <p>②循環型地域社会の形成</p>	市	<p>循環型地域社会の形成は、それが地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>生ごみ処理機器購入助成事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>家庭用生ごみ処理機器等の購入費の助成を行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>循環型地域社会の形成を目指し、家庭用生ごみ処理機器等の普及を推進する事により、家庭から排出される生ごみの減量化と再資源化を図ることができ、過疎地域に暮らす住民の生活環境を保つことが出来る。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①生活環境の保全</p> <p>②循環型地域社会の形成</p>	受益者	<p>循環型地域社会の形成は、それが地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
							<p>浄化槽設置整備事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>浄化槽設置整備事業に伴う改造資金の貸付を受けた者が、借り入れた日から返済の年度の内に支払う利息の全額を補助する。また、市内全域の 50 人槽以下の合併処理浄化槽（下水道、農業・漁業集落排水、</p>	市	<p>汚水を正しく処理することは、住民の生活環境の保全や自然環境の保全に</p>	

			<p>生ごみ処理機器購入助成事業</p> <p>＜内容＞ 家庭用生ごみ処理機器等の購入費の助成を行う。</p> <p>＜必要性＞ 循環型地域社会の形成を目指し、家庭用生ごみ処理機器等の普及を推進する事により、家庭から排出される生ごみの減量化と再資源化を図ることができ、過疎地域に暮らす住民の生活環境を保つことが出来る。</p> <p>＜効果等＞ ①生活環境の保全 ②循環型地域社会の形成</p>	受益者	循環型地域社会の形成は、それが地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。		コミュニティプラント区域を除く)を対象に、浄化槽法第11条にかかる年1回の検査費用を助成する。	＜必要性＞ 浄化槽の普及促進及び浄化槽管理者の負担軽減と適切な維持管理を推進するうえで支援が必要である。	＜効果等＞ ①汚水処理人口普及率の向上 ②生活環境の保全	寄し、循環型社会の一翼を担うことから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	
			<p>浄化槽設置整備事業</p> <p>＜内容＞ 浄化槽設置整備事業に伴う改造資金の貸付を受けた者が、借り入れた日から返済の年度の内に支払う利息の全額を補助する。また、市内全域の50人槽以下の合併処理浄化槽（下水道、農業・漁業集落排水、コミュニティプラント区域を除く）を対象に、浄化槽法第11条にかかる年1回の検査費用を助成する。</p> <p>＜必要性＞ 浄化槽の普及促進及び浄化槽管理者の負担軽減と適切な維持管理を推進す</p>	市	汚水を正しく処理することは、住民の生活環境の保全や自然環境の保全に寄与し、循環型社会の一翼を担うことから、地域の	(8) その他	<p>普通河川榎田川河川改良事業</p> <p>改良L=510m、河床幅W=3.5m</p>	市			

			<p>るうえで支援が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①汚水処理人口普及率の向上</p> <p>②生活環境の保全</p>		<p>持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
--	--	--	--	--	-----------------------------------	--

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
74項 2行	6子育て 環境の 確保、高 齢者等 の保健 及び福 祉の向 上及び 増進	<p>【子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針】</p> <p>本市における令和2年度の0～15歳の年少人口は、11.3%と全国平均の12.1%よりも低く、昭和35年度以降、年々減少し続けている一方、平成27年度の65歳以上の高齢者比率は40.7%と高齢化が進展していることから、市民が安心して住み続けたいと思うまちづくりに取り組むこととする。</p> <p>...</p> <p>障がい福祉においては、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格を尊重しあう共生社会の実現を図るため南島原市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づいた社会の育成、社会活動への参加、在宅サービスシステムの充実等を図る。</p> <p>...</p>	<p>【子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針】</p> <p>本市における平成27年度の0～15歳の年少人口は、11.8%と全国平均の12.6%よりも低く、昭和35年度以降、年々減少し続けている一方、平成27年度の65歳以上の高齢者比率は36.4%と高齢化が進展していることから、市民が安心して住み続けたいと思うまちづくりに取り組むこととする。</p> <p>...</p> <p>障がい福祉においては、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格を尊重しあう共生社会の実現を図るため障害者基本計画に基づいた社会の育成、社会活動への参加、在宅サービスシステムの充実等を図る。</p> <p>...</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
74項 23行	6 子育て 環境の 確保、高 齢者等 の保健 及び福 祉の向 上及び 増進	<p>(1) 現況と問題点</p> <p>(ア) (子育て環境の確保)</p> <p>本市では、令和6年度末時点で22保育所（民間22）、9認定こども園（公立1、民間8）により保育を充実し、子育て支援センター（民間14）や放課後児童クラブ（民間27）による子育て支援を行うことにより児童の健全育成等に努めているが、依然として少子化傾向が拡大しており、今後も急激な子どもの増加は見込めない状況である。また、子どもや子育てをめぐる環境は、核家族化による家庭や地域での子育て機能の低下など厳しさを増しており、加えて、不安定な雇用形態や低賃金による所得の低迷など、子育て家庭における経済的な問題も懸念されている。</p> <p>...</p>	<p>(1) 現況と問題点</p> <p>(ア) (子育て環境の確保)</p> <p>本市では、23保育所（民間23）、7認定こども園（公立1、民間6）により保育を充実し、子育て支援センター（民間15）や放課後児童クラブ（民間26）による子育て支援を行うことにより児童の健全育成等に努めているが、依然として少子化傾向が拡大しており、今後も急激な子どもの増加は見込めない状況である。また、子どもや子育てをめぐる環境は、核家族化による家庭や地域での子育て機能の低下など厳しさを増しており、加えて、不安定な雇用形態や低賃金による所得の低迷など、子育て家庭における経済的な問題も懸念されている。</p> <p>...</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
75項 11行	6子育て 環境の 確保、高 齢者等 の保健 及び福 祉の向 上及び 増進	<p>(イ) (高齢者福祉)</p> <p>超高齢社会を迎える中、本市においても高齢者比率が 40.7% (令和2年国勢調査) と県平均の29.6%を上回り、実に住民のほぼ 5人に2人 が高齢者となっている。</p> <p>・・・</p> <p>高齢者人口の推移 (国勢調査) 表の変更</p>	<p>(イ) (高齢者福祉)</p> <p>超高齢社会を迎える中、本市においても高齢者比率が 36.4% (平成27年国勢調査) と県平均の29.6%を上回り、実に住民のほぼ 3人に1人 が高齢者となっている。</p> <p>・・・</p> <p>高齢者人口の推移 (国勢調査)</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
76項 1行	6 子育て 環境の 確保、高 齢者等 の保健 及び福 祉の向 上及び 増進	<p>(ウ) (障がい者福祉)</p> <p>障がい者福祉においては、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格を尊重しあう共生社会の実現を図るため南島原市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づいた社会の育成、社会活動への参加、復帰の場の確保と拡大、各種公共施設の改修整備、在宅サービスシステムの充実が必要とされている。</p> <p>...</p>	<p>(ウ) (障がい者福祉)</p> <p>障がい者福祉においては、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格を尊重しあう共生社会の実現を図るため障害者基本計画に基づいた社会の育成、社会活動への参加、復帰の場の確保と拡大、各種公共施設の改修整備、在宅サービスシステムの充実が必要とされている。</p> <p>...</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
77項 12行	6 子育て 環境の 確保、高 齢者等 の保健 及び福 祉の向 上及び 増進	<p>(2) その対策</p> <p>(ア) (障がい者福祉)</p> <p>①延長保育や休日保育、一時預かり保育、病児後保育、障がい児保育などを充実させるとともに、就労家庭の児童の放課後時間を支援する学童保育の充実を図る。</p> <p>②高等学校等卒業までの子どもたちが十分な診療が受けられるよう、乳幼児医療支援、こども医療支援等により子育て家庭を支援する。</p> <p>...</p>	<p>(2) その対策</p> <p>(ア) (障がい者福祉)</p> <p>①延長保育や休日保育、一時預かり保育、病児後保育、障がい児保育などを充実させるとともに、就労家庭の児童の放課後時間を支援する学童保育の充実を図る。</p> <p>②高等学校等卒業までの子どもたちが十分な診療が受けられるよう、乳幼児医療支援、こども医療支援等により子育て家庭を支援する</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
77項 27行	6子育て 環境の 確保、高 齢者等 の保健 及び福 祉の向 上及び 増進	<p>(イ) (高齢者福祉)</p> <p>①高齢者の生きがい対策として、老人クラブ連合会、シルバーワン材センター、介護予防自主グループ等の活動の充実を図り、地域における世代間の交流、文化・スポーツ・ボランティア活動など社会参加機会を推進する。</p> <p>②高齢者が健康で自立した生活を実現するよう福祉施策の充実を図るとともに、健康な身体と生活機能を維持・向上していくための介護予防の推進と、高齢者が住み慣れた地域の中でいつまでも生きがいをもって暮らせる環境づくりを推進する。また、独居老人、高齢者のみの世帯等に対して、趣味活動等の各種サービスを積極的に推進する。</p> <p>③要援護高齢者に対する福祉サービスの向上を図るため、福祉・保健・医療ネットワークづくりを推進し、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすための支援体制の充実を図るとともに、在宅介護福祉サービスの質の向上を図る。</p> <p>④介護保険事業の円滑な推進・介護サービスの質的向上・介護予防の推進等について、島原地域広域市町村圏組合と連携して取り組む。</p> <p>⑤高齢者が安全で快適な日常生活ができるよう、公共施設や住環境等の整備改良を行い、高齢者等にやさしい福祉のまちづくりを推進する。</p>	<p>(イ) (高齢者福祉)</p> <p>①高齢者の生きがい対策として、老人クラブ連合会、シルバーワン材センター、介護予防自主グループ等の活動の充実を図り、地域における世代間の交流、文化・スポーツ・ボランティア活動など社会参加機会を推進する。</p> <p>②高齢者が健康で自立した生活を実現するよう福祉施策の充実を図るとともに、健康な身体と生活機能を維持・向上していくための介護予防の推進と、高齢者が住み慣れた地域の中でいつまでも生きがいをもって暮らせる環境づくりを推進する。また、独居老人、高齢者のみの世帯等に対して、趣味活動等の各種サービスを積極的に推進する。</p> <p>③要援護高齢者に対する福祉サービスの向上を図るため、福祉・保健・医療ネットワークづくりを推進し、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすための支援体制の充実を図るとともに、在宅介護福祉サービスの質の向上を図る。</p> <p>④介護保険事業の円滑な推進・介護サービスの質的向上・介護予防の推進等について、島原地域広域市町村圏組合と連携して取り組む。</p> <p>⑤高齢者が安全で快適な日常生活ができるよう、公共施設や住環境等の整備改良を行い、高齢者等にやさしい福祉のまちづくりを推進する。</p>	

	<p>⑥一人暮らしの高齢者や身体障がい者等で常に注意を要する状態にある人たちに緊急通報装置を貸与し、緊急時における不安の解消と安全確保を図る。</p> <p>⑦利用者の安否確認や生活環境等の変化にも注意しながら、繊細な福祉サービスの提供に努める。</p> <p>⑧高齢者の生活交通の確保のため、タクシー及びバス利用料金の一部を助成する。</p> <p>⑨認知症や障がいなどにより、判断能力が低下している高齢者や障がい者が不利益を受けることなく、安心して地域で暮らし続けられるよう権利擁護支援の充実を図る。</p> <p>⑩認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を両輪とする認知症施策を総合的に推進し、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、相談・支援体制の構築及び地域の見守り・支援体制の充実を図る。</p>	<p>⑥一人暮らしの高齢者や身体障がい者等で常に注意を要する状態にある人たちに緊急通報装置を貸与し、緊急時における不安の解消と安全確保を図る。</p> <p>⑦利用者の安否確認や生活環境等の変化にも注意しながら、繊細な福祉サービスの提供に努める。</p> <p>⑧高齢者の生活交通の確保のため、タクシー及びバス利用料金の一部を助成する。</p> <p>⑨認知症や障害などにより、判断能力が低下している高齢者や障害者が不利益を受けることなく、安心して地域で暮らし続けられるよう権利擁護支援の充実を図る。</p> <p>⑩認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を両輪とする認知症施策を総合的に推進し、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、相談・支援体制の構築及び地域の見守り・支援体制の充実を図る。</p>	
--	--	--	--

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
78項 28行	6子育て 環境の 確保、高 齢者等 の保健 及び福 祉の向 上及び 増進	<p>(エ) (保 健)</p> <p>①健康診査やがん健診の推進、各種予防接種の充実及び生活習慣予防のための情報提供を推進する。</p> <p>②食を楽しむことは健康寿命にもつながることであり、小児の生活習慣病予防の推進や乳幼児期から食育及び歯・口腔の健康づくり体制を整える。</p> <p>③子どもから高齢者まで楽しめる身近な運動の場を充実し、市民が気軽に運動できる環境づくりを推進する。</p> <p>④地域ぐるみでこころの健康づくりを推進する。</p> <p>⑤安全でかつ安心した妊娠・出産・育児のための支援体制を整備し、不妊で悩む人への支援として治療費の助成を行う。</p> <p>⑥健康診査・がん検診等の受診や各種健康相談等への参加、健康増進を目的とした自転車や歩きでの運動などに対して、商品券等と交換できるポイントを付与し、市民一人ひとりが目標をもつことにより健康づくりへの関心を高め、健康的な生活習慣の定着を推進する。</p>	<p>(エ) (保 健)</p> <p>①健康診査やがん健診の推進や各種予防接種の充実、生活習慣予防のための情報提供を推進する。</p> <p>②食を楽しむことは健康寿命にもつながることであり、小児の生活習慣病予防の推進や乳幼児期から食育及び歯・口腔の健康づくり体制を整える。</p> <p>③子供から高齢者まで楽しめる身近な運動の場を充実し、市民が気軽に運動できる環境づくりを推進する。</p> <p>④地域ぐるみでこころの健康づくりを推進する。</p> <p>⑤安全でかつ安心した妊娠・出産・育児のための支援体制を整備し、不妊で悩む人への支援として治療費の助成を行う。</p> <p>⑥健康診査・がん検診等の受診や各種健康相談等への参加、健康増進を目的とした自転車や歩きでの運動などに対して、商品券等と交換できるポイントを付与し、市民一人ひとりが目標をもつことにより健康づくりへの関心を高め、健康的な生活習慣の定着を推進する。</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
79項 9行	6子育て 環境の 確保、高 齢者等 の保健 及び福 祉の向上 及び 増進	<p>(才) (その他の福祉)</p> <p>①生活全般に様々な不安を抱える母子・父子家庭の「ひとり親家庭」や寡婦等に対して、経済的安定や健康増進を図るため医療費の一部を負担する。また、健全な育成のための相談、支援体制の充実に努める。</p> <p>②母子・父子家庭の「ひとり親家庭」に対して、母子・父子自立支援員による仕事と家庭・養育の両立支援を図るとともに、養育指導等必要な支援の推進に努め、自立に向けた支援を推進する。</p> <p>③要保護世帯の実態に即した生活相談・生活指導の充実を図るとともに、生活が困窮する恐れのある方に対し、相談支援員による相談、就労支援及び、住居確保給付金等により、生活の安定に向けた支援を推進する。</p> <p>④地域住民が抱える複合化・複雑化した課題に対応するため、多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備を推進する。</p>	<p>(才) (その他の福祉)</p> <p>①生活全般に様々な不安を抱える母子・父子家庭の「ひとり親家庭」や寡婦等に対して、経済的安定や健康増進を図るため医療費の一部を負担する。また、健全な育成のための相談、支援体制の充実に努める。</p> <p>②母子・父子家庭の「ひとり親家庭」に対して、母子・父子自立支援員による仕事と家庭・養育の両立支援を図るとともに、養育指導等必要な支援の推進に努め、自立に向けた支援を推進する。</p> <p>③要保護世帯の実態に即した生活相談・生活指導の充実を図るとともに、生活困窮する恐れのある方に対し、相談支援員による相談、就労支援及び、住居確保給付金等により、生活の安定に向けた支援を推進する。</p> <p>④地域住民が抱える複合化・複雑化した課題に対応するため、多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備を推進する。</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考																								
79項 21行	6子育て 環境の 確保、高 齢者等 の保健 及び福 祉の向 上及び 増進	<p>(カ) (子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び 増進における目標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th><th>基準値</th><th>令和12年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計特殊出生率</td><td>1.63 (R4年度)</td><td>2.00</td></tr> <tr> <td>要支援・要介護 認定者数 (累計)</td><td>3,822人 (R6年度)</td><td>3,700人</td></tr> <tr> <td>放課後児童クラ ブ数 (累計)</td><td>27クラブ (R6年度)</td><td>27クラブ</td></tr> <tr> <td>特定健康診査受 診率</td><td>34.7% (R6年度)</td><td>45.0%</td></tr> </tbody> </table>	基本目標	基準値	令和12年度	合計特殊出生率	1.63 (R4年度)	2.00	要支援・要介護 認定者数 (累計)	3,822人 (R6年度)	3,700人	放課後児童クラ ブ数 (累計)	27クラブ (R6年度)	27クラブ	特定健康診査受 診率	34.7% (R6年度)	45.0%	<p>(カ) (子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び 増進における目標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th><th>基準値</th><th>令和7年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計特殊出生 率</td><td>1.89 (H30年度)</td><td>2.00</td></tr> <tr> <td>要支援・要介 護認定率</td><td>22.7% (R2年度)</td><td>21.6%</td></tr> </tbody> </table>	基本目標	基準値	令和7年度	合計特殊出生 率	1.89 (H30年度)	2.00	要支援・要介 護認定率	22.7% (R2年度)	21.6%	
基本目標	基準値	令和12年度																										
合計特殊出生率	1.63 (R4年度)	2.00																										
要支援・要介護 認定者数 (累計)	3,822人 (R6年度)	3,700人																										
放課後児童クラ ブ数 (累計)	27クラブ (R6年度)	27クラブ																										
特定健康診査受 診率	34.7% (R6年度)	45.0%																										
基本目標	基準値	令和7年度																										
合計特殊出生 率	1.89 (H30年度)	2.00																										
要支援・要介 護認定率	22.7% (R2年度)	21.6%																										

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後					変更前					備考
80項 1行	6子育て 環境の 確保、高 齢者等 の保健 及び福 祉の向 上及び 増進	(3) 計画（令和8年度～令和12年度）					(3) 計画（令和3年度～令和7年度）					
		持続的 発展 施策区 分	事業名 (施設 名)	事業内容	実 施 主 体	備考	持続的 発展 施策区 分	事業名 (施設 名)	事業内容	実 施 主 体	備考	
		6子育て 環境の 確保、高 齢者等 の保健 及び福 祉の向 上及び 増進	(8)過疎 地域持続 的発展特 別事業 児童福祉	乳幼児福祉医療支援事業 <内容> 小学校就学までの子どもの医療費を助成する。 <必要性> 子どもの医療費に関する軽減制度は、子どもを安心して生み育てる社会づくりのために不可欠な制度である。なお一層の子育て支援の充実を図るために今後も必要な事業である。 <効果等> ①子育て支援の充実	市	子育て支援を充実し、安心して子どもを産み育てることが出来るような環境を整えることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	6子育て 環境の 確保、高 齢者等 の保健 及び福 祉の向 上及び 増進	(1)児童 福祉施設 保育所	児童福祉施設整備事業 保育所等改修	社会 福祉 法人		
			障害児保育事業（保育所 運営・活動支援事業）	市	障がい 児の福	(8)過疎 地域持続 的発展特 別事業 児童福祉	乳幼児医療費支援事業 <内容> 小学校就学までの子どもの医療費を助成する。 <必要性> 子どもの医療費に関する軽減制度は、子どもを安心して生み育てる社会づくりのために不可欠な制度である。なお一層の子育て支援の充実を図るために今後も必要な事業である。 <効果等> ①子育て支援の充実	市	子育て支援を充実し、安心して子どもを産み育てることが出来るような環境を整えることは、地域の持続的発展			

			<p><内容> 保育に欠ける障がい児に対し担当保育士を配置する。</p> <p><必要性> 過疎地である本市では障害児施設が密に無い。近くの保育所が利用出来れば送迎等の時間も短くなり障がい児、家族の負担軽減になる。また、集団保育の中で障がいのない児童と共に学びあうことは障がい児に対する理解を深めることも繋がる。</p> <p><効果等></p> <ul style="list-style-type: none"> ①家族の負担軽減 ②障がい児に対する理解を深める 	<p>祉の向上を図る事は、誰もが相互に人格を尊重し合う共生社会の実現を図るものであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。</p>					<p>に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>
			<p>保育料軽減事業（すこやか子育て支援事業）</p> <p><内容> 市内に居住する2人以上の児童を扶養する保護者の2子目以降の保育料を減免する。</p> <p><必要性> 多子世帯の経済的負担を軽減することにより、幼児教育の向上及び子どもを育てやすい環境づくりを図るとともに出生率向上が期待できるため、過</p>	<p>子育て支援を充実し、安心して子どもを産み育てることが出来る環境を整えることは、全ての子どもたち</p>				<p>障害児保育事業（保育所運営・活動支援事業）</p> <p><内容> 保育に欠ける障害児に対し担当保育士を配置する。</p> <p><必要性> 過疎地である本市では障害児施設が密に無い。近くの保育所が利用出来れば送迎等の時間も短くなり障害児、家族の負担軽減になる。また、集団保育の中で障害のない児童と共に学びあうことは障害児に対する理解を深めることも繋がる。</p> <p><効果等></p> <ul style="list-style-type: none"> ①家族の負担軽減 ②障害児に対する理解を深める 	<p>障害児の福祉の向上を図る事は、誰もが相互に人格を尊重し合う共生社会の実現を図るものであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。</p>
							<p>保育料軽減事業（すこやか子育て支援事業）</p> <p><内容> 市内に居住する2人以上</p>	<p>子育て支援を充実し、安心して子ども</p>	

			<p>疎地域である本市の人口減少に歯止めをかけることが見込まれる。</p> <p>①幼児教育の向上 ②子どもを育てやすい環境づくり ③出生率向上</p>	<p>が将来に希望をもつて成長することにつながることであります、地域の持続的発展に資する取り組みであるから、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>の児童を扶養する保護者の2子目以降の保育料を減免する。</p> <p>①幼児教育の向上 ②子どもを育てやすい環境づくり ③出生率向上</p>	<p>を産み育てるが出来る環境を整えることは、全ての子どもたちが将来に希望をもつて成長することにつながることであり、地域の持続的発展に資する取り組みであるから、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>ひとり親家庭等福祉医療支援事業</p> <p>①医療費負担軽減 ②児童の福祉増進</p>	<p>児童の福祉増進を図ることは、全ての子どもたちが将来に希望をもつて成長することにつながることであります、地域の持続的発展に資する取り組みであるから、その効果は将来に及ぶ。</p>	<p>市</p>		<p>ひとり親家庭等医療費支援事業</p> <p>①医療費負担軽減 ②児童の福祉増進</p>	<p>児童の福祉増進を図ることは、全ての子どもたちが将来に希望をもつて成長することにつながることであります、地域の持続的発展に資する取り組みであるから、その効果は将来に及ぶ。</p>	<p>市</p>

				統的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。			母子・父子・寡婦等の医療費に関する軽減制度は、安心・安全な社会づくりのために不可欠な制度であり、福祉の充実を図るためにも今後も必要な制度である。 <効果等> ①医療費負担軽減 ②児童の福祉増進	希望つし長こつるにこどり、地域の持続発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。
			こども医療支援事業	子育て支援を充実し、安心して子どもを産み育てることが出来る環境を整えることは、全ての子どもたちが将来に希望をもつて逞しく成長することにつるこことなり、地域の持続的発展に資する取	市		こども医療支援事業	子育て支援を充実し、安心して子どもを産み育てることが出来環境を整えることは、全ての子どもたちが将来に希望をもつて逞しく成長することにつるこことなり、地域の持続的発展に資する取
			<内容> 小学生・中学生の医療費を助成する。 <必要性> 子どもの医療費に関する軽減制度は、子どもを安心して生み育てる社会づくりのために不可欠な制度である。なお一層の子育て支援の充実を図るために必要な事業である。 <効果等> ①医療費負担軽減 ②子育て支援の充実				<内容> 小学生・中学生の医療費を助成する。 <必要性> 子どもの医療費に関する軽減制度は、子どもを安心して生み育てる社会づくりのために不可欠な制度である。なお一層の子育て支援の充実を図るために必要な事業である。 <効果等> ①医療費負担軽減 ②子育て支援の充実	

			高齢者・ 障害者福祉		あることから、その効果は将来に及ぶ。				成長するにつるることながりで、地域の持続的発展に資する取組であるから、その効果は将来に及ぶ。
				市老人クラブ連合会支援事業 <内容> 老人クラブに対し助成を行う。 <必要性> 老人クラブ会員の親睦を深め、各地区老人クラブ活動の活性化や各種機会を確保し、高齢者の生きがいの充実や健康増進を図る必要がある。 <効果等> ①健康増進 ②高齢者の生きがい充実	市	多年にわたり社会の進展に寄与し、豊富な知識と経験を持つ高齢者が、敬愛され、生きがいを持てる社会の形成は地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。		すくすく赤ちゃん支援事業 <内容> 紙おむつや粉ミルク等の赤ちゃんの育児用品の購入費用の一部を助成する。 <必要性> 子育て家庭の経済的支援を行い、子どもの健やかな成長のために適切な環境を整えること、安心して生み育てる社会づくりのために不可欠な制度である。なお一層の子育て支援の充実を図るためにも今後も必要な事業である。 <効果等> ①子育て家庭の経済的負担軽減	子育て支援を充実し、安心して子どもを産み育てることが出来る環境を整えることは、全ての子どもたちが将来に希望をもつて逞しく成長するこににつ
				南島原市シルバーパートナーサポート事業 <内容> 市シルバーパートナーサポート事業に対し助成する。	市	多年にわたり社会の進展に寄与し、豊富な			

			<p>＜必要性＞ 定年退職者に安定した就労機会を提供し、高齢者の生きがいの充実と社会参加を促進する必要がある。</p> <p>＜効果等＞ ①高齢者の生きがい充実 ②高齢者の社会参加促進</p>	<p>知識と経験を持つ高齢者が、敬愛され、生きがいを持つ社会の形成は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>②子育て支援の充実</p>		<p>ながることで あり、地域の持続的発展に資する取組であること から、その効果は将来に及ぶ。</p>
			<p>高齢者・障害者交通費助成事業</p> <p>＜内容＞ 高齢者、障がい者等の交通弱者に対しタクシー及びバスの利用助成券を交付する。</p> <p>＜必要性＞ 高齢者、障がい者等の交通弱者が通院や外出する場合の交通手段として、利用するタクシー及びバスの利用料の一部を助成し、生活交通を確保する必要がある。また、高齢者の社会活動の範囲を広め、自立を助け、もって高齢者等の福祉を向上させ</p>	<p>市</p>	<p>交通弱者等の生活交通を確保することは、生まれ育った地域で長く生活できる環境を整えるものであることから、地域の持続的発展</p>	<p>高齢者・障害者福祉</p>	<p>市老人クラブ連合会支援事業</p> <p>＜内容＞ 老人クラブに対し助成を行う。</p> <p>＜必要性＞ 老人クラブ会員の親睦を深め、各地区老人クラブ活動の活性化や各種機会を確保し、高齢者の生きがいの充実や健康増進を図る必要がある。</p> <p>＜効果等＞ ①健康増進 ②高齢者の生きがい充実</p>	<p>市</p>	<p>多年にわたり社会の進展に寄与し、豊富な知識と経験を持つ高齢者が、敬愛され、生きがいを持つ社会の形成は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>

			基金積立	<table border="1"> <tr> <td>こども医療支援事業 基金積立</td><td>市</td><td></td></tr> <tr> <td>高齢者・障害者交通費助成事業 基金積立</td><td>市</td><td></td></tr> <tr> <td>緊急通報システム設置事業 基金積立</td><td>市</td><td></td></tr> </table>	こども医療支援事業 基金積立	市		高齢者・障害者交通費助成事業 基金積立	市		緊急通報システム設置事業 基金積立	市				に、健康診査・がん検診等の受診や各種健康相談、血圧、体重、歩数、自転車利用時間記録等の取り組みに対して、商品券と交換できるポイントを付与する。 <必要性> 健康的な生活習慣の定着するためには、市民一人ひとりが目標をもち、健康づくりへの関心を高める必要がある。また、一人当たり医療費の抑制を図るためにには、特定健康診査・がん検診の受診率向上が必要である。 <効果等> ①健康的な生活習慣の定着 ②特定健康診査・がん検診の受診率向上 ③一人当たり医療費の抑制		りへの 関心を 高め、健 康的な 生活習 慣を定 着する ことと 一 人 当 たり の 医 療 費 抑 制 が 図 ら れ る こ と か ら、 地 域 の 持 続 的 発 展 に 資 す る 取 組 で あ り、 そ の 効 果 は 将 来 に 及 ぶ。
こども医療支援事業 基金積立	市																	
高齢者・障害者交通費助成事業 基金積立	市																	
緊急通報システム設置事業 基金積立	市																	
					その他	<p>特定不妊治療支援事業 (いのちの始まり応援事業)</p> <p><内容> 不妊治療等に要した費用の一部を助成する。</p> <p><必要性> 子を望む親の心の安らぎと出生率の向上に寄与するため、高額な費用を要する不妊治療に対して経済的支援が必要である。</p> <p><効果等></p>	市	子を望む親の経済的不安を軽減することで、出生率の向上に寄与することから、地域の持続的発										

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
85項 2行	7 医療の 確保	<p>【医療の確保の方針】</p> <p>日常的な医療の提供、健康の相談等ができる「かかりつけ医」の普及、定着を推進しつつ、長崎県病院企業団及び雲仙・南島原保健組合と連携して、地域医療の基幹・中核となる長崎県島原病院と公立小浜温泉病院の適正な運営に努め、地域医療の確保に努める。</p> <p>さらに、市民の急な病気やけがによる外来診療、入院治療を必要とする重症・重篤な救急患者に対応するため、地域医師会をはじめ関係医療機関の協力のもと、在宅当番医（歯科医師）制度や第二次救急医療機関の輪番制による休日・夜間診療など救急医療体制の確保を図る。</p> <p>また、小児科及び泌尿器科については、半島地域内で医療を受けられるように国、県へ要望を行い、地域医療の確保に努める。</p> <p>生活習慣病対策と予防医療体制の構築のため、疾病の早期発見・早期治療はもとより、健診結果に基づく保健指導により市民の疾病の予防・進行防止を図り、特定健康診査、がん検診などの受診環境の改善に取り組み、受診率の向上に努める。</p>	<p>【医療の確保の方針】</p> <p>日常的な医療の提供、健康の相談等ができる「かかりつけ医」の普及、定着を推進しつつ、長崎県病院企業団及び雲仙・南島原保健組合と連携して、地域医療の基幹・中核となる長崎県島原病院と公立小浜温泉病院の適正な運営に努め、地域医療の確保に努める。</p> <p>さらに、市民の急な病気やけがによる外来診療、入院治療を必要とする重症・重篤な救急患者に対応するため、地域医師会をはじめ関係医療機関の協力のもと、在宅当番医（歯科医師）制度や第二次救急医療機関の輪番制による休日・夜間診療など救急医療体制の確保を図る。</p> <p>また、特に専門診療科が少ない小児科および泌尿器科については、半島地域内で医療を受けられるように国、県へ要望を行い、地域医療の確保に努める。</p> <p>生活習慣病対策と予防医療体制の構築のため、疾病の早期発見・早期治療はもとより、健診結果に基づく保健指導により市民の疾病の予防・進行防止を図り、特定健康診査、がん検診などの受診環境の改善に取り組み、受診率の向上に努める。</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
85項 15行	7 医療の 確保	<p>(1) 現況と問題点</p> <p>市内には、病院4、一般診療所18、歯科診療所20の医療機関があり、日常の医療施設として利用されている。また、医師会や保健所等の協力を得て、定期的に健康診査やがん検診、各種予防接種等を実施し、住民の健康保持と疾病等の早期発見に努めている。</p> <p>しかし、市内には、小児科がなく、泌尿器科、呼吸器内科、耳鼻科、皮膚科、精神科等の専門科医療機関の数が少なく、他市の医療機関に依存せざるを得ず、早期に医療機関の確保が望まれている。</p> <p>...</p> <p>さらに精神科の専門科医療機関においては、地元の開業医が半島内の小児及び精神医療を支えてきたが、高齢であり、精神医療崩壊の危機が迫っている状況である。</p> <p>小児科については、本市唯一の医院が令和7年3月に閉院したことにより、地域住民の中で小児医療への不安が急速に高まっている状況にある。</p> <p>...</p>	<p>(1) 現況と問題点</p> <p>市内には、病院4、一般診療所22、歯科診療所23の医療機関があり、日常の医療施設として利用されている。また、医師会や保健所等の協力を得て、定期的に健康診査やがん検診、各種予防接種等を実施し、住民の健康保持と疾病等の早期発見に努めている。</p> <p>しかし、市内には、小児科、泌尿器科、呼吸器内科、耳鼻科、皮膚科、精神科等の専門科医療機関の数が少なく、他市の医療機関に依存せざるを得ず、早期に医療機関の確保が望まれている。</p> <p>...</p> <p>さらに小児科・精神科の専門科医療機関においては、地元の開業医が半島内の小児及び精神医療を支えてきたが、高齢であり、小児及び精神医療崩壊の危機が迫っている状況である。</p> <p>...</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
86項 2行	7 医療の 確保	<p>(2) その対策</p> <p>(ア) (医療の確保)</p> <p>①地域の医療機関や長崎県島原病院、公立小浜温泉病院等の域外医療機関との連携を強化し、利用者のニーズにきめ細かく迅速に対応できる総合的医療サービスの充実を目指す。</p> <p>②地域の医師会や医療機関と協力し、初期救急医療体制（休日当番医制度）、二次救急医療体制（病院群輪番制病院運営事業）の充実に努める。</p> <p>③健康相談事業や各種健康診断などを積極的に実施し、生活習慣病対策と予防医療体制の強化に努める。</p> <p>④市内の小児及び精神医療体制の確保に努める。</p>	<p>(2) その対策</p> <p>(ア) (医療の確保)</p> <p>①地域の医療機関や長崎県島原病院、公立小浜温泉病院等の域外医療機関との連携を強化し、利用者のニーズにきめ細かく迅速に対応できる総合的医療サービスの充実を目指す。</p> <p>②地域の医師会や医療機関と協力し、初期救急医療体制（休日当番医制度）、二次救急医療体制（病院群輪番制病院運営事業）の充実に努める。</p> <p>③健康相談事業や各種健康診断などを積極的に実施し、生活習慣病対策と予防医療体制の強化に努める。</p> <p>④市内の小児及び精神医療の崩壊を未然に防ぐため、小児及び精神医療体制の確保に努める。</p>	一部 文言 の削 除

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考																		
86項 10行	7 医療の 確保	<p>(イ) (医療の確保における目標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>基準値</th> <th>令和12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休日診療が受 けられる 医療機関数</td> <td>4か所 (R6年度)</td> <td>4か所</td> </tr> <tr> <td>第2次救急医 療が 受けられる医 療機関数</td> <td>4か所 (R6年度)</td> <td>2か所</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基準値	令和12年度	休日診療が受 けられる 医療機関数	4か所 (R6年度)	4か所	第2次救急医 療が 受けられる医 療機関数	4か所 (R6年度)	2か所	<p>(イ) (医療の確保における目標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>基準値</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休日診療が受 けられる 医療機関数</td> <td>4箇所 (R2年度)</td> <td>4箇所</td> </tr> <tr> <td>第2次救急医 療が 受けられる医 療機関数</td> <td>2箇所 (R2年度)</td> <td>2箇所</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基準値	令和7年度	休日診療が受 けられる 医療機関数	4箇所 (R2年度)	4箇所	第2次救急医 療が 受けられる医 療機関数	2箇所 (R2年度)	2箇所	
基本目標	基準値	令和12年度																				
休日診療が受 けられる 医療機関数	4か所 (R6年度)	4か所																				
第2次救急医 療が 受けられる医 療機関数	4か所 (R6年度)	2か所																				
基本目標	基準値	令和7年度																				
休日診療が受 けられる 医療機関数	4箇所 (R2年度)	4箇所																				
第2次救急医 療が 受けられる医 療機関数	2箇所 (R2年度)	2箇所																				

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後			変更前			備考			
86 項 11 行	7 医療の 確保	(3) 計画 (令和 8 年度～令和 12 年度)			(3) 計画 (令和 3 年度～令和 7 年度)						
		持続的 発展 施策区 分	事業名 (施設 名)	事業内容	実 施 主 体	備考	持続的 発展 施策区 分	事業名 (施設 名)	事業内容	実 施 主 体	備考
		7 医療 の確保	(7) 過疎 地域持続 的発展特 別事業 民間病院	在宅当番医等確保対策事 業 (救急医療対策(1次・2次 救急医療)・小児の休日診 療事業) <内容> 休日等の当番医の確保及 び重症患者のための二次 救急医療体制を確保し、市民 生活の安全・安心を図る。 <必要性> 初期救急医療体制(休日当 番医制度)、二次救急医療 体制(病院群輪番制病院運 営事業)の充実を図ること により、救急医療体制と、 人命救助体制の整備に努 める必要がある。 <効果等> ①初期救急医療体制・二 次救急医療体制の充実 ②救急医療体制・人命救助 体制の整備	医 師 会 病 院 企 業 团	救急医 療体制・ 人命救 助体制 を整備 し、医療 を確 保す ことは、 市民生 活の安 全・安 心を 図るも のであ ること から、地 域の持 続的發 展に資 する取 組で あり、そ の効 果は 将来に 及ぶ。	7 医療 の確保	(7) 過疎 地域持続 的発展特 別事業 民間病院	在宅当番医等確保対策事 業 (救急医療対策(1次・2次 救急医療)・小児の休日診 療事業) <内容> 休日等の当番医の確保及 び重症患者のための二次 救急医療体制を確保し、市民 生活の安全・安心を図る。 <必要性> 初期救急医療体制(休日当 番医制度)、二次救急医療 体制(病院群輪番制病院運 営事業)の充実を図ること により、救急医療体制と、 人命救助体制の整備に努 める必要がある。 <効果等> ①初期救急医療体制・二 次救急医療体制の充実 ②救急医療体制・人命救助 体制の整備	医 師 会 病 院 企 業 团	救急医 療体制・ 人命救 助体制 を整備 し、医療 を確 保す ことは、 市民生 活の安 全・安 心を 図るも のであ ること から、地 域の持 続的發 展に資 する取 組で あり、そ の効 果は 将来に 及ぶ。

			<p>救急医療体制の確保推進事業補助金</p> <p>＜内容＞ 地域医療を支える医師の確保や在宅医療を推進することで、市民生活の安全・安心を図る。</p> <p>＜必要性＞ 令和4年度から相次いだ診療所の閉院や医師不足などにより、市内の医療機関が減少しているため、市民が安心して医療サービスを受けることができる医療体制の構築に努める必要がある。</p> <p>＜効果等＞ ①医療体制の構築 ②医師の確保</p>	市	<p>市民が安心して医療サービスを受けることができる医療体制の構築を図ることは、市民生活の安全・安心を図るものであることから、地域の持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。</p>		その他	<p>がん等健診事業(住民健康診査事業・新たなステージに入ったがん検診総合支援事業)</p> <p>＜内容＞ がんの発生が急激に増加する40歳以上の市民に対し、肺・胃・大腸・子宮・乳・前立腺がん等の健診を行う。</p> <p>＜必要性＞ がんの早期発見・早期治療によって、市民が健康で安心して暮らせるようにがん検診を推進する必要がある。</p> <p>＜効果等＞ ①健康障害予防・市民の健康増進 ②医療費の抑制</p>	市	<p>がんの早期発見により、健康障害の予防や市民の健康増進、医療費の抑制に寄与することから、地域の持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。</p>
		その他	<p>がん等健診事業(住民健康診査事業・新たなステージに入ったがん検診総合支援事業)</p> <p>＜内容＞ がんの発生が急激に増加する40歳以上の市民に対し、肺・胃・大腸・子宮・乳・前立腺がん等の健診を</p>	市	<p>がんの早期発見により、健康障害の予防や市民の健康増進、医療費の抑制</p>					

			<p>行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>がんの早期発見・早期治療によって、市民が健康で安心して暮らせるようになん検診を推進する必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①健康障害予防・市民の健康増進</p> <p>②医療費の抑制</p> <p>制に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		
--	--	--	---	--	--

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
88項 2行	8教育の 振興	<p>【教育の振興の方針】</p> <p>学校は子供たちが日々学ぶ場であり安心で安全、かつ良好な環境でなければならない。校舎、屋内運動場等学校施設の長寿命化改修や大規模改修工事を計画的に進める必要があるため、学校施設長寿命化計画に基づいた学校施設の整備により教育環境の改善を図る。</p> <p>人間形成の基本となる家庭の教育力向上を図るための家庭教育支援を行うとともに、子どもたちに豊かな知識と創造力を持たせるため、地域資源を活用した特色ある教育と多くの地域との交流を進め、地域の将来を担う人材の育成を図る。また、文武に優れた人間づくりと子どもたちが歩む将来の道を広げるため、スポーツ力と文化技能の育成に加え、現代社会に欠かせない外国語習得やプログラミング教育を推進する。</p> <p>本市は、グローバルに活躍できる資質・能力を持った人材の育成に重点を置いている。外国語教育においては、中学校の外国語指導助手（A L T）を独自に配置し、外国語授業の質の向上を図っている。</p> <p>さらに、すべての子どもたちに充実した学校生活を過ごさせるため、子どもたちの悩み解消と通学支援のほか、経済的理由による進学の制限を無くすための就学支援を行う。</p>	<p>【教育の振興の方針】</p> <p>学校は子供たちが日々学ぶ場であり安心で安全、かつ良好な環境でなければならない。校舎、屋内運動場等学校施設の長寿命化改修や大規模改修工事を計画的に進める必要があるため、学校施設長寿命化計画に基づいた学校施設の整備により教育環境の改善を図る。</p> <p>人間形成の基本となる家庭の教育力の向上を図るための家庭教育支援を行うとともに、子どもたちに豊かな知識と創造力を持たせるため、地域資源を活用した特色ある教育と多くの地域との交流を進め、地域の将来を担う人材の育成を図る。また、文武に優れた人間づくりと子どもたちが歩む将来の道を広げるため、スポーツ力と文化技能の育成に加え、現代社会に欠かせない外国語習得やプログラミング教育を推進する。</p> <p>本市は、グローバルに活躍できる資質・能力を持った人材の育成に重点を置いている。外国語教育においては、中学校の外国語指導助手（A L T）に加え、小学校に英語指導助手（E A T）を独自に配置し、外国語授業の質の向上を図っている。</p> <p>さらに、すべての子どもたちに充実した学校生活を過ごさせるため、子どもたちの悩み解消と通学支援のほか、経済的</p>	一部 文言 の削 除

	<p>また、市民誰もが楽しく主体性を持って学ぶことができるよう、公民館講座や高齢者学級など、多くの市民が参加できる講座や各世代のライフステージに応じたきめ細やかなプログラムの構築など、多種多様な生涯学習機会の充実を図る。併せて、市民の体力増進と生涯スポーツの推進を図るため、スポーツイベントの実施やスポーツ活動の支援を行う。</p> <p>社会教育施設等の整備等については、公民館、文化ホール、図書館の快適性や機能充実を図るとともに、老朽化した施設については耐震診断調査等を行い、計画的な整備を進める。また、文化ホール等の生涯学習施設の利用を拡大するとともに、地域の施設を拠点とした各種講座等の更なる充実を図る。</p> <p>また、社会体育施設は、経年劣化による老朽化が見受けられるが、全施設とも改修により使用可能である。しかしながら、合併により本市が発足してから主だった施設の統廃合を行っていないことに加え、小学校の統廃合に伴い各校体育館を社会体育施設として活用することとしたため施設数が増加しており、人口減少が進む本市の状況にあって社会体育施設の数は多い状況と言える。このため、市全体にとって有益となるような中・長期的な施設のあり方に基づき、施設の統廃合及び改修を行う。</p>	<p>理由による進学の制限を無くすための就学支援を行う。</p> <p>また、市民誰もが楽しく主体性を持って学ぶことができるよう、公民館講座や高齢者学級など、多くの市民が参加できる講座や各世代のライフステージに応じたきめ細やかなプログラムの構築など、多種多様な生涯学習機会の充実を図る。併せて、市民の体力増進と生涯スポーツの推進を図るため、スポーツイベントの実施やスポーツ活動の支援を行う。</p> <p>図書館その他社会教育施設等の整備等については、社会教育の拠点施設である公民館、文化ホール、図書館の快適性や機能充実を図るとともに、老朽化した施設については耐震診断調査等を行い、計画的な整備を進める。また、文化ホール等の生涯学習施設の利用を拡大するとともに、地域の施設を拠点とした各種講座等の更なる充実を図る。</p> <p>また、社会体育施設は、経年劣化による老朽化が見受けられるが、全施設とも改修により使用可能である。しかしながら、合併により本市が発足してから主だった施設の統廃合を行っていないことに加え、小学校の統廃合に伴い各校体育館を社会体育施設として活用することとしたため施設数が増加しており、人口減少が進む本市の状況にあって社会体育施設の数は多い状況と言える。このため、市全体にとって有益となるような中・長期的な施設のあり方に基づき、施設の統廃合及び改修を行う。</p>
--	--	---

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
89項 2行	8 教育の 振興	<p>(1) 現況と問題点</p> <p>(ア) (学校教育)</p> <p>本市の学校教育施設としては、合併当初小学校31校（うち分校6校）・中学校8校・幼稚園5園（公立1、私立4）が設置されていたが、近年の少子化により、平成25年度から小学校の統廃合を進めており、令和7年度には15校（うち分校2校）に統合していることから、廃校舎の利活用検討が急務である。また危険な廃校舎や利活用が見込まれない借地を含む廃校施設については解体を行う必要がある。</p> <p>校舎や体育館・プールについては計画的に改修を進めているが、部分的に補修が必要な場所もあり、順次改修を進め良好な教育環境を維持していかなくてはならない。</p> <p>...</p>	<p>(1) 現況と問題点</p> <p>(ア) (学校教育)</p> <p>本市の学校教育施設としては、合併当初小学校31校（うち分校6校）・中学校8校・幼稚園5園（公立1、私立4）が設置されていたが、近年の少子化により、平成25年度から小学校の統廃合を進めており、令和3年度には15校（うち分校2校）に統合していることから、廃校舎の利活用検討が急務である。また危険な廃校舎や利活用が見込まれない借地を含む廃校施設については解体を行う必要がある。</p> <p>校舎や体育館・プールについては計画的に改修を進めているが、部分的に補修が必要な箇所もあり、順次改修を進め良好な教育環境を維持していかなくてはならない。</p> <p>...</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
90項 12行	8教育の 振興	<p>(ウ) (社会体育)</p> <p>練習や大会などで年間を通して、地元サークル団体や各種競技部など多くの市民が、社会教育施設を利用している。だが、施設自体は旧町時代（合併以前）に整備されたもので、老朽化が進み、全国規模の大会誘致などには利用上問題が多く、特に駐車場が不足する施設も多数ある。また、小学校の統廃合に伴い各校体育館を社会体育施設として活用することとしたため施設数が増加しており、小規模な社会体育施設の数が増加している状況にあるが、一方で、大きな大会が開催できる多目的施設や体育館及びスポーツ合宿が誘致できる施設の整備などの基盤強化が求められている。</p> <p>...</p> <p>また、市民全体の運動状況が、常に運動を行っている人と、ほとんど運動を行わない人の2極化している中で、ほとんど運動を行わない人をいかにして少しでも運動を行うようにするかが課題となっており、健康づくりを加味した生涯スポーツ等の推進を拡大させるためには、多くの地域で幅広い年齢層が参加可能な市民スポーツ大会の開催やイベント等の企画が必要である。</p>	<p>(ウ) (社会体育)</p> <p>地元サークル団体や各種競技部など多くの市民が、練習や大会などで年間を通して多くの市民が利用しているが、施設自体は旧町時代（合併以前）に整備されたもので、老朽化が進み、全国規模の大会誘致などには利用上問題が多く、特に駐車場が不足する施設も多数ある。また、小学校の統廃合に伴い各校体育館を社会体育施設として活用することとしたため施設数が増加しており、小規模な社会体育施設の数が増加している状況にあるが、一方で、大きな大会が開催できる多目的施設や体育館、グラウンド及びスポーツ合宿が誘致できる施設の整備などの基盤強化が求められている。</p> <p>...</p> <p>また、市民全体の運動状況が、常に運動を行っている人と、ほとんど運動を行わない人の2極化している中で、ほとんど運動を行わない人をいかにして少しでも運動を行うようにするかが課題となっており、健康づくりを加味した生涯スポーツ等の推進を拡大させるためには、多くの地域の幅広い年齢層の参加が可能な市民スポーツ大会の開催やイベント等の企画が必要である。</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
91項 2行	8教育の 振興	<p>(2) その対策</p> <p>(ア) (学校教育)</p> <p>・・・</p> <p>⑤児童生徒が英語に興味・関心を持って学習し、国際社会に対応したコミュニケーション能力を身につけるために、中学校における外国語学習の補助や国際交流を行うことのできる外国語指導助手の配置等を行うとともに、英語検定及び英検Jr. の受験料補助を行う。</p>	<p>(2) その対策</p> <p>(ア) (学校教育)</p> <p>・・・</p> <p>⑤児童生徒が英語に興味・関心を持って学習し、国際社会に対応したコミュニケーション能力を身につけるために、小・中学校における外国語学習の補助や国際交流を行うことのできる外国語指導助手及び英語指導助手の配置等を行うとともに、英語検定及び英検Jr. の受験料補助を行う。</p>	一部 文言 の修 正

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考																																	
93項 1行	8教育の 振興	<p>(エ) (教育の振興における目標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>基準値</th> <th>令和12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニティ スクール 実施校数</td> <td>7校 (R6年度)</td> <td>20校</td> </tr> <tr> <td>英検Jr.及び 英検受験者数 の割合（小学校）</td> <td>4.2% (R6年度)</td> <td>8.0%</td> </tr> <tr> <td>英検受験者数 の割合（中学校）</td> <td>26.3% (R6年度)</td> <td>40.0%</td> </tr> <tr> <td>市民スポーツ 大会参加人数</td> <td>1,764人 (R6年度)</td> <td>2,000人</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基準値	令和12年度	コミュニティ スクール 実施校数	7校 (R6年度)	20校	英検Jr.及び 英検受験者数 の割合（小学校）	4.2% (R6年度)	8.0%	英検受験者数 の割合（中学校）	26.3% (R6年度)	40.0%	市民スポーツ 大会参加人数	1,764人 (R6年度)	2,000人	<p>(エ) (教育の振興における目標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>基準値</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニティス クール 実施校数</td> <td>0校 (R2年度)</td> <td>4校</td> </tr> <tr> <td>英検Jr.及び 英検受験者数 (小学生)</td> <td>83人 (R2年度)</td> <td>150人</td> </tr> <tr> <td>英語検定受験者 数</td> <td>322人 (R2年度)</td> <td>400人</td> </tr> <tr> <td>社会教育事業 (イベント・講 座等) 参加人数 /定員率</td> <td>80% (R1年度)</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>市民スポーツ大 会参加人数</td> <td>2,430人 (R1年 度)</td> <td>2,600人</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基準値	令和7年度	コミュニティス クール 実施校数	0校 (R2年度)	4校	英検Jr.及び 英検受験者数 (小学生)	83人 (R2年度)	150人	英語検定受験者 数	322人 (R2年度)	400人	社会教育事業 (イベント・講 座等) 参加人数 /定員率	80% (R1年度)	100%	市民スポーツ大 会参加人数	2,430人 (R1年 度)	2,600人	
基本目標	基準値	令和12年度																																			
コミュニティ スクール 実施校数	7校 (R6年度)	20校																																			
英検Jr.及び 英検受験者数 の割合（小学校）	4.2% (R6年度)	8.0%																																			
英検受験者数 の割合（中学校）	26.3% (R6年度)	40.0%																																			
市民スポーツ 大会参加人数	1,764人 (R6年度)	2,000人																																			
基本目標	基準値	令和7年度																																			
コミュニティス クール 実施校数	0校 (R2年度)	4校																																			
英検Jr.及び 英検受験者数 (小学生)	83人 (R2年度)	150人																																			
英語検定受験者 数	322人 (R2年度)	400人																																			
社会教育事業 (イベント・講 座等) 参加人数 /定員率	80% (R1年度)	100%																																			
市民スポーツ大 会参加人数	2,430人 (R1年 度)	2,600人																																			

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後					変更前					備考
93項 2行	8教育の 振興	(3) 計画（令和8年度～令和12年度）					(3) 計画（令和3年度～令和7年度）					
		持続的 発展 施策区 分	事業名 (施設 名)	事業内容	実施 主体	備考	持続 的 発 展 施 策 区 分	事業名 (施設 名)	事業内容	実 施 主 体	備考	
		8教育 の振興	(1)学校 教育関連 施設 校舎	加津佐小学校整備事業 改修工事	市		8教育 の 振興	(1)学校 教育 関連 施設 校舎	加津佐小学校整備事業 改修工事 8件	市		
				野田小学校整備事業 改修工事	市				野田小学校整備事業 改修工事 2件	市		
				口之津小学校整備事業 改修工事	市				口之津小学校整備事業 改修工事 3件	市		
				南有馬小学校整備事業 改修工事	市				南有馬小学校整備事業 改修工事 5件	市		
				有馬小学校整備事業 改修工事	市				有馬小学校整備事業 改修工事 2件	市		
				西有家小学校整備事業 改修工事	市				西有家小学校整備事業 改修工事 4件	市		
				有家小学校整備事業 改修工事	市				有家小学校整備事業 改修工事 1件	市		
				堂崎小学校整備事業 改修工事	市				布津小学校整備事業 改修工事 5件	市		
				布津小学校整備事業	市							

			改修工事					
			飯野小学校整備事業 改修工事	市		飯野小学校整備事業 改修工事 1件	市	
			深江小学校整備事業 改修工事	市		深江小学校整備事業 改修工事 2件	市	
			深江小学校馬場分校整備 事業 改修工事	市		深江小学校馬場分校整備 事業 改修工事 2件	市	
			小林小学校整備事業 改修工事	市		深江小学校諒訪分校整備 事業 改修工事 2件	市	
			大野木場小学校整備事業 改修工事	市		小林小学校整備事業 改修工事 4件	市	
			加津佐中学校整備事業 改修工事	市		大野木場小学校整備事業 改修工事 5件	市	
			口之津中学校整備事業 改修工事	市		加津佐中学校整備事業 改修工事 4件	市	
			南有馬中学校整備事業 改修工事	市		口之津中学校整備事業 改修工事 2件	市	
			北有馬中学校整備事業 改修工事	市		南有馬中学校整備事業 改修工事 4件	市	
			西有家中学校整備事業 改修工事	市		北有馬中学校整備事業 改修工事 1件	市	
			有家中学校整備事業 改修工事	市		西有家中学校整備事業 改修工事 4件	市	
			布津中学校整備事業 改修工事	市		深江中学校整備事業 改修工事 3件	市	

屋内運動場	深江中学校整備事業 改修工事	市		屋外運動場 スクールバス・ボート 給食施設	堂崎小学校整備事業 改修工事 1件	市
	加津佐小学校整備事業 改修工事	市			有家中学校整備事業 改修工事 5件	市
	野田小学校整備事業 改修工事	市			布津中学校整備事業 改修工事 4件	市
	口之津小学校整備事業 改修工事	市			有家小学校外構工事 整備工事 1件	市
	南有馬小学校整備事業 改修工事	市			遠距離通学児童生徒支援 事業 スクールバス 2台	市
	有馬小学校整備事業 改修工事	市			学校給食関連施設整備事業	市
	西有家小学校整備事業 改修工事	市			(3) 集会施設、 体育施設等 公民館	西有家総合学習センター 整備事業 施設改修等工事一式
	有家小学校整備事業 改修工事	市				深江公民館改修事業 耐震改修・バリアフリー 対策等各一式
	堂崎小学校整備事業 改修工事	市				加津佐公民館改修事業 耐震改修・バリアフリー 対策等各一式
	布津小学校整備事業 改修工事	市				深江ふるさと伝承館改修 事業 施設改修工事一式
	飯野小学校整備事業 改修工事	市				公民館・布津支所施設等 再編整備事業 施設建替工事一式
	深江小学校整備事業 改修工事	市				
	深江小学校馬場分校整備	市				

		別事業 義務教育	<p>＜内容＞</p> <p>スクールバスの運行やバス定期券購入に対する助成、タクシー及びマイクロバス等での送迎を行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>学校統廃合等による遠距離通学児童・生徒の通学条件の格差是正や安全確保を図るために必要不可欠な事業である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①児童生徒の安全確保 ②通学条件の格差是正</p>	<p>安 全 確 き 地 在 住 の 児 童 生 徒 の 通 学 を 容 易 に す る め の 措 講 こ と は 格 差 是 正 を 図 る 取 組 で あ り 、 地 域 の 持 続 的 發 展 に 資 す る 取 組 で あ る 。 ま た 、 そ の 効 果 は 將 來 に 及 ぶ。</p>			<p>＜内容＞</p> <p>生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることのできる第三者的な存在となる「心の教室相談員」を配置する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>小規模中学校が分散しており、配置教諭だけでは対応が難しく、専門のケアを行う医療機関も少ない。その様な中で、中学生の心の成長と勉学への集中を支えるためには、相談員を配置し心のケアを行う必要がある。加えて、近年、中学校における不登校生徒数は増加傾向にあり、心の教室の存在意義は重要である。教師・保護者等に言えない悩み等を聞き、状況によっては家庭訪問等を行い不登校の解消に努める必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①生徒の心のケア</p>	<p>を持つ生徒一人ひとりに対して、きめ細かく対応するための相談体制の整備であり、子供の健全な成長に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組である。また、その効果は将来に及ぶ。</p>	
		子どもの悩み相談事業	<p>＜内容＞</p> <p>生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることのできる第三者的な存在となる「心の教室相談員」を配置する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>小規模中学校が分散しており、配置教諭だけでは</p>	<p>市</p> <p>様々な悩みを持つ生徒一人ひとりに対して、きめ細かく対応するための相談</p>			<p>特別支援教育推進事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>特別支援教育助手を配置して、きめ細かな支援・指導を行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>本市においては、注意欠陥多動性障害等のある児童を通学させる特別支援学校がない。そのため、通</p>	<p>障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援することは、誰もが相互に人格を尊重し合う共生社会</p>	<p>市</p>

			<p>対応が難しく、専門のケアを行う医療機関も少ない。その様な中で、中学生の心の成長と勉学への集中を支えるためには、相談員を配置し心のケアを行う必要がある。加えて、近年、中学校における不登校生徒数は増加傾向にあり、心の教室の存在意義は重要である。教師・保護者等に言えない悩み等を聞き、状況によっては家庭訪問等を行い不登校の解消に努める必要がある。</p> <p>①生徒の心のケア</p>	<p>体制の整備であり、子供の健全な成長に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組である。また、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>常学級に在籍する注意欠陥多動性障害等のある児童生徒を支援する教育助手を配置する必要がある。</p> <p>①効果等></p> <p>②他の児童生徒が集中して学習に取り組む環境の整備</p>	<p>の実現を図るものであり、地域の持続的発展に資する取組である。また、その効果は将来に及ぶ。</p>		
			<p>特別支援教育推進事業</p> <p>①内容></p> <p>特別支援教育助手を配置して、きめ細かな支援・指導を行う。</p> <p>②必要性></p> <p>本市においては、注意欠陥多動性障害等のある児童を通学させる特別支援学校がない。そのため、通常学級に在籍する注意欠陥多動性障害等のある児童生徒を支援する教育助手を配置する必要がある。</p> <p>③効果等></p> <p>①障がいのある児童生徒が教師や友達と共に成長することが可能</p>	<p>障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援することは、誰もが相互に人格を尊重し合う共生社会の実現を図る</p>	市		<p>語学指導外国青年招致事業</p> <p>①内容></p> <p>小・中学校における外国語学習の補助や国際交流を行うことのできる外国語指導助手を配置する。</p> <p>②必要性></p> <p>子どもたちが国際社会に対応したコミュニケーション能力を身につけ、地域社会と国際社会の架け橋となりえることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	<p>子どもたちが国際社会に対応したコミュニケーション能力を身につけ、地域社会と国際社会の架け橋となりえることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		
							<p>寺子屋 21 推進事業</p> <p>①内容></p> <p>放課後や週末等において</p>	市	<p>文化・スポーツ・伝承芸能等の活性化を図る</p>	

			<p>②他の児童生徒が集中して学習に取り組む環境の整備</p>		<p>ものであり、地域の持続的発展に資する取組である。また、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>地域の方々を指導者として、市内の子どもたちに、文化・スポーツ・伝承芸能等の教室「寺子屋 21」を開催する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>心豊かでたくましい子供たちを社会全体で育むためには、放課後や週末などを活用して様々な体験活動や地域住民との交流活動を行い、文化・スポーツ・伝承芸能等の活性化を図る必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①放課後や週末等の子どもの居場所づくり ②学校をこえた子供同士の交流促進 ③子どもと地域の大人との交流促進、 ④文化・スポーツ・伝承芸能等の活性化</p>		<p>ことによって、心豊かでたくましい子供たちを社会全体で育み、地域の持続的発展を図る。その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>語学指導外国青年招致事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>小・中学校における外国語学習の補助や国際交流を行うことのできる外国語指導助手を配置する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>子どもたちが国際社会に対応したコミュニケーション能力を身につけるためには、実際の発音や発声及び異文化の一端に触れる機会を創出する必要がある。また、学習塾が少ない本市にあっては、外国人との交流学習ができる機会が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①外国人との交流学習 ②国際的コミュニケーション能力の向上</p>	市	<p>子どもたちが国際社会に対応したコミュニケーション能力を身につけ、地域社会と国際社会の架け橋となることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に</p>		<p>地域学校協働活動事業 (地域とともにある学校づくり推進事業)</p> <p>＜内容＞</p> <p>学校と地域が協働して活動する「地域学校協働活動」を行うことにより、地域住民との交流活動、学習支援活動等の取組を推進する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>未来を担う子どもたちの豊かな学びや成長を支えるためには、地域と学校</p>	市	<p>学校と地域が連携・協働し、地域住民との交流活動、学習支援活動等の取組を推進することは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	

			<p>ター等の人材を育成し・活用する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもたちの心豊かで健やかな成長を育むためには親子双方への支援が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①子どもたちの豊かな情操や基本的社會習慣等を学ぶ機会の充実</p>		<p>学ぶ機会を充実することにより、子どもたちの心豊かで健やかな成長を育む取組は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>指導すべき未来社会の姿として提唱していることから、児童生徒の「プログラミング能力」や「情報活用能力」の向上を図る学習が必要である。</p> <p>＜効果＞</p> <p>①「プログラミング能力」及び「情報活用能力」の向上</p>		<p>も地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>
			<p>中学校社会体育・文化活動支援事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>中学校部活動の地域展開による社会体育・文化活動に対して支援を行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>中学校部活動からの円滑な移行と体育・文化の各種クラブ等の育成への支援が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①各種クラブ等の育成による地域展開</p>	市	<p>中学校部活動からの円滑な移行と体育・文化の各種クラブ等の育成する取組は、地域の持続的発展に資する取組であり、</p>		<p>英語教育推進事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>市内小・中学生を対象に、年度に一度英語検定料を全額補助する。また、ハウステンボス内にあるジャイロスコープの事業を活用し、市内中学生を対象に外国人との直接的な英会話体験の機会を提供する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>児童生徒が自身の英語力を把握する機会や英語でのコミュニケーションの必要性や楽しさを感じることができる機会を創出する必要がある。</p> <p>＜効果＞</p> <p>①英語に対する学習意欲向上</p>	市	<p>国際社会に応じたコミュニケーション能力を身につけることで地域社会と国際社会の架け橋となることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>
						生涯学習・スポーツ	<p>公民館講座開催事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>現代的課題に対応した多様な学習機会の提供や、個人の趣味や志向に応じた</p>	市	<p>地域社会の活性化や高齢者の社会参加・青少年の健全育成を図る取組</p>

生涯学習 ・スporte ツ	公民館講座開催事業	市	その効 果は將 来に及 ぶ。	で参加し気軽に交流できる ような公民館講座の開 催や拡充を図る。	<必要性> 地域社会の活性化や高齢 者の社会参加・青少年の 健全育成につながる生涯 学習の機会を創出する必 要がある。	<効果> ①自己の充実や教養の拡 大、活動を通じた交流、仲 間づくり、生きがいづくり の機会創出 ②まちづくり人材の育成	組は、地域 の持続的發 展に資する 取組 あり、 その効 果は将来に 及ぶ。	読書活動推進事業	<内容> 本の読み聞かせイベント を実施するとともに、図 書ボランティアを育成す る。	<必要性> 読書習慣の定着を図るた めには、幼少時より読み 聞かせ等で本に触れ合う 機会を増やすことが必 要である。併せて、読み聞 かせを行う図書ボランティ アを育成し、子ども達の 読書への意欲を引き出す 必要がある。	<効果等> ①図書ボランティアの育 成 ②読書週間の定着
読書活動推進事業	<内容> 本の読み聞かせイベント を実施するとともに、図 書ボランティアを育成す る。	市	読書活 動は、こ どもが 言葉を 学び、感 性を磨 き、表 現力 を高 め、想 像力 を豊 かな も のにし、	読書活 動は、こ どもが 言葉を 学び、感 性を磨 き、表 現力 を高 め、想 像力 を豊 かな も のにし、人生を より深く生 きる力を身 に着けいて いくうえで 欠くことの できないも のであるこ とから、地 域の持続的 な発展に資 する取組 あり、 その効 果は将来に 及ぶ。							

			<p>である。併せて、読み聞かせを行う図書ボランティアを育成し、子ども達の読書への意欲を引き出す必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①図書ボランティアの育成 ②読書週間の定着</p>		<p>人生を深く生きる力を身に着けていくうえで欠くことができないものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>市民体育祭開催事業</p> <p>＜内容＞ 各地区(合併前の旧町)で開催される体育祭に対し補助を行う。</p> <p>＜必要性＞ 地区体育祭は各地区(旧町)において、合併以前から名対抗の様な形で各年代が参加する町の一大イベントとして開催されており、多くの市民が親睦を深め、地区の活性化を図るスポーツイベントとして必要である。</p> <p>＜効果等＞ ①地域活性化 ②地域力の向上</p>	<p>互いに助け合う「共助」の精神を育み、地域が抱える問題や課題を住民が関心を持って、参加・解決していく総合的な力「地域力」向上に繋がることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>
			<p>市民体育祭開催事業</p> <p>＜内容＞ 各地区(合併前の旧町)で開催される体育祭に対し補助を行う。</p> <p>＜必要性＞ 地区体育祭は各地区(旧町)において、合併以前から名対抗の様な形で各年代が参加する町の一大イベントとして開催されており、多くの市民が親睦を深め、地区の活性化を図るスポーツイベントと</p>	<p>実行委員会</p>	<p>互いに助け合う「共助」の精神を育み、地域が抱える問題や課題を住民が関心を持って、参加・解決していく</p>	<p>各種スポーツ大会参加支援事業</p> <p>＜内容＞ 地方公共団体又はスポーツの公益法人が主催若しくは共催又は後援する大会に、市内等の地区予選を経て出場する選手へ活動費を補助する。</p> <p>＜必要性＞ 過疎地域において、スポーツの振興は市民の心のゆとりや地域経済活性化の効果があるため、選手をサポートし、本市の競技力の向上とスポーツ振</p>	<p>スポーツは活力ある健全な社会の形成に貢献するものであり、スポーツの振興を図ることは、地域の持続的発展に資する取組である。また、その効果は将来に及ぶ。</p>	

			<p>して必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①地域活性化 ②地域力の向上</p>		<p>く総合的な力「地域力」向上に繋がることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>興を図る必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①市民の心のゆとり ②地域経済活性化 ③活力ある健全な社会の形成</p>			
			<p>各種スポーツ大会参加支援事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>地方公共団体又はスポーツの公益法人が主催若しくは共催又は後援する大会に、市内等の地区予選を経て出場する選手へ活動費を補助する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>過疎地域において、スポーツの振興は市民の心のゆとりや地域経済活性化の効果があるため、選手をサポートし、本市の競技力の向上とスポーツ振興を図る必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①市民の心のゆとり ②地域経済活性化 ③活力ある健全な社会の</p>	市	<p>スポーツは活力ある健全な社会の形成に貢献するものであり、スポーツの振興を図ることは、地域の持続的発展に資する取組である。また、その効果は将来</p>		<p>市民綱引き大会開催事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>市内全城の小学生と一般男女を対象に小学生の部、一般男女混合の部、レディースの部、一般の部を設け綱引き大会を開催する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>本大会を開催する事により地域や学校及び職場の仲間の連帯感を高めるばかりではなく、地域の活性化にも繋がるため、必要である。</p> <p>＜効果＞</p> <p>①地域や学校、職場の連帯感を高める ②職域等のリーダー育成</p>	実行委員会	<p>互いに助け合う「共助」の精神を育み、地域が抱える問題や課題を住民が関心を持って、参加・解決していく総合的な力「地域力」向上に繋がることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		
							<p>体育・文化活動支援事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>南島原市中総体大会を勝ち抜いた中学校生徒等への県・九州・全国大会出場旅費を交付する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>スポーツを通して中学校生徒が体力の向上に挑戦しようとする意欲を高め</p>	市	<p>スポーツは活力ある健全な社会の形成に貢献するものであり、スポーツの振興を図ることは、地域の持続的発展に資する取組</p>		

				形成		に及ぶ。			るとともに、スポーツ精神をかん養するため貴重な機会となるため必要である。 ＜効果＞ ①生徒の体力向上 ②スポーツの振興		組である。また、その効果は将来に及ぶ。	
				スポーツ推進イベント事業		地域住民の親睦と及び地域の活性化を図るために、市民スポーツの普及が、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。		基金積立	特別支援教育推進事業 基金積立	市		
				＜内容＞ 市民スポーツの普及及び振興を図り、健康で明るい社会づくりに資するため、市民を対象としたスポーツ大会を行う実行委員会に対し、補助金を交付する。 ＜必要性＞ 市民スポーツの普及は、スポーツの振興及び地域活性化につながるため必要である。 ＜効果等＞ ①地域活性化 ②スポーツの振興	実行委員会				語学指導外国青年招致事業 基金積立	市		
			基金積立	特別支援教育推進事業 基金積立	市							
				語学指導外国青年招致事業 基金積立	市							

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
103項 3行	9集落の 整備	集落の状況 表の変更	集落の状況	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考																		
103項 19行	9集落の 整備	<p>(イ) (集落の整備における目標)</p> <table border="1"> <tr> <td>基本目標</td><td>基準値</td><td>令和12年度</td></tr> <tr> <td>地域運営組織延べ数</td><td>0 (R6年度)</td><td>1</td></tr> <tr> <td>集落支援員延べ数</td><td>0人 (R6年度)</td><td>1人</td></tr> </table>	基本目標	基準値	令和12年度	地域運営組織延べ数	0 (R6年度)	1	集落支援員延べ数	0人 (R6年度)	1人	<p>(イ) (集落の整備における目標)</p> <table border="1"> <tr> <td>基本目標</td><td>基準値</td><td>令和7年度</td></tr> <tr> <td>地域運営組織数</td><td>0 (R2年度)</td><td>2</td></tr> <tr> <td>集落支援員数</td><td>0人 (R2年度)</td><td>2人</td></tr> </table>	基本目標	基準値	令和7年度	地域運営組織数	0 (R2年度)	2	集落支援員数	0人 (R2年度)	2人	
基本目標	基準値	令和12年度																				
地域運営組織延べ数	0 (R6年度)	1																				
集落支援員延べ数	0人 (R6年度)	1人																				
基本目標	基準値	令和7年度																				
地域運営組織数	0 (R2年度)	2																				
集落支援員数	0人 (R2年度)	2人																				

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後					変更前					備考
104項 1行	9集落の 整備	(3) 計画（令和8年度～令和12年度）					(3) 計画（令和3年度～令和7年度）					
		持続的 発展 施策区 分	事業名 (施設 名)	事業内容	実 施 主 体	備考	持続的 発展 施策区 分	事業名 (施設 名)	事業内容	実 施 主 体	備考	
		9集落 整備	(2) 過疎 地域持続 的発展特 別事業 集落整備	協働のまちづくり市民活 動支援事業 <内容>市民団体が自主的かつ主体的に行う公共的で公益性の高いさまざま なまちづくりの活動を支援する。 <必要性>市と市民との協働による魅力あるまちづくりを推進するとともに、市内全 域での様々な事業(取組み)の展開により市民のつながりを強める必要がある。 <効果等> ①市民のつながり強化 ②協働のまちづくり	市民 団体	地域が抱 える問題や 課題を住民 が関心を持 って、参加・解 決してい く総合的 な力「地域 力」向上を 図ることか ら、地域の持 続的発展に資 する取組 であり、その 効果は将来に 及ぶ。	9集落 整備	(2) 過疎 地域持続 的発展特 別事業 集落整備	協働のまちづくり市民活 動支援事業 <内容>市民団体が自主的かつ主体的に行う公共的で公益性の高いさまざま なまちづくりの活動を支援する。 <必要性>市と市民との協働による魅力あるまちづくりを推進するとともに、市内全 域での様々な事業(取組み)の展開により市民のつながりを強める必要がある。 <効果等> ①市民のつながり強化 ②協働のまちづくり	市民 団体	地域が抱 える問題や 課題を住民 が関心を持 って、参加・解 決してい く総合的 な力「地域 力」向上を 図ることか ら、地域の持 続的発展に資 する取組 であり、その 効果は将来に 及ぶ。	

			協働のまちづくり自治会活動支援事業		自治会は「共助」の中核を担う組織であり、その活性化は地域が抱える問題や課題を住民が関心を持って、参加・解決していく総合的な力「地域力」の向上につながることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。		自治会	協働のまちづくり自治会活動支援事業	自治会は「共助」の中核を担う組織であり、その活性化は地域が抱える問題や課題を住民が関心を持って、参加・解決していく総合的な力「地域力」の向上につながることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	自治会	
			自治会長連合運営費補助金	自治会	自治会長連合の運			地域運営組織設立支援事業	冉	地域運営組織は、地域	

			<p>＜内容＞ 自治会長連合会への運営に対し、補助金を交付する。</p> <p>＜必要性＞ 将来の人口減少に伴う地域住民の繋がりの希薄化を避け、地域住民が安心して住み続けられる地域の確立には、各自治会及び各町自治会長会のコミュニティ形成と発展、円滑な地域活動の推進を行う必要がある。</p> <p>＜効果等＞ ①地域力の向上</p>	長連合会	<p>當は、地域コミュニティの形成と円滑な地域活動を推進するこ</p> <p>とから、地域の持続的発展に資する取組で</p> <p>あり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>＜内容＞ 「地域運営組織」の設立を希望する地域をモデル地区に認定し、集落支援員の配置や活動補助金の交付を行い設立に向けての支援を行う。</p> <p>＜必要性＞ 将来の人口減少に伴う地域住民の繋がりの希薄化を避け、地域住民が安心して住み続けられる地域の確立には、地域住民が中心となって、地域課題解決に向けた取り組みを持続的に実施する住民主体の組織の設立が必要である。</p> <p>＜効果＞ ①地域運営組織設立 ②地域力の向上</p>		<p>が抱える問題や課題を住民が関心を持って、参加・解決していく総合的な力「地域力」の向上につながることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>基金積立</p> <p>協働のまちづくり自治会活動支援事業 基金積立</p>	市			<p>基金積立</p> <p>協働のまちづくり自治会活動支援事業 基金積立</p>	市		

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考															
108項 5行	10 地域 文化の 振興等	<p>(イ) (地域文化の振興等における目標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>基準値</th> <th>令和12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化芸能保存 会団体数</td> <td>8団体数 (R6年度)</td> <td>8団体数</td> </tr> <tr> <td>文化協会会員 数</td> <td>1,755人 (R6年度)</td> <td>1,800人</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基準値	令和12年度	文化芸能保存 会団体数	8団体数 (R6年度)	8団体数	文化協会会員 数	1,755人 (R6年度)	1,800人	<p>(イ) (地域文化の振興等における目標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>基準値</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伝承文化保存 継承団体の活 動者数</td> <td>258人 (R2年度末)</td> <td>360人</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基準値	令和7年度	伝承文化保存 継承団体の活 動者数	258人 (R2年度末)	360人	
基本目標	基準値	令和12年度																	
文化芸能保存 会団体数	8団体数 (R6年度)	8団体数																	
文化協会会員 数	1,755人 (R6年度)	1,800人																	
基本目標	基準値	令和7年度																	
伝承文化保存 継承団体の活 動者数	258人 (R2年度末)	360人																	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後					変更前					備考
108項 6行	10 地域 文化の 振興等	(3) 計画（令和8年度～令和12年度）					(3) 計画（令和3年度～令和7年度）					
		持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	実施主体	備考	持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	実施主体	備考	
		10 地域文化の振興	(1) 地域文化振興施設等	世界遺産センター整備事業 サイン整備等 一式	市		10 地域文化の振興	(1) 地域文化振興施設等	構成資産等周辺整備事業 サイン整備等 一式	市		
			地域文化振興施設	史跡「原城跡」史跡等買上げ事業 $A = 25,598.20 \text{ m}^2$	市			地域文化振興施設	史跡「原城跡」史跡等買上げ事業 $A = 25,598.20 \text{ m}^2$	市		
			その他	史跡「日野江城跡」史跡等買上げ事業 $A = 17,384.00 \text{ m}^2$	市			その他	史跡「日野江城跡」史跡等買上げ事業 $A = 17,384.00 \text{ m}^2$	市		
				原城跡保存整備事業	市				原城跡保存整備事業	市		
				日野江城跡保存整備事業	市				日野江城跡保存整備事業	市		
				指定文化財等施設整備事業	市			(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	青少年劇場開催事業 <内容> 中学生を対象に、音楽・演劇・古典芸能等などの優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供する。	市	文化芸術は心豊かな市民の育成に資するもので	
				指定文化財保護管理事業	市							
		(2) 過疎	青少年劇場開催事業	市	文化芸							

			地域持続的発展特別事業 地域文化振興	<p>＜内容＞</p> <p>中学生を対象に、音楽・演劇・古典芸能などの優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>文化芸術に関する豊かな心の形成による青少年の健全育成及び文化活動の振興を図るために必要な事業である。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①文化芸術に関する豊かな心の形成 ②青少年の健全育成 ③文化芸術の振興 	<p>術は心豊かな市民の育成に資するものであり、特に地域の未来を担う子どもたちの健全育成には不可欠であることから、地域の持続的発展に資する取組として、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>＜必要性＞</p> <p>文化芸術に関する豊かな心の形成による青少年の健全育成及び文化活動の振興を図るために必要な事業である。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①文化芸術に関する豊かな心の形成 ②青少年の健全育成 ③文化芸術の振興 		あり、特に地域の未来を担う子どもたちの健全育成には不可欠であることから、地域の持続的発展に資する取組として、その効果は将来に及ぶ。
			子ども夢劇場開催事業	<p>＜内容＞</p> <p>生の舞台芸術（演劇）の鑑賞機会を設ける。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>子ども達（小学生）が自分の夢に向かって心豊かにたくましく生き抜く力を身につけさせ、心の教育と豊かな善き人格形成に寄与するため、また地域文化の振興を図るために必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①心の教育と豊かな善き人格形成 	市	<p>文化芸術は心豊かな市民の育成に必要であり、特に地域の未来を担う子どもたちの健全育成には不可欠である。</p>	市	文化芸術は心豊かな市民の育成に必要であり、特に地域の未来を担う子どもたちの健全育成には不可欠である。	

			<p>な善き人格形成に寄与するため、また地域文化の振興を図るために必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①心の教育と豊かな善き人格形成</p> <p>②地域文化の振興</p> <p>③文化活動の振興</p>		<p>う子どもたちの健全育成には不可欠であることから、地域の持続的発展に資する取組として、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>②地域文化の振興</p> <p>③文化活動の振興</p>		<p>ことから、地域の持続的発展に資する取組として、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>芸術・文化振興事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>全市民を対象に多彩な事業を実施する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>芸術・文化への意識と理解を深めるとともに、地域の芸術文化の振興とその担い手たる文化団体の育成と活性化のために本事業が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①芸術・文化への意識と理解を高める</p> <p>②芸術・文化の振興</p>	市	<p>文化芸術は心豊かな市民の育成に必要であり、地域の持続的発展に資するものであることから、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>芸術・文化振興事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>全市民を対象に多彩な事業を実施する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>芸術・文化への意識と理解を深めるとともに、地域の芸術文化の振興とその担い手たる文化団体の育成と活性化のために本事業が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①芸術・文化への意識と理解を高める</p> <p>②芸術・文化の振興</p>	市	<p>文化芸術は心豊かな市民の育成に必要であり、地域の持続的発展に資するものであることから、その効果は将来に及ぶ。</p>		
			<p>文化団体育成支援事業補助金</p> <p>＜内容＞</p> <p>芸術文化事業の開催や新たな文化発信交流事業等の取組を行う団体等に対し支援</p>	文化団体	<p>文化芸術は心豊かな市民の育成に必要であり、</p>						

		金	化団体	術は心豊かな市民の育成に必要であり、地域の持続的発展に資するものあるから、その効果は将来に及ぶ。				を行う。また、文化部門において、個人または団体が一定規模以上の大会に参加する経費を補助する。	<必要性> 音楽・演劇・古典芸能などの舞台芸術の鑑賞を通じて芸術・文化への意識と理解を高め、新たなコミュニティの創造と更なる芸術・文化の発展に寄与するため必要である。	地域の持続的発展に資ものあるところ、その効果は将来に及ぶ。	
		セミナリヨ版画展	市	地域文化の振興は、地域経済の活性化など様々な分野で貢献し、側面を持つことから、地域の持続的発				<内容> 全国から応募作品を集めた「セミナリヨ版画展」を開催する。	<必要性> 日本人の手によって日本最初の銅版画が作成された地域であるという歴史的事実を再認識し、自治意識の向上と地域コミュニティの活性化を図るために必要である。	セミナリヨ版画展	地域文化の振興は、地域経済の活性化など様々な分野で貢献する側面を持つことから、地域の持続的発展に資する取り組みであり、その効果は将来に及ぶ。

			②自治意識の向上 ③地域コミュニティの活性化	展に資する組であり、その効果は将来に及ぶ。					に及ぶ。
			口之津歴史民俗資料館	地域文化の振興と交流人口の拡大に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	市			郷土の歴史文化伝承事業	郷土芸能文化の振興は、地域経済の活性化など様々な分野で貢献しうる側面を持つことから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
			口之津歴史民俗資料館分館管理費	地域文化の振興と交流人口の拡大	市			アートビレッジ・シラキノ事業	文化芸術は心豊かな市民の育成に必要であり、地域の持続的発展に資する

			<p>む)の企画展の開催や、展示環境整備、新たな資料の収集・展示、保存処理や修復作業を適時行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>本市の海の玄関口である口之津港ターミナルに設置されている口之津歴史民俗資料館において、世界遺産を含めた歴史と文化の展示を行なうことは、地の利を生かした取組であり、多くの市民や来訪者に対して認知と理解を促すうえで必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①地域文化への意識と理解の向上</p> <p>②交流人口の拡大</p>	<p>に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>初の銅版画が作成された地域であり、また北村西望を輩出した地域において、市民の藝術文化・教養の向上と出会いふれあいの場を創出し、市民の藝術・文化への意識と理解を高めるることは非常に事業効果が高く、本市においては必要な事業である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①藝術・文化への意識と理解の向上</p> <p>②文化藝術の振興</p>		<p>ものであることから、その効果は将来に及ぶ。</p>
			<p>深江埋蔵文化財・噴火災害資料館管理費</p> <p>＜内容＞</p> <p>深江埋蔵文化財・噴火災害資料館は、旧大野木場小学校の被災校舎跡や水無川導流堤そばに位置し、噴火災害の伝承施設としての役割と、日本の考古学史上著名な山ノ寺梶木遺跡や権現脇遺跡など、南島原市内における縄文時代から弥生時代へと移り変わる頃の遺跡を伝える役割を担っている。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>深江埋蔵文化財・噴火災害資料館は、平成2年に198年ぶりに噴煙をあげた普賢</p>	<p>地域文化の振興と交流人口の拡大に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	市		<p>口之津歴史民俗資料館</p> <p>＜内容＞</p> <p>口之津歴史資料館（分館含む）の企画展の開催や、展示環境整備、新たな資料の収集・展示、保存処理や修復作業を適時行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>本市の海の玄関口である口之津港ターミナルに設置されている口之津歴史民俗資料館において、世界遺産を含めた歴史と文化の展示を行なうことは、地の利を生かした取組であり、多くの市民や来訪者に対して認知と理解を促すうえで必要な事業である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①地域文化への意識と理解の向上</p> <p>②口之津歴史資料館への誘客</p>	市	<p>地域文化の振興と交流人口の拡大に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>

				岳の噴火災害に関する写真 やパネルなど展示し、災害 の記憶を後世に伝えるうえ で必要である。 <効果等> ①地域文化への意識と理解 の向上 ②交流人口の拡大							
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考
112項 18行	11 再生 可能エ ネルギ ーの利 用の推 進	<p>(2) その対策</p> <p>(ア) (再生可能エネルギーの利用の推進)</p> <p>①公共施設等での太陽光発電システムの導入・利活用を計画的に推進する。</p> <p>...</p>	<p>(2) その対策</p> <p>(ア) (再生可能エネルギーの利用の推進)</p> <p>①公共施設等での太陽光発電システムの導入・利活用を計画的に進めるとともに、ソーラーシェアリングなどの利用を推進する。</p> <p>...</p>	

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後	変更前	備考												
113項 1行	11 再生 可能エ ネルギ ーの利 用の推 進	<p>(イ) (再生可能エネルギーの利用の推進における目標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>基準値</th> <th>令和12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南島原市役所の事務事業におけるCO₂排出量</td> <td>8,275,677 kg/年 (R6年度)</td> <td>3,800,000 kg/年</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基準値	令和12年度	南島原市役所の事務事業におけるCO ₂ 排出量	8,275,677 kg/年 (R6年度)	3,800,000 kg/年	<p>(イ) (再生可能エネルギーの利用の推進における目標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>基準値</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南島原市役所の事務事業におけるCO₂排出量</td> <td>7,599,576 kg/年 (R2年度)</td> <td>6,815,970 kg/年</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基準値	令和7年度	南島原市役所の事務事業におけるCO ₂ 排出量	7,599,576 kg/年 (R2年度)	6,815,970 kg/年	
基本目標	基準値	令和12年度														
南島原市役所の事務事業におけるCO ₂ 排出量	8,275,677 kg/年 (R6年度)	3,800,000 kg/年														
基本目標	基準値	令和7年度														
南島原市役所の事務事業におけるCO ₂ 排出量	7,599,576 kg/年 (R2年度)	6,815,970 kg/年														

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後					変更前					備考																														
113項 2行	11 再生 可能エ ネルギ ーの利 用の推 進	<p>(3) 計画（令和8年度～令和12年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的 発展 施策区 分</th><th>事業名 (施設 名)</th><th>事業内容</th><th>実施 主体</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 再生 可能エ ネルギ ーの利 用の推 進</td><td>(1) 再生 可能エネ ルギー利 用施設</td><td>PPA事業 公共施設等への太陽光発 電施設設置</td><td>事業 者</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>EVステーション整備事業 N=9 (各庁舎等)</td><td>市</td><td></td></tr> </tbody> </table>					持続的 発展 施策区 分	事業名 (施設 名)	事業内容	実施 主体	備考	11 再生 可能エ ネルギ ーの利 用の推 進	(1) 再生 可能エネ ルギー利 用施設	PPA事業 公共施設等への太陽光発 電施設設置	事業 者				EVステーション整備事業 N=9 (各庁舎等)	市		<p>(3) 計画（令和3年度～令和7年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的 発展 施策区 分</th><th>事業名 (施設 名)</th><th>事業内容</th><th>実施 主体</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 再生 可能エ ネルギ ーの利 用の推 進</td><td>(1) 再生 可能エネ ルギー利 用施設</td><td>PPA事業 公共施設等への太陽光発 電施設設置</td><td>事業 者</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>EVステーション整備事業 N=9 (各庁舎等)</td><td>市</td><td></td></tr> </tbody> </table>					持続的 発展 施策区 分	事業名 (施設 名)	事業内容	実施 主体	備考	11 再生 可能エ ネルギ ーの利 用の推 進	(1) 再生 可能エネ ルギー利 用施設	PPA事業 公共施設等への太陽光発 電施設設置	事業 者				EVステーション整備事業 N=9 (各庁舎等)	市		
持続的 発展 施策区 分	事業名 (施設 名)	事業内容	実施 主体	備考																																						
11 再生 可能エ ネルギ ーの利 用の推 進	(1) 再生 可能エネ ルギー利 用施設	PPA事業 公共施設等への太陽光発 電施設設置	事業 者																																							
		EVステーション整備事業 N=9 (各庁舎等)	市																																							
持続的 発展 施策区 分	事業名 (施設 名)	事業内容	実施 主体	備考																																						
11 再生 可能エ ネルギ ーの利 用の推 進	(1) 再生 可能エネ ルギー利 用施設	PPA事業 公共施設等への太陽光発 電施設設置	事業 者																																							
		EVステーション整備事業 N=9 (各庁舎等)	市																																							
							(2) 過疎 地域持続 的発展特 別事業 家庭用廃油等回収活動支 援事業 <内容> 現在処分されている家庭 から排出される廃食油を 回収し、エコパーク論所原 (南島原市北有馬町)において、BDF(廃食油エス テル化燃料)化する。 <必要性> 循環型社会への意識高揚、 並びに家庭から排出する 廃油に対する市民の意識 高揚が期待でき、循環型社 会の構築並びに水質保全 を図るために必要である。 <効果等> ①循環型社会への意識高 揚	循環型 地域社 会の形 成は、そ れ自体 が地域 の持続 的発展 に資す る取組 であり、 その効 果は将 来に及 ぶ。																																		

揚
②水質保全

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後			変更前			備考		
115 項 1 行	12 その 他 地域 の持続 的発展 に関し 必要な 事項	(3) 計画 (令和8年度～令和12年度)			(3) 計画 (令和3年度～令和7年度)					
		持続 的發 展施 策区分	事業名 (施設 名)	事業内容	実 施 主 体	備考	持続 的發 展施 策区分	事業名 (施設 名)		
	12 そ の 他 地 域 の 持 続 的 発 展 に し 要 な 事 項	(1) 過疎 地域持 続的發 展特別 事業 その他	市民イベント開催事業 ＜内容＞ 本市が持つさまざまな魅力 や地域の特性を引き立てな がら、他の地域と差別化し た代表的なイベントを開催 する。 ＜必要性＞ イベントを継続して開催す ることにより、まちおこし の人材育成に繋がるととも に、イベントを通して交流 人口を増やすことで市の特 徴をアピールし、若者の定 住促進と地域振興へと繋げ る。 ＜効果等＞ ①まちおこし人材の育成 ②交流人口の増加 ③若者の定住促進 ④地域振興	実行委員会	まちお人 材の育 成や若 者の定 住が図 られると ら、地 域の持 続的發 展に資 する取 組で あり、そ の効 果は將 來に及 ぶ。	12 そ の 他 地 域 の 持 続 的 發 展 に し 要 な 事 項	(1) 過疎 地域持 続的發 展特別 事業 その他	市民イベント開催事業 ＜内容＞ 本市が持つさまざまな魅力 や地域の特性を引き立てな がら、他の地域と差別化し た代表的なイベントを開催 する。 ＜必要性＞ イベントを継続して開催す ることにより、まちおこし の人材育成に繋がるととも に、イベントを通して交流 人口を増やすことで市の特 徴をアピールし、若者の定 住促進と地域振興へと繋げ る。 ＜効果等＞ ①まちおこし人材の育成 ②交流人口の増加 ③若者の定住促進 ④地域振興	実行委員会	まちお人 材の育 成や若 者の定 住が図 られると ら、地 域の持 続的發 展に資 する取 組で あり、そ の効 果は將 來に及 ぶ。
			旧堂崎小学校木場分校除却 事業	市	維持管 理費		旧口之津序舎除却事業	市	地域の 安全確 保	

			<p>＜内容＞ 旧堂崎小学校木場分校を除去する。</p> <p>＜必要性＞ 閉校 (H26. 3. 31) 後、一時期利用があったが、その後利活用がない。維持管理費が生じているため早期の除却が必要。</p> <p>＜効果等＞ ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費（借地料含む）の削減</p>	<p>（借地料含む）の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>＜内容＞ 旧口之津序舎を除却する。</p> <p>＜必要性＞ 老朽化した施設（S38 建築）であり、新耐震基準を満たしていないことから倒壊するリスクがある。また、未利用施設だが維持管理費が生じている。</p> <p>＜効果等＞ ①次世代へ負担を残さない ②地域の安全確保 ③施設維持管理費の削減</p>	<p>保や維持管理費削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>旧慈恩寺小学校校舎解体事業</p> <p>＜内容＞ 旧慈恩寺小学校校舎を除去する。</p> <p>＜必要性＞ 老朽化した施設のため、経年劣化による損傷が多い。他の公共施設を利用するこことになり、不用な維持管理費が生じる前に早期に除却する。</p> <p>＜効果等＞ ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減</p>	<p>維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	市		<p>旧口之津第一小学校除却事業</p> <p>＜内容＞ 旧口之津第一小学校に関する学校施設等を除却する。</p> <p>＜必要性＞ 閉校 (H17. 3. 31) 後の利活用がなく、維持管理費が生じていることに加え、無償借地の返還を求められている。</p> <p>＜効果等＞ ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減</p>	<p>維持管理費削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	市
			<p>旧新切小学校校舎解体事業</p> <p>＜内容＞</p>	<p>維持管理費の削減に</p>	市		<p>旧蒲河小学校除却事業</p> <p>＜内容＞ 旧蒲河小学校に関する学校施設等を除却する。</p>	<p>維持管理費（借地料含む）の</p>	市

			<p>旧新切小学校校舎を除去する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>老朽化した施設のため、経年劣化による損傷が多い。他の公共施設を利用するこことになり、不用な維持管理費が生じる前に早期に除却する。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減</p>		<p>財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>＜必要性＞</p> <p>敷地内に借地があるため、閉校（R3.3.31）後も借地料が生じている。また、借地のため施設の利活用が難しく、プールについては、地域住民から早期除却の要望がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費（借地料含む）の削減</p>		<p>削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>旧蒲河小学校校舎解体事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>旧蒲河小学校校舎を除去する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>老朽化した施設のため、経年劣化による損傷が多い。他の公共施設を利用するこことになり、不用な維持管理費が生じる前に早期に除却する。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減</p>	市	<p>維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>南有馬青年会館除却事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>南有馬青年会館を除却する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>施設を利用していた利用団体が無くなり、施設としての必要性が無い。また、長らく使用者がいないことで、施設が荒廃しており、倒壊の危険性がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①次世代へ負担を残さない ②地域の安全確保</p>	市	<p>地域の安全確保は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>西有家長野体育館除却事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>西有家長野体育館を除去する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>老朽化した施設のため、経年劣化による損傷が多い。</p>	市	<p>維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>旧北有馬給食センター除却事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>旧北有馬給食センターを除却する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>借地を有しております、市内 6カ</p>	市	<p>維持管理費（借地料含む）の削減による財政負担</p>	

			<p>他の公共施設を利用するこ とになり、不用な維持管理 費が生じる前に早期に除却 する。</p> <p>①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減</p>	統的発 展に資 する取 組であ り、そ の効果 は将来 に及 ぶ。			<p><u>所の給食センター統合</u> (R3.9.1)に伴って、給食セ ンターとしての機能を有さ なくなつたことから、賃貸 借契約に基づき解体し、原 状に復する必要がある。また、施設の維持管理経費(借 地料含む)が生じている。</p> <p>①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費(借地料 含む)の削減</p>	の低減 は、地 域の持 続的發 展に資 する取 組であ り、そ の効果 は将来 に及 ぶ。
			<p>西有家見岳体育館除却事業</p> <p>①内容 西有家見岳体育館を除去す る。</p> <p>②必要性 老朽化した施設のため、經 年劣化による損傷が多い。 他の公共施設を利用するこ とになり、不用な維持管理 費が生じる前に早期に除却 する。</p> <p>③効果等 ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減</p>	維持管 理費の 削減に よる財 政負担 の低減 は、地 域の持 続的發 展に資 する取 組であ り、そ の効果 は将来 に及 ぶ。	市		<p>坦慈恩寺小学校除却事業</p> <p>①内容 坦慈恩寺小学校に関する学 校施設等を除却する。</p> <p>②必要性 敷地内に借地が あるため、閉校(H28.3.31) 後も借地料が生じている。 また、借地のため施設の利 活用が難しい。</p> <p>③効果等 ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費(借地料 含む)の削減</p>	維持管 理費 (借地 料含 む)の 削減に よる財 政負担 の低減 は、地 域の持 続的發 展に資 する取 組であ り、そ の効果 は将来 に及 ぶ。
			<p>南有馬吉川体育館除却事業</p> <p>①内容 南有馬吉川体育館を除去す る。</p> <p>②必要性 老朽化した施設のため、經 年劣化による損傷が多い。 他の公共施設を利用するこ とになり、不用な維持管理 費が生じる前に早期に除却 する。</p> <p>③効果等</p>	維持管 理費の 削減に よる財 政負担 の低減 は、地 域の持 続的發 展に資 する取 組であ り、そ の効果 は将来 に及 ぶ。	市		<p>白木野体育館除却事業</p> <p>①内容 白木野体育館を除却する。</p>	維持管 理費の 削減に よる財 政負担 の低減 は、地 域の持 続的發 展に資 する取 組であ り、そ の効果 は将来 に及 ぶ。

			<p>①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減</p>		の効果は将来に及ぶ。			<p>＜必要性＞ 老朽化した施設（S59建築）であり、施設利用者がほとんどいない。また、施設の維持管理費が生じている。</p> <p>＜効果等＞ ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減</p>		する財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	
			<p>布津第一体育館除却事業</p> <p>＜内容＞ 布津第一体育館を除去する。</p> <p>＜必要性＞ 老朽化した施設のため、経年劣化による損傷が多い。他の公共施設を利用するこことになり、不用な維持管理費が生じる前に早期に除却する。</p> <p>＜効果等＞ ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減</p>	市	維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。			<p>旧北有馬田平保育所除却事業</p> <p>＜内容＞ 旧北有馬田平保育所を除却する。</p> <p>＜必要性＞ 老朽化した施設（S57建築）であり、廃園（R2.3.31）後も施設の維持管理費が生じている。</p> <p>＜効果等＞ ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減</p>	市	維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	
			<p>有家蒲河体育館除却事業</p> <p>＜内容＞ 有家蒲河体育館を除去する。</p> <p>＜必要性＞ 老朽化した施設のため、経年劣化による損傷が多い。他の公共施設を利用するこことになり、不用な維持管理費が生じる前に早期に除却する。</p> <p>＜効果等＞ ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減</p>	市	維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。			<p>旧堂崎小学校木場分校除却事業</p> <p>＜内容＞ 旧堂崎小学校木場分校を除去する。</p>	市	維持管理費（借地料含む）の削減に	
			<p>西有家慈恩寺体育館除却事</p>	市	維持管						

			<p>老朽化した施設のため、経年劣化による損傷が多い。他の公共施設を利用するこことになり、不用な維持管理費が生じる前に早期に除却する。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減</p>		<p>は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>田見岳小学校校舎を除去する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>敷地内に借地があるため、開校(H28.3.31)後も借地料が生じている。また、借地のため施設の利活用が難しい。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費（借地料含む）の削減</p>	<p>（借地料含む）の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>
			<p>南有馬吉川体育館除却事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>南有馬吉川体育館を除去する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>老朽化した施設のため、経年劣化による損傷が多い。他の公共施設を利用するこことになり、不用な維持管理費が生じる前に早期に除却する。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減</p>	市	<p>維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>慈恩寺体育館除却事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>慈恩寺体育館を除去する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>老朽化した施設（S47建築）で破損箇所も多くあり、施設利用者は少ない。また、施設の維持管理費が生じている。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費（借地料含む）の削減</p>	<p>維持管理費（借地料含む）の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>
			<p>口之津第三体育館除却事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>口之津第三体育館を除去する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>老朽化した施設のため、経年劣化による損傷が多い。他の公共施設を利用するこことになり、不用な維持管理費が生じる前に早期に除却</p>	市	<p>維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>維持管理費（借地料含む）の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	<p>維持管理費（借地料含む）の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>

			<p>する。</p> <p>①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減</p>		組であり、その効果は将来に及ぶ。				北有馬田平体育館除却事業	市	維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
			<p>加津佐山口体育館除却事業</p> <p>①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減</p>	市	維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。			<p>①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減</p>	市	維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	
			<p>西有家 B&G 海洋センタープール除却事業</p> <p>①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減</p>	市	維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。			<p>①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減</p>	市	維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	

		基金積立			ぶ。		基金積立	市民イベント開催事業 基金積立		市	
			市民イベント開催事業 基金積立	市							

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和7年12月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後					変更前					備考
121項 1行	過疎地 域持続 的発展 特別事 業分	事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分					事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分					
持続的 発展 施策区 分	事業名 (施設 名)	事業内容	実施主 体	備考	持続的 発展 施策区 分	事業名 (施設 名)	事業内容	実施主 体	備考			
1移住・ 定住・ 地域間 交流の 促進、 人材育 成住	(4) 過 疎地 域持 続的 發 展 特 別 事 業 移住・ 定住	田舎暮らし推進事業 <内容> ながさき移住サポートセンターと連携し、情報発信や移住相談や体験ツアーの実施、本市の日常を体験するお試し民泊体験やお試し住宅の貸出しを行うとともに、空き家の洗い出しや改修補助の支援を行う。また、インセンティブ事業を行うための仕組みの構築と大学生及び企業への支援を行う。加えて、移住定住に繋げるための取組みを行う定住支援員を設置する。 <必要性> 移住定住を促進するためには、本市の田舎暮らしの情報を発信するとともに、本市の暮らしの魅力を感じて頂く必要がある。	市	移住・ 定住の 促進を 図る取 組で あり、 人口減 少対策 に寄 与する 取組 で ある ことか ら、 地 域の持 続的發 展に資 する取 組で あり、 そ の効 果は 將來 に 及 ぶ。	1 移 住・ 定 住・ 地 域 間 交 流 促 進、 人 材 育 成 住	(4) 過 疎地 域持 続的 發 展 特 別 事 業 移住・ 定住	田舎暮らし推進事業 <内容> ながさき移住サポートセンターと連携し、情報発信や移住相談や体験ツアーの実施、本市の日常を体験するお試し民泊体験やお試し住宅の貸出しを行うとともに、空き家の洗い出しや改修補助の支援を行う。また、インセンティブ事業を行うための仕組みの構築と大学生及び企業への支援を行う。加えて、移住定住に繋げるための取組みを行う定住支援員を設置する。 <必要性> 移住定住を促進するためには、本市の田舎暮らしの情報を発信する	市	移住・定住 の促進を 図る取組 で あり、 人口減 少対策 に寄 与する 取組 で ある ことか ら、 地 域の持 続的發 展に資 する取 組で あり、 そ の効 果は 將來 に 及 ぶ。			

			<p>①移住・定住の促進</p> <p>PR 推進事業</p> <p>本市の歴史・文化などの魅力を盛り込んだPR映像などの制作・発信、SNS等を活用した各種コンテストの開催及び自治体メディアの運営など、PR事業を展開する。</p> <p>市の観光・物産振興を図るために、南島原の認知度を向上させる必要がある。また、本市の認知度を高め、市外から多くの人を呼び込み、地域間交流を促進する必要がある。</p> <p>①南島原市の知名度向上 ②観光・物産振興 ③地域間交流の促進</p> <p>姉妹都市・友好都市交流事業</p> <p>文化や歴史等で共通する各地域との国内姉妹都市・友好都市交流等を実施する。</p> <p>地域力の向上を図るために</p>	市	市の知名度は、観光客に対する訴求のみならず、移住定住においても重要なファクターであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。		とともに、本市の暮らしの魅力を感じて頂く必要がある。	①移住・定住の促進	
			<p>広報推進事業</p> <p>本市の歴史・文化などの魅力を盛り込んだPR映像などの制作・発信、SNS等を活用した各種コンテストの開催及び自治体メディアの運営など、PR事業を展開する。</p> <p>市の観光・物産振興を図るために、南島原の認知度を向上させる必要がある。また、本市の認知度を高め、市外から多くの人を呼び込み、地域間交流を促進する必要がある。</p> <p>①南島原市の知名度向上 ②観光・物産振興 ③地域間交流の促進</p> <p>姉妹都市・友好都市交流事業</p> <p>文化や歴史等で共通する各地域との国内姉妹都市・友好都市交流等を実施する。</p>	市	市の知名度は、観光客に対する訴求のみならず、移住定住においても重要なファクターであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。				

			<p>には、自地域の見直しや異なる価値観を持つ人々から様々な刺激や影響を受けることが必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国内姉妹都市・友好都市交流等の拡大 ②相互が成長する友好関係を構築 ③まちづくりを支える多様な人材の育成 ④地域力の向上 		<p>総合的な力「地域力」の向上を図る取組であることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>る各地域との国内姉妹都市・友好都市交流等を実施する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>地域力の向上を図るために、自地域の見直しや異なる価値観を持つ人々から様々な刺激や影響を受けることが必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国内姉妹都市・友好都市交流等の拡大 ②相互が成長する友好関係を構築 ③まちづくりを支える多様な人材の育成 ④地域力の向上 		<p>解決していく総合的な力「地域力」の向上を図ることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>原城マラソン大会開催事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>本市特有の観光資源を最大限に有効活用したマラソン大会を、市民と行政の協働により実施する。また、マラソン大会では観光、物産、産業のPRを行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>本大会の実施により県内外の多くの参加者が本市を訪れるにより、経済及び地域の活性化が図られる。また、情報発信の場としても活用できUIJターンの促進にも繋がる。</p>	実行委員会	<p>世界遺産の構成資産「原城跡」を活用し、姉妹都市等含め県内外との交流を深めることができる本事業は、地域経済の活性化や人材育成の面で効果が期待され、持続可能な地域社会の形成に寄与するものだから、その効果は</p>	<p>原城マラソン大会開催事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>本市特有の観光資源を最大限に有効活用したマラソン大会を、市民と行政の協働により実施する。また、マラソン大会では観光、物産、産業のPRを行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>本大会の実施により県内外の多くの参加者が本市を訪れるにより、経済及び地域の活性化が図られる。また、情報発信の場としても活用できUIJターンの促進にも繋がる。</p> <p>＜効果等＞</p>	実行委員会	<p>世界遺産の構成資産「原城跡」を活用し、姉妹都市等含め県内外との交流を深めることができる本事業は、地域経済の活性化や人材育成の面で効果が期待され、持続可能な地域社会の形成に寄与するものだから、その効果は</p>			

			<p>る。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①国内姉妹都市・友好都市交流等の拡大</p> <p>②まちづくりを支える多様な人材の育成</p>		<p>化や人材育成の面で効果が期待され、持続可能な地域社会の形成に寄与するものであることから、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>①国内姉妹都市・友好都市交流等の拡大</p> <p>②まちづくりを支える多様な人材の育成</p>			将来に及ぶ。
		人材育成	<p>地域づくり人材育成支援事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>人材育成のための研修事業やふるさとおこしグループ結成などの活力あるまちづくりのための組織づくり等に対し支援を行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>活力あるまちづくりのためには、活動リーダーや活動者の知識の拡大、活動団体等の組織増強が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①活動リーダー育成</p> <p>②活動者の知識の拡大や</p>	市民	<p>まちを活性化し、持続的発展を図るうえで、地域づくり人材の育成は欠かせないことから、地域の持続的発展に資する取組である。</p>		人材育成	<p>地域づくり人材育成支援事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>人材育成のための研修事業やふるさとおこしグループ結成などの活力あるまちづくりのための組織づくり等に対し支援を行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>活力あるまちづくりのためには、活動リーダーや活動者の知識の拡大、活動団体等の組織増強が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①活動リーダー育成</p> <p>②活動者の知識の拡大や活動団体等の組織の増強</p> <p>③まちの活性化</p>	市民		まちを活性化し、持続的発展を図るうえで、地域づくり人材の育成は欠かせないことから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		2 産業の振興		(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業		<p>農業経営基盤強化資金利子助成事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>農林業金融公庫が融通する制度資金に対しての利子助成を行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>認定農業者のスムーズな規模拡大等の経営展開を図るために、今後も必要である。</p>			受益者		認定農業者の規模拡大により耕作放棄地の減少や所得向上に繋がることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。

				活動団体等の組織の増強 ③まちの活性化		り、その効果は将来に及ぶ。		<効果等> ①認定農業者の規模拡大等促進		に及ぶ。	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業			農業経営基盤強化資金利子助成事業		認定農業者の規模拡大により耕作放棄地の減少や所得向上に繋がることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。		<効果等> ①認定農業者の規模拡大等促進	農業担い手対策事業	本市の基幹産業である農業の後継者を支援することで、農業者減少や耕作放棄地抑制に資することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	
				<内容> 農林業金融公庫が融通する制度資金に対しての利子助成を行う。 <必要性> 認定農業者のスムーズな規模拡大等の経営展開を図るために今後も必要である。 <効果等> ①認定農業者の規模拡大等促進		受益者		<内容> 担い手から経営を継承させ、発展させる取組を支援する。 <必要性> 後継者等の農業経営の継承を支援し、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体の確保を図る必要がある。 <効果等> ①地域の農地利用等を担う経営体の確保	受益者		
				農業担い手対策事業		本市の基幹産業である農業の後継者を支援することで、農業者減少や耕		<内容> 農業後継者で組織する団体が行う農業振興に資する事業に助成する。 <必要性> 農業後継者組織は、相互の農業技術や情報の交換、共同プロジェクト活動を通じた研究など農業後継者の育成に果たす役割も大きく、組織の活性化は農業振興に寄与しており事業の必要性は大である。 <効果等>	農業後継者団体	農業後継者組織の活性化は、農業振興に寄与していることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	

			<p>必要がある。 <効果等> ①地域の農地利用等を担う経営体の確保</p>		<p>作放棄地抑制に資することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>①農業後継者組織活性化</p>		
			<p>農業後継者・青年・女性農業者組織支援事業</p> <p><内容> 農業後継者で組織する団体が行う農業振興に資する事業に助成する。</p> <p><必要性> 農業後継者組織は、相互の農業技術や情報の交換、共同プロジェクト活動を通じた研究など農業後継者の育成に果たす役割も大きく、組織の活性化は農業振興に寄与しており事業の必要性は大である。</p> <p><効果等> ①農業後継者組織活性化</p>	<p>農業後継者団体</p>	<p>農業後継者組織の活性化は、農業振興に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>中山間地域等直接支払交付金事業</p> <p><内容> 中山間地域と平地地域との生産条件の不利を交付金で補う。</p> <p><必要性> 本市は、多くの中山間地域を有し耕作放棄地が多いため、いのししの被害も多く、農業経営に支障を来たしている。そのため、耕作放棄地を未然に防ぐ取組や被害防止柵の設置などが必要である。</p> <p><効果等> ①耕作放棄地の発生抑制 ②農業生産性の向上</p>	<p>中山間地域等直接支払交付金事業</p> <p><内容> 中山間地域と平地地域との生産条件の不利を交付金で補う。</p> <p><必要性> 本市は、多くの中山間地域を有し耕作放棄地が多いため、いのししの被害も多く、農業経営に支障を来たしている。そのため、耕作放棄地を未然に防ぐ取組や被害防止柵の設置などが必要である。</p> <p><効果等> ①耕作放棄地の発生抑制 ②農業生産性の向上</p>	<p>耕作放棄地の抑制を図る取組であり、農業生産性の向上につながることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>中山間地域等直接支払交付金事業</p>	<p>協定集落</p>	<p>オリーブ栽培推進事業</p> <p><内容> オリーブ植栽のための苗本購入費、栽培研修費、土壤分析費の補助、収穫物の加工品開発、販路開拓支援を行う。</p> <p><必要性> 農業者の高齢化等で深刻化する中、作業負担が軽く高齢者でも栽培可能な作物を推進することが必要である。</p>	<p>受益者</p>	<p>高齢の農業者でも栽培可能な作物を推進することは、耕作放棄地及び遊休農地の予防・解消のみならず、生産者所得向上に寄与することから、地域の持続的</p>			

			<p>＜内容＞</p> <p>中山間地域と平地地域との生産条件の不利を交付金で補う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>本市は、多くの中山間地域を有し耕作放棄地が多いため、いのししの被害も多く、農業経営に支障を来たしている。そのため、耕作放棄地を未然に防ぐ取組や被害防止柵の設置などが必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①耕作放棄地の発生抑制 ②農業生産性の向上</p>		<p>図る取組であり、農業生産性の向上につながることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>＜効果等＞</p> <p>①耕作放棄地及び遊休農地の予防・解消 ②生産者所得向上</p>		<p>発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>和牛・乳牛保留事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>優良雌子牛を市内に保留し、系統繁殖することで、黒毛和牛及び乳用牛の改良を促進する。また、これにより肉用牛生産農家又は酪農家の生産基盤を確立する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>肉用牛生産農家又は酪農家の生産基盤を確立するためには、肉用牛・乳用牛の一貫生産体制を構築し産地化が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①肉用牛・乳用牛の改良促進 ②肉用牛生産農家・酪農家の生産基盤確立</p>	受益者	<p>肉用牛生産農家・酪農家の経営安定を図ることで、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与するから、地域の持続的発展に資する取組でありその効果は将来に及ぶ。</p>					
			<p>認定農業者組織支援事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>認定農業者で組織する団体が行う農業振興に資する事業に助成する。</p> <p>＜必要性＞</p>	協議会	<p>地域農業を牽引する組織の活性化を図ることで、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与する</p>					

			家の生産基盤確立		資する取組でありその効果は将来に及ぶ。			本市認定農業者協議会は、県下最大の認定農業者の組織である。地域農業の牽引役を果たしており、活動に対する助成を行い活動の活性化を図ることは農業振興上必要不可欠である。 <効果等> ①認定農業者組織の活性化		ことから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	
			認定農業者組織支援事業	協議会	地域農業を牽引する組織の活性化を図ることで、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。			親元就農者支援事業補助金	受益者	農業後継者を確保することは、耕作放棄地の発生や人口減少の抑制に資することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	
			親元就農者支援事業補助金	受益者	農業後継者を確保す			有害鳥獣被害防止対策事業	協議会 受益者	有害鳥獣による農作物への被害軽減は、農業経営を守り	

			<p><内容> 市外で3年間以上就労した者が南島原市へUターンし親元就農する際、就農1年目に100万円、2年目及び3年目に30万円の給付金を交付する。</p> <p><必要性> 農家の高齢化や後継者問題は深刻な状況であり、その対策となる取組が必要である。</p> <p><効果等> ①農業生産技術の継承 ②農地の生産性の維持 ③集落・地域の存続</p>		<p>することは、耕作放棄地の発生や人口減少の抑制に資することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>への被害を防止する体制の構築と捕獲体制の整備を行うとともに、防護柵等の設置を支援する。</p> <p><必要性> 有害鳥獣による農作物への被害を防ぎ、農業経営を安定させることが必要である。</p> <p><効果等> ①農業経営の安定化</p>		<p>農業振興に資することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>有害鳥獣被害防止対策事業</p> <p><内容> 有害鳥獣による農作物への被害を防止する体制の構築と捕獲体制の整備を行うとともに、防護柵等の設置を支援する。</p> <p><必要性> 有害鳥獣による農作物への被害を防ぎ、農業経営を安定させることが必要である。</p> <p><効果等> ①農業経営の安定化</p>	協議会 受益者	<p>有害鳥獣による農作物への被害軽減は、農業経営を守り農業振興に資することから、地域の持続的発展に資する取組である</p>		<p>環境保全型農業推進事業</p> <p><内容> 有機農業等をはじめとする環境保全型農業を推進し、緑肥・堆肥を利用した安全・安心な農産物の生産を確保する。</p> <p><必要性> 農業をめぐる環境問題に対応するとともに消費者ニーズに応えるためには、環境保全型農業の推進が必要である。また、消費者ニーズに応えることで、農産物の付加価値を高め、農業経営の安定化が必要である。</p> <p><効果等> ①農産物の付加価値向上 ②農業経営の安定化</p>	農業者 団体	<p>環境の考慮や消費者ニーズに対応し変化することは、持続的発展に不可欠であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	

			<p>図る必要がある。また、有機 JAS 認証取得は高額であり、有機農業を推進するためには対策が必要である。</p> <p>①有機農産物の生産安定・品質向上</p>		<p>る地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>労働力の削減を図る必要がある。</p> <p>①農作業の効率化・労働力の削減 ②農業経営の安定</p>		に及ぶ。	
			<p>農産物ブランド化推進事業</p> <p>①農業者の所得向上 ②耕作放棄地の予防・解消</p>	受益者	<p>儲かる農業経営者を育成することで農業振興を図り、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する。</p>		<p>新規作物調査・研究事業</p> <p>①農業者の所得向上 ②耕作放棄地の予防・解消</p>	市	<p>農業者の所得向上は農業振興において重要であり、若者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		
			<p>①儲かる農業経営者とし</p>				<p>未来農業フロンティア推進事業</p> <p>①農業者の所得向上 ②耕作放棄地の予防・解消</p>	農業法人	<p>果樹農家を育成し、新規就農を促進する取組は、地域の持続的発展</p>		

			ての人材育成		する取組であり、その効果は将来に及ぶ。			設立し、官民それぞれの強みを生かして果樹を主軸とした新規就農者のトレーニングファーム事業を実施する。 <必要性> 減少する農家の中でも、特に果樹農家の減少が顕著に表れており歯止めがかかる状況である。果樹の新規就農については、未収穫期間の問題に加え、栽培技術の習得機会が少ないとから就農までに至らないケースが多い。そのため、経営感覚に優れた中核人材を育成することが必要である。また、果樹農家の増加による耕作放棄地の予防解消につなげる必要がある。 <効果等> ①中核人材の育成 ②耕作放棄地の予防・解消		に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	
			農業用ドローン農薬散布普及支援事業	市	農家戸数が減少し高齢化が進む中で、持続的発展を図るためには、農作業の効率化や労働力の削減を図る必要がある。			農業後継者結婚対策事業	協議会	農業後継者の確保は、耕作放棄地の発生や農業者減少の抑制に資するとともに、結婚による移住定住促進や結婚・出産に	
			<内容> 農業用ドローンを活用した農薬散布の支援を実証的に行う。 <必要性> 農家戸数が減少し高齢化が進む中で、農業経営の安定を図るためにには、農作業の効率化や労働力の削減を図る必要がある。 <効果等> ①農作業の効率化・労働力の削減 ②農業経営の安定	市	農業者 の所得向上は農業振興において重要であり、若			<内容> 南島原市農業後継者結婚対策協議会を主体として研修会や男女交流ミニイベント（ワークショップほか）等を実施する。 <必要性>			

			<p>等の支援を行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>農業者の所得を向上し、安定した収益を得るために、新規作物に関する調査研究が必要である。また、新規作物の導入により、耕作放棄地の予防・解消が期待できるが、新規作物の導入には多額の経費がかかることから、支援が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①農業者の所得向上 ②耕作放棄地の予防・解消</p>		<p>者が定着できる地場産業としての発展に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>男女の出会いが少ない農業後継者等の結婚は、現代社会における非婚化、晩婚化の影響を受けて、さらに困難なものとなりつつある。そのため、農業後継者等に出会いの場や自分磨きの機会を提供し結婚を支援していく必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①農業後継者の確保 ②移住・定住促進 ③人口増加</p>		<p>より人口増加が期待できることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>未来農業フロンティア推進事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>市と民間企業が共同出資して農業振興法人を設立し、官民それぞれの強みを生かして果樹を主軸とした新規就農者のトレーニングファーム事業を実施する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>減少する農家の中でも、特に果樹農家の減少が顕著に表れており歯止めがかからない状況である。果樹の新規就農については、未収穫期間の問題に加え、栽培技術の習得機</p>	農業法人	<p>果樹農家を育成し、新規就農を促進する取組は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>農業後継者育成事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>農業者等の扶養する農業大学生等が当該修学又は研修終了後3年以内に就農する際の経費を助成する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>農家の高齢化や後継者問題は深刻な状況であり、その対策となる取組が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①農業後継者の確保</p>	受益者	<p>農業後継者を確保することは、耕作放棄地の発生や農業者減少の抑制に資することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	

			<p>会が少ないことから就農までに至らないケースが多い。そのため、経営感覚に優れた中核人材を育成することが必要である。また、果樹農家の増加による耕作放棄地の予防解消につなげる必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中核人材の育成 ②耕作放棄地の予防・解消 				<p>つぼの設置費用等について補助する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>有明海における重要魚種である甲イカの漁獲量を維持・回復させ、将来にわたって漁業の経営安定を図るために、水産資源の維持・回復が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①水産資源の維持・回復 ②漁業所得の向上 ③漁業の経営安定 		ぶ。	
			<p>農業後継者結婚対策事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>南島原市農業後継者結婚対策協議会を主体として研修会や男女交流ミニイベント（ワークショップほか）等を実施する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>男女の出会いが少ない農業後継者等の結婚は、現代社会における非婚化、晩婚化の影響を受けて、さらに困難なものとなりつつある。そのため、農業後継者等に出会いの場や自分磨きの機会を提供し結婚を支援していく必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農業後継者の確保 ②移住・定住促進 ③人口増加 	協議会	<p>農業後継者の確保は、耕作放棄地の発生や農業者減少の抑制に資するとともに、結婚による移住定住促進や結婚・出産による人口増加が期待できることから、地</p>		<p>種苗放流事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>種苗の生産・中間育成・放流等の事業に対し助成する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>有明海の漁業資源を回復させ、将来にわたって漁業の経営安定を図るために、水産資源の維持・回復が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①水産資源の維持・回復 ②漁業の経営安定 	漁協	水産資源の維持・回復を図ることは、漁業の持続的発展に必要不可欠であり、その効果は将来に及ぶ。	
							<p>ひとが創る持続可能な漁村推進事業(県単)</p> <p>＜内容＞</p> <p>漁業の新規就業者に対する</p>	受益者	<p>漁業者の減少、高齢化が進む中、漁業の新規就業者確保</p>	

			<p>イカ捕獲かご網に産卵された卵をふ化するまで海中に吊り下げておくために必要な経費や、タコの資源回復を図るためのタコ産卵用つぼの設置費用等について補助する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>有明海における重要魚種である甲イカの漁獲量を維持・回復させ、将来にわたって漁業の経営安定を図るために、水産資源の維持・回復が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①水産資源の維持・回復 ②漁業所得の向上 ③漁業の経営安定 		<p>復を図ることは、漁業の持続的発展に必要不可欠であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>れ危険を伴うことから、周辺地域の安全確保のために対策が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①漁港内の適正な運営 ②周辺地域の安全性確保 		<p>商工業振興資金利子補給補助事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>日本政策金融公庫の融資を受けている中小の商工業者に対して、利子支払額の20%、5万円を上限に補助金を交付する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>経済の停滞、グローバル化により、中小事業者の経営は大変厳しい状況にあるため、商工業の経営改善と振興を図る取組が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①商工業の経営改善・活性化 ②商工業の振興 	<p>中小事業者の経営が厳しい状況にある中、事業継承や若者の雇用増加を図るための商工業振興策は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>
			<p>種苗放流事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>種苗の生産・中間育成・放流等の事業に対し助成する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>有明海の漁業資源を回復させ、将来にわたって漁業の経営安定を図るために、水産資源の維持・回復が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①水産資源の維持・回復 ②漁業の経営安定 	漁協	<p>水産資源の維持・回復を図ることは、漁業の持続的発展に必要不可欠であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>商工会活性化対策事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>都市部で開催される商談会等への参加を支援するとともに、南島原市商工会が実施するプレミアム商品券発行事業等活性化事業に必要</p>	商店街	<p>地域商店街の消費・販路拡大、地域経済循環等の取組により商工業を活性化し、事業の継承や若者</p>	
			<p>漁業用産業廃棄物処理対策事業</p>	漁協 漁業者組織	<p>漁港周辺地域の安全</p>						

			<p>＜内容＞</p> <p>漁網、ロープ類、タコツボ等の漁業活動で不要となった産業廃棄物処理に対する補助を行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>不要となった産業廃棄物が漁港施設に放置され危険を伴うことから、周辺地域の安全確保のために対策が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①漁港施設の適正利用 ②周辺地域の安全性確保</p>		<p>を確保するため、漁港施設の適正利用を図ることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>な経費の一部を助成する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>大型店の進出やオンラインショッピングの普及等により地域資金が流出する中、地域商店街での消費拡大や地域商店の販路拡大を図る取組が必要である。また、情報の収集や経営について、専門知識を活用した指導が併せて必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①地域商店街の消費・販路の拡大 ②地域商店経営者のスキルアップ</p>		<p>の雇用を増加させることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>FRP 漁船廃船処理事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>廃船となった FRP 漁船に対し廃船費に対する補助を行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>不要となった産業廃棄物が漁港施設に放置され危険を伴うことから、周辺地域の安全確保のために対策が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①漁港内の適正な運営 ②周辺地域の安全性確保</p>	受益者	<p>漁港周辺地域の安全を確保するため、漁港施設の適正利用を図ることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果</p>		<p>地域物産開発販売支援事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>農林水産物や鉱工業品等地域資源を活用した新商品の開発、それに伴う販路開拓事業に取り組む事業者に対し、商品開発等に要した経費の一部を助成する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>本市には優れた農林水産物の産品があるが、一次産品は収益率が低く、販売先も限られてきているため、農林水産物等を加工により付加価値を付けた二次産品の開発とその販路開</p>	事業者	<p>農林水産物や鉱工業等の収益率を上げ、所得向上につなげることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	

				は将来に及ぶ。			拓が必要である。 <効果等> ①事業者の所得向上・経営安定			
			農作業体験交流活動補助金交付事業 <内容> 南島原市内で農業をやってみたいという方々（多様な農業人材：Uターン・Iターン・移住・非農家・市内学生）を対象に、農業の体験や学習を行う。 <必要性> 耕作放棄地となる前に次の耕作者へつなぐことが重要であり、新たな受け手としてより多くの多様な農業人材の育成を図ることが必要である。 <効果等> ①耕作放棄地の適正な管理 ②新たな担い手の確保	受益者	新たな担い手を確保するために、多様な農業人材の育成を図ることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。		地域総合整備資金貸付金事業 <内容> (一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)の支援を得ながら、民間事業者等に無利子で資金の貸付けを行う「ふるさと融資」を実施する。 <必要性> 過疎化の進行により人口減少が続く本市の商業においては、家族経営など小規模な店舗が大部分を占めており、地場企業による二次産業の拡大事業は地域の働く場の創出・雇用において必要である。 <効果等> ①地場企業による二次産業の拡大	事業者	地場企業による生産規模拡大は地域の雇用増加と所得向上に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	
			外国人労働者雇用支援事業 <内容> 農業における労働力確保による経営の安定を図るため、外国人労働者を雇用する者に必要な費用の一部を助成する。 <必要性> 本市の農業生産額は県内で第2位であるが、労働力不足が経営規模拡大に	受益者	新たな担い手を確保するために、多様な農業人材の育成を図ることは、地域の持続的発		地域おこし協力隊事業 <内容> そうめん生産者を目指す者を、地域おこし協力隊として募集し、研修により製造から出荷までの生産工程を学んでもらう。 <必要性> そうめん生産者は年々	冉	後継者を確保することは、技術や事業の継承による産地の維持に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組である	

			<p>大きく影響を及ぼすことから、外国人労働者の雇用支援が必要である。</p> <p>①農業経営の安定 ②地域農業の持続的発展</p>		<p>展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>減少傾向にあり、後継者・担い手の不在が大きな課題となっている。そのため、技術を継承する人材を外部から募集し、新たな担い手の確保と産地の維持が必要である。</p> <p>①そうめん生産者の後継者確保 ②そうめん産地の維持</p>		<p>り、その効果は将来に及ぶ。</p>
			<p>農業用ドローン操縦技能習得支援事業</p> <p>①農業経営の安定 ②地域農業の持続的発展</p>	受益者	<p>農家戸数が減少し高齢化が進む中で、農作業の効率化や労働力の削減を図ることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>①新規事業の創出 ②新規事業における経営の健全・安定化</p>	市	<p>新規事業の創出を促進することは、地域経済の活性化や雇用の創出に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>治山林道整備事業（自然災害防止補助金）</p> <p>①農業経営の安定 ②地域農業の持続的発展</p>	受益者	<p>自然災害防止工事を実施し、市民の安</p>		<p>①新規事業の創出 ②新規事業における経営の健全・安定化</p>	受益者	<p>付加価値増加により所得を向上させ、商工業の活性化や雇用の創出</p>	

			<p>一部を支援する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>大雨により、土砂崩れが発生し、被害を受けた住民に対して支援を行い、早急に自然災害防止工事を実施する必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①自然災害の復旧</p>		<p>全・安心対策を図ることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>り組む食品製造事業者に対し、施設や設備の改修にかかる費用などを支援する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>消費者からの信頼性向上や競争力の強化するためには、食品製造事業者の衛生管理体制を構築すること必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①所得向上</p>		に寄与することから地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		商工業・ 6次産業化	<p>商工業振興資金利子補給 補助事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>日本政策金融公庫の融資を受けている中小の商工業者に対して、利子支払額の20%、5万円を上限に補助金を交付する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>経済の停滞、グローバル化により、中小事業者の経営は大変厳しい状況にあるため、商工業の経営改善と振興を図る取組が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①商工業の経営改善・活性化 ②商工業の振興</p>	商工会	<p>中小事業者の経営が厳しい状況にある中、事業継承や若者の雇用増加を図るための商工業振興策は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果</p>			<p>電子地域通貨事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>電子地域通貨MINAコインのPR業務、行政との連携アプリ開発・運用業務を実施する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>大型店の進出やオンラインショッピングの普及等により地域資金が流出する中、市外への資金流出の抑制が必要である。また、デジタル社会への移行を図るためには、スマートフォンを活用したアプリの市民利用を促進とともに、行政サービスとの連携が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①市外への資金流出抑制・市内の消費喚起 ②市民と行政の更なる連携強化</p>	市	市外への資金流出を抑制し、市内消費の拡大を図ることは域内経済に好循環をもたらすものである。また、デジタル社会への移行を踏まえ、本事業を推進することは、その効果が将来に及ぶものである。

				は将来に及ぶ。			おいしい南島原ブランド認定品活用推奨事業	市	物産の認知度向上や地元消費の拡大は、地場産業の活性化に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
			商工会活性化対策事業	商店街	地域商店街の消費・販路拡大、地域経済循環等の取組により商工業を活性化し、事業の継承や若者の雇用を増加させることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。		<内容> 「おいしい南島原ブランド」として認定された推奨品を冠婚葬祭等催事での返礼品としての活用した場合、当該推奨品の購入費等の一部について助成する。 <必要性> 物産の振興及び商工業の活性化のためには、市産品の認知度向上や地元消費の拡大が必要である。 <効果等> ①認知度向上 ②地元消費拡大		
			地域物産開発販売支援事業	事業者	農林水産物や鉱工業等の収益率を		島原手延そうめん PR事業	市	島原手延そうめんの認知度を向上させ、販売価格の向上を図ることは、本市の基幹産業であるそうめん産業の振興や事業継承に寄与するものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、

			<p>地域資源を活用した新商品の開発、それに伴う販路開拓事業に取り組む事業者に対し、商品開発等に要した経費の一部を助成する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>本市には優れた農林水産物の商品があるが、一次産品は収益率が低く、販売先も限られてきているため、農林水産物等を加工により付加価値を付けた二次産品の開発とその販路開拓が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①事業者の所得向上・経営安定</p>		<p>上げ、所得向上につなげることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>＜効果等＞</p> <p>①認知度向上による販売価格の上昇</p>		<p>その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>地域総合整備資金貸付金事業</p> <p>＜内容：＞</p> <p>(一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)の支援を得ながら、民間事業者等に無利子で資金の貸付けを行う「ふるさと融資」を実施する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>過疎化の進行により人口減少が続く本市の商業においては、家族経営など小規模な店舗が大部分を占めており、地場企業による二次産業の拡大事業は地域の働く場の創出・雇用において必要である。</p>	事業者	<p>地場企業による生産規模拡大は地域の雇用増加と所得向上に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将</p>		<p>認証マーク推進事業</p> <p>内容：島原手延そうめんの品質や安全性を保障するため、島原手延そうめん認証委員会を開催し、認証委員会による審査をクリアした生産者、商品に認証を付与する。</p> <p>認証された商品は、認証マークの使用が可能となり、認証マーク商品を広くPRすることにより、島原手延そうめんのブランドを確立させる。</p> <p>必要性：本市の基幹産業であるそうめん産業の振興には、「島原手延そうめん」のイメージアップが必要である。</p> <p>効果等：</p> <p>①イメージアップによる販売価格の上昇</p>	市	<p>島原手延そうめんに品質や安全性という付加価値によるイメージアップを図り、販売価格の向上を図ることは、本市の基幹産業であるそうめん産業の振興や事業継承に寄与するものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
							<p>そうめん小麦生産事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>手延そうめんに適した小麦栽培を推進し、その小麦を使用した限定性、希少性がある高い付加価値を持った南島原オリジナルのそうめ</p>	市	<p>島原手延そうめんに他産地と差別化された付加価値をつけ、販売価格の向上を図ることは、本市の</p>	

			<p>消費者からの信頼性向上や競争力の強化するためには、食品製造事業者の衛生管理体制を構築すること必要がある。</p> <p>①効果等></p> <p>①所得向上</p>		<p>することから地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>本市の観光振興の中心となる南島原ひまわり観光協会を支援し①情報発信 ②広告宣伝 ③特産品の販売促進 ④グリーン・ツーリズム等の推進 ⑤体験型観光及び農林漁業体験民宿受入 ⑥人材育成 ⑦観光分野の統計調査等を強化する。</p> <p>①効果等></p> <p>①所得向上</p>		<p>観光振興に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>電子地域通貨事業</p> <p>①内容></p> <p>電子地域通貨 MINA コインの PR 業務、行政との連携アプリ開発・運用業務を実施する。</p> <p>②必要性></p> <p>大型店の進出やオンラインショッピングの普及等により地域資金が流出する中、市外への資金流出の抑制が必要である。また、デジタル社会への移行を図るためには、スマートフォンを活用したアプリの市民利用を促進するとともに、行政サービスとの連携が必要である。</p> <p>③効果等></p> <p>①市外への資金流出抑制・市内の消費喚起</p> <p>②市民と行政の更なる連携強化</p>	市	<p>市外への資金流出を抑制し、市内消費の拡大を図ることは域内経済に好循環をもたらすものである。また、デジタル社会への移行を踏まえ、本事業を推進することは、そ</p>			<p>農林漁業体験民宿施設整備事業</p> <p>(民泊拡大及びどぶろく特区推進事業)</p> <p>①内容></p> <p>簡易旅館業を営む為の初期費用及びインストラクターの育成費用等について助成する。</p> <p>②必要性></p> <p>本市の基幹産業を活用した農林漁業体験民宿を推進するためには、観光客を受け入れる農家や漁家の取組件数の確保が必須である。ま</p>	観光協会	<p>本市の基幹産業を活用した事業であり、本事業を推進することは交流人口の拡大による地域経済活性化に寄与するものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は</p>	

			<p>消費者の「島原手延そうめん」の認知度を高め、購買意欲向上による販売量の増加と販売価格の上昇を図る必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①認知度向上による販売価格の上昇</p>		<p>市の基幹産業であるそうめん産業の振興や事業継承に寄与するものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>物産振興などに資するまちづくりに関する取組に対して助成を行うもの。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>原城跡が世界文化遺産に登録されたものの、世界遺産への登録効果が十分でなく地域の活性化につながっていない。世界遺産への登録効果を高めていくためには、官民協働により、行政と民間の連携強化が必要である。また、世界遺産を将来へ引き継いでいく意識の醸成が併せて必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①行政と民間の連携強化</p> <p>②世界遺産を将来へ引き継ぐ市民意識醸成</p>		<p>対する市民の意識の醸成に寄与するものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>そうめん小麦生産事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>手延そうめんに適した小麦栽培を推進し、その小麦を使用した限定性、希少性がある高い付加価値を持った南島原オリジナルのそうめんの開発に取り組む。他産地との差別化を図り、産地のイメージアップと島原手延そうめんの高付加価値化を目指す。</p> <p>＜必要性＞</p>	市	<p>島原手延そうめんに他産地と差別化された付加価値をつけ、販売価格の向上を図ることは、本市の基</p>		<p>世界遺産推進事業 (世界遺産周知啓発・情報発信事業)</p> <p>＜内容＞</p> <p>全国各地で所蔵されている歴史資料を、展示などに活用できるようデジタルコンテンツやXR (VR、AR、MR等)の作成や多言語化を実施する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>世界遺産の構成資産である原城跡は、築城時と島原・天草一揆当時</p>	市	<p>世界遺産「原城跡」の持つ歴史について、市民や観光客の理解を促進することは、地域文化の振興と交流人口拡大に寄与することから、地域の持続的発展に資する取</p>	

			<p>本市の基幹産業であるそ うめん産業の振興には、 他产地との差別化や付加 価値向上が必要である。 ＜効果等＞ ①付加価値向上による販 売価格上昇</p>		<p>幹産業 である そ う め ん 産 業 の 振 興 や 事 業 繼 承 に 寄 与 す る も の で あ る こ と か ら、 地 域 の 持 続 的 発 展 に 資 す る 取 組 で あ り、 そ の 効 果 は 将 来 に 及 ぶ。</p>		<p>の 2 つの時期の価値を 有する史跡である。現 地だけでは理解し難い 原城跡の持つ歴史のス トーリー性を利用する など様々な工夫を凝ら しながら伝えていく必 要がある。 ＜効果等＞ ①原城跡来訪者の理解 促進 ②観光客の誘客</p>		<p>組であり、 その効果は 将来に及 ぶ。</p>	
			<p>中小企業ステップアップ 支援事業</p> <p>＜内容＞ 市内の中小企業及び小規 模事業者による新規事業 や規模拡大に伴う売り上 げの向上及び事業承継事 業者への支援、新規雇用 創出による経済活性化を 図るため、設備投資を行 う事業者へ助成を行うも の。</p> <p>＜必要性＞ 新規事業や規模拡大に伴 う売り上げの向上及び事</p>	市	<p>市内 の 中 小 企 業 及 び 小 規 模 事 業 者 に よ る 新 規 事 業 や 規 模 拡 大 に 伴 う 売 り 上 げ の 向 上 及 び 事 業 承 継 事 業 者 に よ る</p>	<p>サイクリング情報発信 事業</p> <p>＜内容＞ サイクリングマップを 作成するとともに、サ イクリングイベントの開催 を支援する。</p> <p>＜必要性＞ サイクリングマップ は、誘客を図るうえで 必要なツールであり、 観光客の市内循環によ る滞在時間の延長・リ ピーターの創出を図る うえでも重要である。 また、サイクリングイ ベントの開催を支援する ことで、経済や地域の活 性化・関係人口の創出 が図られる。</p> <p>＜効果等＞ ①観光客の誘客 ②観光客の滞在時間延 長 ③経済や地域の活性化 ④関係人口の創出</p>	市 関 係 團 体	<p>観光客の誘 客や滞在時 間の延長・ リピーター の創出によ り、経済や 地域の活性 化・関係人 口創出を図 ることは、 地域の持続 的発展に資 する取組で あり、その 効果は将来 に及ぶ。</p>		

			<p>業承継事業者を増やすためには、設備投資を行う事業者へ助成が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①新規事業及び雇用の創出</p> <p>②事業承継</p>		<p>支援を図ることは、新規雇用創出による経済活性化に寄与するものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		企業誘致	<p>企業等設置奨励事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>新設又は増設に伴って投下固定資産が1億円以上（製造業等5,000万円以上、情報処理サービス業300万円以上）、新規常用雇用者を5人以上の企業等に対し、①企業等施設奨励金②賃借料等奨励金③雇用奨励金④市内企業等発注奨励金⑤物流奨励金⑥通信奨励金を支給する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>南島原市内における企業等の新設又は増設を奨励し、産業の振興と雇用の増大を図るためには、他市からの企業等の進出や地元企業の経営拡大を推進する必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①雇用の創出</p> <p>②産業の振興</p>		
			<p>創業支援事業補助金</p> <p>＜内容＞</p> <p>市内の創業を促進し経済活性化を図るため、市内で創業するために必要な事業所の新設や改修及び設備機器購入の助成を行うもの。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>市内事業者が規模を縮小する傾向にある中、このような新しい事業展開の支援及び雇用確保の観点からも事業サポートが必</p>	市	<p>市内の新規創業者への支援を図ることは、新規雇用創出による経済活性化に寄与するものであるこ</p>	4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業公共交通	<p>地域公共交通整備事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>現行の路線バス、タクシーの利用が困難な市民に対し、コミュニティバスを運行する。運行は、一部地域の試験運用からはじめ改良を</p>	市	人口減少社会に対応すべく、市民の足となる地域の公共交通を整備することは、地域の持続的発展

			<p>要である。 <効果等> ①新規創業者の創出 ②新規雇用の創出</p>		<p>から、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>加えながら市内全域に拡大する。 <必要性> 家用車を運転する環境にない住民は、病院や商店を利用する場合路線バスかタクシーを利用せざるを得ない。しかし、現行の路線バスは、主要な道路しか走行しておらず市内の大部分はバス空白地域となっている。また、タクシーを利用して国道251号線沿いにある医療機関や商店を日常的に利用すると多額の交通費を負担しなければならない。これらのことから、主に高齢者の移動需要に対応する必要がある。 <効果等> ①地域公共交通の整備</p>		<p>に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>島原手延そうめん生産量拡大支援事業</p> <p><内容> そうめん製造業者が行う、生産量拡大のための機械、設備の導入及び施設改修等の支援を行うもの。</p> <p><必要性> 本市の基幹産業であるそうめん産業の振興や事業継承のために、手延そうめん製造事業者の規模拡大及び事業継続を支援が必要である。</p> <p><効果等> ①生産量拡大 ②事業承継</p>	市	<p>手延そうめん製造事業者の規模拡大及び事業継続を支援することは、本市の基幹産業であるそうめん産業の振興や事業継承に寄与するものであることから、地域の持続的発</p>		<p>公共交通対策事業（島鉄バス補助金）</p> <p><内容> 本市の公共交通路線を運行する島原鉄道株式会社に対して助成を行う。</p> <p><必要性> 本市の公共交通体系は、島原鉄道の廃止により路線バスのみである。市民の日常の生活交通において、路線バ</p>	市	<p>公共交通は生活に必須なインフラの一つであることから、市民の生活交通路線を維持することは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来</p>		

			<p>本市の観光振興の中心となる南島原ひまわり観光協会を支援し①情報発信②広告宣伝③特産品の販売促進④グリーン・ツーリズム等の推進⑤体験型観光及び農林漁業体験民宿受入⑥人材育成⑦観光分野の統計調査等を強化する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>本市の観光振興を図るために、本市の主体をなす団体である南島原ひまわり観光協会の活性化が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①観光客の増加・消費拡大 ②交流人口の増加</p>		<p>の支援は、本市の観光振興に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>②環境保全</p> <p>南島原市道路愛護団体支援事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>市道の清掃・美化等の活動を行う団体を道路の愛護団体として認定し、愛護団体に対して美化経費等の補助を行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>市道の清掃・美化等の活動を住民団体で行うことによって、市民共有の財産であることを住民が再認識することができ、道路管理に関する様々な課題解決に向けて、市民と行政による協働のまちづくり効果が期待できる。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①市道に対する共有意識の醸成 ②市民と行政による協働のまちづくり</p>		<p>市道に対する愛着意識を醸成することは、生活環境の整備に寄与し、市民と行政の協働は地域の持続的発展を図るうえで不可欠であることから、これらの効果は将来に及ぶ。</p>
			<p>農林漁業体験民宿施設整備事業 (民泊拡大及びどぶろく特区推進事業)</p> <p>＜内容＞</p> <p>簡易旅館業を営む為の初期費用及びインストラクターの育成費用等について助成する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>本市の基幹産業を活用した農林漁業体験民宿を推進するためには、観光客を受け入れる農家や漁家の取組件数の確保が必須である。また、観光客の滞在時間を延ばすことで消</p>	観光協会	<p>本市の基幹産業を活用した事業であり、本事業を推進することは交流人口の拡大による地域経済活性化に寄与するもので</p>		<p>ごみ減量 3R 運動推進事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>再生利用が可能な「資源ごみ」を回収した団体に対し報奨金を交付する資源ごみ回収推進報奨金制度を実施するとともに、マイバッグキャンペーンによるレ</p>	市	<p>循環型地域社会の形成は、それ自体が地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	

			<p>費額を増加させ、地域経済や交流人口の増加による地域全体の活性化を図る必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①交流人口の増加 ②地域経済と地域全体の活性化 		<p>あることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>ジ袋削減を推進する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>循環型地域社会の形成を目指し、市民・事業者・行政が一体となつた「ごみ減量3R運動」を着実に推進することにより、着実なごみ排出量の削減が図られ、率いては不法投棄の防止にも繋がり、過疎地域に暮らす住民にとって生活環境の充実が図られ、安心な暮らしを確保することが出来る。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ごみ排出量の削減・不法投棄の防止 ②循環型地域社会の形成 		
			<p>南島原市世界遺産市民協働会議補助金</p> <p>＜内容＞</p> <p>南島原市世界遺産市民協働会議が行う世界遺産の保護、観光振興や物産振興などに資するまちづくりに関する取組に対して助成を行うもの。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>原城跡が世界文化遺産に登録されたものの、世界遺産への登録効果が十分でなく地域の活性化につながっていない。世界遺産への登録効果を高めていくためには、官民協働により、行政と民間の連携強化が必要である。また、世界遺産を将来へ引き継いでいく意識の醸成が併せて必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①行政と民間の連携強化 	<p>南島原市世界遺産市民協働会議</p>	<p>南島原市世界遺産市民協働会議の取組は、市民主体のまちづくりや世界遺産に対する市民の意識の醸成に寄与するものであることから、地域の持続的発展に資する取組</p>		<p>生ごみ処理機器購入助成事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>家庭用生ごみ処理機器等の購入費の助成を行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>循環型地域社会の形成を目指し、家庭用生ごみ処理機器等の普及を推進する事により、家庭から排出される生ごみの減量化と再資源化を図ることができ、過疎地域に暮らす住民の生活環境を保つことが</p>	<p>受益者</p>	<p>循環型地域社会の形成は、それ自体が地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>

			②世界遺産を将来へ引き継ぐ市民意識醸成		組であり、その効果は将来に及ぶ。			出来る。 <効果等> ①生活環境の保全 ②循環型地域社会の形成			
			世界遺産推進事業 (世界遺産周知啓発・情報発信事業)	市	世界遺産「原城跡」の持つ歴史について、市民や観光客の理解を促進することは、地域文化の振興と交流人口拡大に寄与するものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。			浄化槽設置整備事業 <内容> 浄化槽設置整備事業に伴う改造資金の貸付を受けた者が、借り入れた日から返済の年度の内に支払う利息の全額を補助する。また、市内全域の 50 人槽以下の合併処理浄化槽（下水道、農業・漁業集落排水、コミュニティープラント区域を除く）を対象に、浄化槽法第 11 条にかかる年 1 回の検査費用を助成する。 <必要性> 浄化槽の普及促進及び浄化槽管理者の負担軽減と適切な維持管理を推進するうえで支援が必要である。 <効果等> ①汚水処理人口普及率の向上 ②生活環境の保全	市	污水を正しく処理することは、住民の生活環境の保全や自然環境の保全に寄与し、循環型社会の一翼を担うことから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	
			6 子育て環境の確保、高齢者等	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福	乳幼児医療費支援事業 <内容> 小学校就学までの子どもの医療費を助成する。	市	子育て支援を充実し、安心して子どもを産み育てることが出来るよ				

			<p>奨励金②賃借料等奨励金③雇用奨励金④市内企業等発注奨励金⑤物流奨励金⑥通信奨励金を支給する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>南島原市内における企業等の新設又は増設を奨励し、産業の振興と雇用の増大を図るために、他市からの企業等の進出や地元企業の経営拡大を推進する必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①雇用の創出 ②産業の振興</p>		<p>出や産業の振興に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>市内に居住する2人以上の児童を扶養する保護者の2子目以降の保育料を減免する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>多子世帯の経済的負担を軽減することにより、幼児教育の向上及び子どもを育てやすい環境づくりを図るとともに出生率向上が期待できるため、過疎地域である本市の人口減少に歯止めをかけることが見込まれる。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①幼児教育の向上 ②子どもを育てやすい環境づくり ③出生率向上</p>		<p>育てることが出来る環境を整えることは、全ての子どもたちが将来に希望をもって逞しく成長することにつながることであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。</p>	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地域公共交通整備事業	<p>＜内容＞</p> <p>現行の路線バス、タクシーの利用が困難な市民に対し、コミュニティバスを運行する。運行は、一部地域の試験運用からはじめ改良を加えながら市内全域に拡大する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>家用車を運転する環境にない住民は、病院や商店を利用する場合路線バスかタクシーを利用せざるを得ない。しかし、現行の路線バスは、主要な道路しか走行しておらず市内の大部分はバス空白地域となっている。また、タクシーを利用して国道251号線沿いにある医療機関</p>	市	<p>人口減少社会に対応すべく、市民の足となる地域の公共交通を整備することで、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>ひとり親家庭等医療費支援事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>母子・父子家庭の子どもたちや寡婦等の医療費を助成する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>母子・父子・寡婦等の医療費に関する軽減制度は、安心・安全な社会づくりのために不可欠な制度であり、福祉の充実を図るためにも今後も必要な制度である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①医療費負担軽減 ②児童の福祉増進</p>	市	<p>児童の福祉増進を図ることは、全ての子どもたちが将来に希望をもって逞しく成長することにつながることであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。</p>	

			や商店を日常的に利用すると多額の交通費を負担しなければならない。これらのことから、主に高齢者の移動需要に対応する必要がある。 <効果等> ①地域公共交通の整備		ぶ。			こども医療支援事業 <内容> 小学生・中学生の医療費を助成する。 <必要性> 子どもの医療費に関する軽減制度は、子どもを安心して生み育てる社会づくりのために不可欠な制度である。なお一層の子育て支援の充実を図るために必要な事業である。 <効果等> ①医療費負担軽減 ②子育て支援の充実	市	子育て支援を充実し、安心して子どもを産み育てることが出来る環境を整えることは、全ての子どもたちが将来に希望をもって逞しく成長することにつながることであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。	
		基金積立	公共交通対策事業（島鉄バス補助金） <内容> 本市の公共交通路線を運行する島原鉄道株式会社に対して助成を行う。 <必要性> 本市の公共交通体系は、島原鉄道の廃止により路線バスのみである。市民の日常の生活交通において、路線バスは必要不可欠なものであるが、多くの路線において赤字により運行されている。そのため、島原鉄道株式会社に対し補助を行い、生活交通路線を維持する必要がある。 <効果等> ①生活交通路線の維持	市	公共交通は生活に必須なインフラの一つであることから、市民の生活交通路線を維持することは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。			すくすく赤ちゃん支援事業 <内容> 紙おむつや粉ミルク等の赤ちゃんの育児用品の購入費用の一部を助成する。 <必要性> 子育て家庭の経済的支援を行い、子どもの健やかな成長のために適切な環境を等しく確保し、子どもを安心して生み育てる社会づくりのために不可欠な制度	市	子育て支援を充実し、安心して子どもを産み育てることが出来る環境を整えることは、全ての子どもたちが将来に希望をもって逞しく成長することにつながることであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。	
	5 生活	(7) 過疎	農業用廃プラスチック等	協議会	環境保						

		環境の整備	地域持続的発展特別事業 環境	適正処理事業 <内容> 農業用廃プラスチック等の共同処理を推進する。 <必要性> 本市は、山間部や荒地が多く、また農業が主産業であるが故にマルチや肥料袋、ポリ容器といった農業用廃棄物の不法投棄が絶えず、地域住民に不快感を与えていた。山間部に暮らす住民の生活環境改善のためにも農業用廃プラスチック等の共同処理を推進し、環境保全と廃棄物の適正処理に努め、不法投棄・焼却の防止を図る必要がある。 <効果等> ①廃棄物の適正処理 ②環境保全		全と廃棄物の適正処理は、住民の生活環境の向上に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。		高齢者・障害者福祉	である。なお一層の子育て支援の充実を図るためにも今後も必要な事業である。 <効果等> ①子育て家庭の経済的負担軽減 ②子育て支援の充実	持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。	
				南島原市道路愛護団体支援事業 <内容> 市道の清掃・美化等の活動を行う団体を道路の愛護団体として認定し、愛護団体に対して美化経費等の補助を行う。 <必要性> 市道の清掃・美化等の活動を住民団体で行うことによって、市民共有の財産であることを住民が再認識することができ、道	愛護団体	市道に対する愛着意識を醸成することは、生活環境の整備に寄与し、市民と行政の協働は地域の持		市老人クラブ連合会支援事業 <内容> 老人クラブに対し助成を行う。 <必要性> 老人クラブ会員の親睦を深め、各地区老人クラブ活動の活性化や各種機会を確保し、高齢者の生きがいの充実や健康増進を図る必要がある。 <効果等> ①健康増進 ②高齢者の生きがい充実	市	多年にわたり社会の進展に寄与し、豊富な知識と経験を持つ高齢者が、敬愛され、生きがいを持てる社会の形成は地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	
							南島原市シルバー人材センター補助金 <内容> 市シルバー人材センターに対し助成する。 <必要性> 定年退職者に安定した就労機会を提供し、高齢者の生きがいの充実と社会参加を促進する必要がある。	市	多年にわたり社会の進展に寄与し、豊富な知識と経験を持つ高齢者が、敬愛され、生きがいを持てる社会の形成は、地域の持続的発		

			<p>路管理に関する様々な課題解決に向けて、市民と行政による協働のまちづくり効果が期待できる。</p> <p>①市道に対する共有意識の醸成 ②市民と行政による協働のまちづくり</p>		<p>統的発展を図るうえで不可欠であることから、これらの効果は将来に及ぶ。</p>		<p>①高齢者の生きがい充実 ②高齢者の社会参加促進</p>		<p>展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>ごみ減量 3R 運動推進事業</p> <p>再生利用が可能な「資源ごみ」を回収した団体に対し報奨金を交付する資源ごみ回収推進報奨金制度を実施するとともに、マイバッグキャンペーンによるレジ袋削減を推進する。</p> <p>循環型地域社会の形成を目指し、市民・事業者・行政が一体となった「ごみ減量 3R 運動」を着実に推進することにより、着実なごみ排出量の削減が図られ、率いては不法投棄の防止にも繋がり、過疎地域に暮らす住民にとって生活環境の充実が図られ、安心な暮らしを確保することが出来る。</p> <p>①ごみ排出量の削減・不</p>	市	<p>循環型地域社会の形成は、それが地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>高齢者・障害者交通費助成事業</p> <p>高齢者、障害者等の交通弱者に対しタクシー及びバスの利用助成券を交付する。</p> <p>高齢者、障害者等の交通弱者が通院や外出する場合の交通手段として、利用するタクシー及びバスの利用料の一部を助成し、生活交通を確保する必要がある。また、高齢者の社会活動の範囲を広め、自立を助け、もって高齢者等の福祉を向上させる必要がある。</p> <p>①高齢者等交通弱者の生活交通の確保</p>	市	<p>交通弱者等の生活交通を確保することは、生まれ育った地域で長く生活できる環境を整えるものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
							<p>緊急通報システム設置事業</p> <p>常に見守りを要する状態の一人暮らしの高齢者や身体障害者等に、緊急通報装置を貸与する。</p>	市	<p>高齢者が安心して生活できる環境を提供することは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効</p>	

			<p><必要性> 浄化槽の普及促進及び浄化槽管理者の負担軽減と適切な維持管理を推進するうえで支援が必要である。</p> <p><効果等></p> <ul style="list-style-type: none"> ①汚水処理人口普及率の向上 ②生活環境の保全 		<p>うことから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>検診の受診率向上 ③一人当たり医療費の抑制</p> <p>特定不妊治療支援事業 (いのちの始まり応援事業)</p>		
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	乳幼児福祉医療支援事業	<p><内容> 小学校就学までの子どもの医療費を助成する。</p> <p><必要性> 子どもの医療費に関する軽減制度は、子どもを安心して生み育てる社会づくりのために不可欠な制度である。なお一層の子育て支援の充実を図るためにも今後も必要な事業である。</p> <p><効果等></p> <ul style="list-style-type: none"> ①子育て支援の充実 	市	<p>子育て支援を充実し、安心して子どもを産み育てることが出来るよう環境を整えることは、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	その他 基金積立	<p><内容> 不妊治療等に要した費用の一部を助成する。</p> <p><必要性> 子を望む親の心の安らぎと出生率の向上に寄与するため、高額な費用を要する不妊治療に対して経済的支援が必要である。</p> <p><効果等></p> <ul style="list-style-type: none"> ①子を望む親への経済的支援 ②出生率の向上 <p>こども医療支援事業 基金積立</p> <p>高齢者・障害者交通費助成事業 基金積立</p> <p>緊急通報システム設置事業 基金積立</p>	市	子を望む親の経済的不安を軽減することで、出生率の向上に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
	7 医療の確保	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	<p>在宅当番医等確保対策事業 (救急医療対策(1次・2次救急医療)・小児の休日診療事業)</p> <p><内容></p>					医師会 病院企業団	救急医療体制・人命救助体制を整備し、医療を確保することは、市民生活の安

			<p>障害児保育事業（保育所運営・活動支援事業）</p> <p>＜内容＞ 保育に欠ける障がい児に対し担当保育士を配置する。</p> <p>＜必要性＞ 過疎地である本市では障害児施設が密に無い。近くの保育所が利用出来れば送迎等の時間も短くなり障がい児、家族の負担軽減になる。また、集団保育の中で障がいのない児童と共に学びあうことは障がい児に対する理解を深めることも繋がる。</p> <p>＜効果等＞ ①家族の負担軽減 ②障がい児に対する理解を深める</p>	市	<p>障がい児の福祉の向上を図る事は、誰もが相互に人格を尊重し合う共生社会の実現を図るものであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>休日等の当番医の確保及び重症患者のための二次救急医療体制を確保し、市民生活の安全・安心を図る。</p> <p>＜必要性＞ 初期救急医療体制（休日当番医制度）、二次救急医療体制（病院群輪番制病院運営事業）の充実を図ることにより、救急医療体制と、人命救助体制の整備に努める必要がある。</p> <p>＜効果等＞ ①初期救急医療体制・ ②救急医療体制・人命救助体制の整備</p>		<p>全・安心を図るものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>保育料軽減事業（すこやか子育て支援事業）</p> <p>＜内容＞ 市内に居住する 2 人以上の児童を扶養する保護者の 2 子目以降の保育料を減免する。</p> <p>＜必要性＞ 多子世帯の経済的負担を軽減することにより、幼</p>	市	<p>子育て支援を充実し、安心して子どもを産み育てることが出来る環境を</p>		<p>がん等健診事業(住民健康診査事業・新たなステージに入ったがん検診総合支援事業)</p> <p>＜内容＞ がんの発生が急激に増加する 40 歳以上の市民に対し、肺・胃・大腸・子宮・乳・前立腺がん等の健診を行う。</p> <p>＜必要性＞ がんの早期発見・早期治療によって、市民が健康で安心して暮らせるようにがん検診を推進する必要がある。</p> <p>＜効果等＞ ①健康障害予防・市民</p>	市	<p>がんの早期発見により、健康障害の予防や市民の健康増進、医療費の抑制に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	

			<p>児童教育の向上及び子どもを育てやすい環境づくりを図るとともに出生率向上が期待できるため、過疎地域である本市の人口減少に歯止めをかけることが見込まれる。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①幼児教育の向上 ②子どもを育てやすい環境づくり ③出生率向上 	<p>整えることは、全ての子どもたちが将来に希望をもって逞しく成長することにつながることであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。</p>	8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	<p>の健康増進 ②医療費の抑制</p> <p>スクールバス運転業務委託事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>スクールバスの運行やバス定期券購入に対する助成、タクシー及びマイクロバス等での送迎を行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>学校統廃合等による遠距離通学児童・生徒の通学条件の格差是正や安全確保を図るために必要不可欠な事業である。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①児童生徒の安全確保 ②通学条件の格差是正 	市	通学における児童生徒の安全確保とへき地在住の児童生徒の通学を容易にするための措置を講じることは、格差是正を図る取組であり、地域の持続的発展に資する取組である。また、その効果は将来に及ぶ。	
			<p>ひとり親家庭等福祉医療支援事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>母子・父子家庭の子どもたちや寡婦等の医療費を助成する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>母子・父子・寡婦等の医療費に関する軽減制度は、安心・安全な社会づくり</p>	児童の福祉増進を図ることは、全ての子どもたちが将来に希望をもって逞	市	<p>＜内容＞</p> <p>生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることのできる第三者的な存在となる「心の教室相談員」を配置する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>小規模中学校が分散しており、配置教諭だけでは対応が難しく、専門のケアを行う医療機関も少ない。その様な中で、中学生の心の成長と勉学への集中を支</p>	市	様々な悩みを持つ生徒一人ひとりに対して、きめ細かく対応するための相談体制の整備であり、子供の健全な成長に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組である。また、その		

			<p>のために不可欠な制度であり、福祉の充実を図るためにも今後も必要な制度である。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①医療費負担軽減 ②児童の福祉増進 		<p>しく成長することにつながることで、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>えるためには、相談員を配置し心のケアを行う必要がある。加えて、近年、中学校における不登校生徒数は増加傾向にあり、心の教室の存在意義は重要である。教師・保護者等に言えない悩み等を聞き、状況によっては家庭訪問等を行い不登校の解消に努める必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生徒の心のケア 		<p>効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>こども医療支援事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>小学生・中学生の医療費を助成する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>子どもの医療費に関する軽減制度は、子どもを安心して生み育てる社会づくりのために不可欠な制度である。なお一層の子育て支援の充実を図るために必要な事業である。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①医療費負担軽減 ②子育て支援の充実 	市	<p>子育て支援を充実し、安心して子どもを産み育てることが出来る環境を整えることは、全ての子どもたちが将来に希望をもって逞</p>			<p>特別支援教育推進事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>特別支援教育助手を配置して、きめ細かな支援・指導を行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>本市においては、注意欠陥多動性障害等のある児童を通学させる特別支援学校がない。そのため、通常学級に在籍する注意欠陥多動性障害等のある児童生徒を支援する教育助手を配置する必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障害のある児童生徒が教師や友達と共に成長することが可能 ②他の児童生徒が集中して学習に取り組む環境の整備 <p>語学指導外国青年招致</p>	市	<p>障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援することは、誰もが相互に人格を尊重し合う共生社会の実現を図るものであり、地域の持続的発展に資する取組である。また、その効果は将来に及ぶ。</p>	

高齢者・障害者福祉					しく成長することにつながることであり、地域の持続的発展に資する取組であることから、その効果は将来に及ぶ。			事業	が国際社会に対応したコミュニケーション能力を身につけ、地域社会と国際社会の架け橋となりえることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
			市老人クラブ連合会支援事業	市	多年にわたり社会の進展に寄与し、豊富な知識と経験を持つ高齢者が、敬愛され、生きがいを持てる社会の形成は地域の持続的発展			＜内容＞ 小・中学校における外国語学習の補助や国際交流を行うことのできる外国語指導助手を配置する。 ＜必要性＞ 子どもたちが国際社会に対応したコミュニケーション能力を身につけるためには、実際の発音や発声及び異文化の一端に触れる機会を創出する必要がある。また、学習塾が少ない本市にあっては、外国人との交流学習ができる機会が必要である。 ＜効果等＞ ①外国人との交流学習 ②国際的コミュニケーション能力の向上	寺子屋 21 推進事業

			<p>身体障がい者等に対し、急病や災害時に迅速かつ適切な対応を可能とすることで、緊急時の不安解消と安全を確保する必要がある。</p> <p>①高齢者福祉の向上</p>		<p>資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p><u>の向上を図る学習が必要である。</u></p> <p>①「プログラミング能力」及び「情報活用能力」の向上</p>		
	健康づくり		<p>健康づくりポイント事業</p> <p>①高齢者福祉の向上</p> <p>②特定健康診査・がん検診の受診率向上</p> <p>③一人当たり医療費の抑制</p>	市	<p>市民一人ひとりが健康づくりへの関心を高め、健康的な生活習慣を定着することで一人当たりの医療費抑制が図られるところから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>英語教育推進事業</p> <p>①英語に対する学習意欲向上</p>	市	<p>国際社会に対応したコミュニケーション能力を身につけることで地域社会と国際社会の架け橋となることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>
						生涯学習・スポーツ	<p>公民館講座開催事業</p> <p>①英語に対する学習意欲向上</p>	市	<p>地域社会の活性化や高齢者の社会参加・青少年の健全育成を図る取組は、地域の持続的発展に資する</p>

		展 特 別 事 業 民 間 病 院	<p>次救急医療)・小児の休日診療事業)</p> <p><内容> 休日等の当番医の確保及び重症患者のための二次救急医療体制を確保し、市民生活の安全・安心を図る。</p> <p><必要性> 初期救急医療体制（休日当番医制度）、二次救急医療体制（病院群輪番制病院運営事業）の充実を図ることにより、救急医療体制と、人命救助体制の整備に努める必要がある。</p> <p><効果等> ①初期救急医療体制・二次救急医療体制の充実 ②救急医療体制・人命救助体制の整備</p>	<p>命救助体制を整備し、医療を確保することは、市民生活の安全・安心を図るものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			市民体育祭開催事業	実行委員会	互いに助け合う「共助」の精神を育み、地域が抱える問題や課題を住民が関心を持って、参加・解決していく総合的な力「地域力」向上に繋がることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
			<p>救急医療体制の確保推進事業補助金</p> <p><内容> 地域医療を支える医師の確保や在宅医療を推進することで、市民生活の安全・安心を図る。</p> <p><必要性> 令和4年度から相次いだ診療所の閉院や医師不足などにより、市内の医療</p>	市	<p>市民が安心して医療サービスを受けることができる医療体制の構築を図ること</p>		各種スポーツ大会参加支援事業	市	スポーツは活力ある健全な社会の形成に貢献するものであり、スポーツの振興を図ることは、地域の持続的発展に資する取組である。また、その効果は将来に及ぶ。

			<p>機関が減少しているため、市民が安心して医療サービスを受けることができる医療体制の構築に努める必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①医療体制の構築 ②医師の確保 		<p>は、市民生活の安全・安心を図るものであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>スポーツ振興を図る必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市民の心のゆとり ②地域経済活性化 ③活力ある健全な社会の形成 		
		その他	<p>がん等健診事業（住民健診査事業・新たなステージに入ったがん検診総合支援事業）</p> <p>＜内容＞</p> <p>がんの発生が急激に増加する40歳以上の市民に対し、肺・胃・大腸・子宮・乳・前立腺がん等の健診を行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>がんの早期発見・早期治療によって、市民が健康で安心して暮らせるようにがん検診を推進する必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康障害予防・市民の 	市	<p>がんの早期発見により、健康障害の予防や市民の健康増進、医療費の抑制に寄与することから、地域の持続的発展に資する取</p>		<p>市民綱引き大会開催事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>市内全城の小学生と一般男女を対象に小学生の部、一般男女混合の部、レディースの部、一般の部を設け綱引き大会を開催する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>本大会を開催する事により地域や学校及び職場の仲間の連帯感を高めるばかりではなく、地域の活性化にも繋がるため、必要である。</p> <p>＜効果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域や学校、職場の連帯感を高める ②職域等のリーダー育成 	実行委員会	<p>互いに助け合う「互助」の精神を育み、地域が抱える問題や課題を住民が関心を持って、参加・解決していく総合的な力「地域力」向上に繋がることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>
							<p>体育・文化活動支援事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>南島原市中総体大会を勝ち抜いた中学校生徒等への県・九州・全国大会出場旅費を交付する。</p>	市	<p>スポーツは活力ある健全な社会の形成に貢献するものであり、スポーツの振興を図ることは、地域の</p>

			健康増進 ②医療費の抑制		組であり、その効果は将来に及ぶ。			＜必要性＞ スポーツを通して中学校生徒が体力の向上に挑戦しようとする意欲を高めるとともに、スポーツ精神を養うための貴重な機会となるため必要である。 ＜効果＞ ①生徒の体力向上 ②スポーツの振興		持続的発展に資する取組である。また、その効果は将来に及ぶ。			
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	遠距離通学児童・生徒支援事業（小学校）		市	通学における児童生徒の安全確保とへき地在住の児童生徒の通学を容易にするための措置を講じることは、格差是正を図る取り組みであり、地域の持続的発展に資する取組である。また、その効果は将来に及ぶ。	基金積立	特別支援教育推進事業 基金積立	市					
		<内容> スクールバスの運行やバス定期券購入に対する助成、タクシー及びマイクロバス等での送迎を行う。 <必要性> 学校統廃合等による遠距離通学児童・生徒の通学条件の格差是正や安全確保を図るために必要不可欠な事業である。 <効果等> ①児童生徒の安全確保 ②通学条件の格差是正				9 集落整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	協働のまちづくり市民活動支援事業	市民団体	地域が抱える問題や課題を住民が関心を持って、参加・解決していく総合的な力「地域力」向上を図ることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。			
								<内容>市民団体が自主的かつ主体的に行う公共的で公益性の高いさまざまなまちづくりの活動を支援する。 <必要性>市と市民との協働による魅力あるまちづくりを推進するとともに、市内全域での様々な事業（取組み）の展開により市民のつながりを強める必要がある。 <効果等> ①市民のつながり強化 ②協働のまちづくり		協働のまちづくり自治	自治会	自治会は	

			<p>子どもの悩み相談事業</p> <p>＜内容＞ 生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげるうことのできる第三者的な存在となる「心の教室相談員」を配置する。</p> <p>＜必要性＞ 小規模中学校が分散しており、配置教諭だけでは対応が難しく、専門のケアを行う医療機関も少ない。その様な中で、中学生の心の成長と勉学への集中を支えるためには、相談員を配置し心のケアを行う必要がある。加えて、近年、中学校における不登校生徒数は増加傾向にあり、心の教室の存在意義は重要である。教師・保護者等に言えない悩み等を聞き、状況によっては家庭訪問等を行い不登校の解消に努める必要がある。</p> <p>＜効果等＞ ①生徒の心のケア</p>	市	<p>様々な悩みを持つ生徒一人ひとりに対して、きめ細かく対応するための相談体制の整備であり、子供の健全な成長に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組である。また、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>会活動支援事業</p> <p>＜内容＞ 自治会において自主的かつ主体的に行う公共的で公益性の高いさまざまなまちづくりの活動を支援する。</p> <p>＜必要性＞ 地域の住民生活に密着したコミュニティ体制を確立するためには、自治会組織は欠かすことができないものである。しかしながら、現状は少子高齢化とともに若者流出や後継者不足により、以前のようなさまざまな活動ができない状況にある。このような中であっても、自治会活動の活発化はまちづくりに欠かせないものであるため、支援を行い地域住民のつながりを強め、自治会活動の活性化を図る必要がある。</p> <p>＜効果等＞ ①地域住民のつながり強化 ②自治会活動の活性化</p>		<p>「共助」の中核を担う組織であり、その活性化は地域が抱える問題や課題を住民が関心を持って、参加・解決していく総合的な力「地域力」の向上につながることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>
			<p>特別支援教育推進事業</p> <p>＜内容＞ 特別支援教育助手を配置して、きめ細かな支援・指</p>	市	<p>障がいのある児童生徒の自立や社</p>		<p>地域運営組織設立支援事業</p> <p>内容：「地域運営組織」の設立を希望する地域をモデル地区に認定</p>	市	<p>地域運営組織は、地域が抱える問題や課題を住民が関心を持って、</p>

			<p>導を行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>本市においては、注意欠陥多動性障害等のある児童を通学させる特別支援学校がない。そのため、通常学級に在籍する注意欠陥多動性障害等のある児童生徒を支援する教育助手を配置する必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①障がいのある児童生徒が教師や友達と共に成長することが可能</p> <p>②他の児童生徒が集中して学習に取り組む環境の整備</p>		<p>会参加に向けた主体的な取組を支援することは、誰もが相互に人格を尊重し合う共生社会の実現を図るものであり、地域の持続的発展に資する取組である。また、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>し、集落支援員の配置や活動補助金の交付を行い設立に向けての支援を行う。</p> <p>必要性：将来の人口減少に伴う地域住民の繋がりの希薄化を避け、地域住民が安心して住み続けられる地域の確立には、地域住民が中心となって、地域課題解決に向けた取り組みを持続的に実施する住民主体の組織の設立が必要である。</p> <p>効果：</p> <p>①地域運営組織設立 ②地域力の向上</p>	<p>参加・解決していく総合的な力「地域力」の向上につながることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>
					<p>基金積立</p>		<p>協働のまちづくり自治会活動支援事業 基金積立</p>	<p>市</p>
			<p>10 地域文化の振興</p>	<p>(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興</p>	<p>青少年劇場開催事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>中学生を対象に、音楽・演劇・古典芸能等などの優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>文化芸術に関する豊かな心の形成による青少年の健全育成及び文化活動の振興を図るために必要な事業である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①文化芸術に関する豊かな心の形成</p>		<p>市</p>	<p>文化芸術は心豊かな市民の育成に資するものであり、特に地域の未来を担う子どもたちの健全育成には不可欠であることから、地域の持続的発展に資する取組として、その効果は将来に及ぶ。</p>

			<p>子どもたちが国際社会に対応したコミュニケーション能力を身につけるためには、実際の発音や发声及び異文化の一端に触れる機会を創出する必要がある。また、学習塾が少ない本市にあっては、外国人との交流学習ができる機会が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①外国人との交流学習 ②国際的コミュニケーション能力の向上</p>		<p>身につけ、地域社会と国際社会の架け橋となることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>②青少年の健全育成 ③文化芸術の振興</p>		ぶ。	
			<p>寺子屋 21 推進事業 (放課後子ども教室推進事業)</p> <p>＜内容＞</p> <p>放課後や週末等において地域の方々を指導者として、市内の子どもたちに、文化・スポーツ・伝承芸能等の教室「寺子屋 21」を開催する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>心豊かでたくましい子供たちを社会全体で育むためには、放課後や週末などを活用して様々な体験活動や地域住民との交流活動を行い、文化・スポー</p>	市	<p>文化・スポーツ・伝承芸能等の活性化を図ることによって、心豊かでたくましい子供たちを社会全体で育み、地域の持</p>		<p>②青少年の健全育成 ③文化芸術の振興</p>	子ども夢劇場開催事業	市	文化芸術は心豊かな市民の育成に必要であり、特に地域の未来を担う子どもたちの健全育成には不可欠であることから、地域の持続的発展に資する取組として、その効果は将来に及ぶ。	
								<p>芸術・文化振興事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>全市民を対象に多彩な事業を実施する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>芸術・文化への意識と理解を深めるとともに、地域の芸術文化の振興とその担い手たる文化団体の育成と活性化のために本事業が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①芸術・文化への意識と理解を高める ②芸術・文化の振興</p>		市	文化芸術は心豊かな市民の育成に必要であり、地域の持続的発展に資するものであることから、その効果は将来に及ぶ。

			<p>ツ・伝承芸能等の活性化を図る必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①放課後や週末等の子どもの居場所づくり</p> <p>②学校をこえた子供同士の交流促進</p> <p>③子どもと地域の大人との交流促進、</p> <p>④文化・スポーツ・伝承芸能等の活性化</p>		<p>統的発展を図る。その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>文化団体育成支援事業補助金</p> <p>＜内容＞</p> <p>芸術文化事業の開催や新たな文化発信交流事業等の取組を行う団体等に対し支援を行う。また、文化部門において、個人または団体が一定規模以上の大会に参加する経費を補助する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>音楽・演劇・古典芸能などの舞台芸術の鑑賞を通じて芸術・文化への意識と理解を高め、新たなコミュニティの創造と更なる芸術・文化の発展に寄与するため必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①芸術・文化への意識と理解を高める</p> <p>②芸術・文化の振興</p>	<p>文化団体</p> <p>文化芸術は心豊かな市民の育成に必要であり、地域の持続的発展に資するものであることから、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>家庭教育支援事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>親子を対象とした様々な体験活動や研究活動を実施するとともに、ファシリテーターーやコアセンター等の人材を育成し・活用する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもたちの心豊かで健やかな成長を育むためには親子双方への支援が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①子どもたちの豊かな情操や基本的社会習慣等を学ぶ機会の充実</p>	市	<p>子どもたちの豊かな情操や基本的社会習慣等を学ぶ機会を充実することにより、子どもたちの心豊かで健やかな成長を育む取組は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果</p>			<p>セミナリヨ版画展</p> <p>＜内容＞</p> <p>全国から応募作品を集めた「セミナリヨ版画展」を開催する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>日本人の手によって日本最初の銅版画が作成された地域であるという歴史的事実を再認識</p>	<p>市</p> <p>地域文化の振興は、地域経済の活性化など様々な分野で貢献しうる側面を持つことから、地域の持続的発展に資する取</p>	

				は将来に及ぶ。			し、自治意識の向上と地域コミュニティの活性化を図るために必要である。 ＜効果等＞ ①地域文化の再認識と振興 ②自治意識の向上 ③地域コミュニティの活性化	組であり、その効果は将来に及ぶ。	
生涯学習・スポーツ				中学校社会体育・文化活動支援事業 ＜内容＞ 中学校部活動の地域展開による社会体育・文化活動に対して支援を行う。 ＜必要性＞ 中学校部活動からの円滑な移行と体育・文化の各種クラブ等の育成への支援が必要である。 ＜効果等＞ ①各種クラブ等の育成による地域展開	市	中学校部活動からの円滑な移行と体育・文化の各種クラブ等の育成する取組は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	郷土の歴史文化伝承事業 ＜内容＞ 郷土芸能文化事業の開催や新たな文化発信交流事業等の取組を行う団体等に対し支援を行う。 ＜必要性＞ 地域の郷土芸能文化の振興と文化団体の育成及び伝統芸能活動の支援とその活動の活性化等を図るために必要である。 ＜効果等＞ ①郷土芸能文化の振興 ②伝統芸能活動の活性化	文化団体	郷土芸能文化の振興は、地域経済の活性化など様々な分野で貢献しうる側面を持つことから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
				公民館講座開催事業 ＜内容＞ 現代的課題に対応した多様な学習機会の提供や、個人の趣味や志向に応じて参加し気軽に交流できるような公民館講座の開催や拡充を図る。 ＜必要性＞ 地域社会の活性化や高齢者の社会参加・青少年の健全育成を図る取組は、地域の			アートビレッジ・シラキノ事業 ＜内容＞ 市民の芸術文化・教養の向上と出会いふれあいの場として、市民の芸術・文化への意識と理解を高める事業を行		

			<p>健全育成につながる生涯学習の機会を創出する必要がある。</p> <p>＜効果＞</p> <p>①自己の充実や教養の拡大、活動を通じた交流、仲間づくり、生きがいづくりの機会創出</p> <p>②まちづくり人材の育成</p>		<p>持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>日本人の手によって日本最初の銅版画が作成された地域であり、また北村西望を輩出した地域において、市民の芸術文化・教養の向上と出会いふれあいの場を創出し、市民の芸術・文化への意識と理解を高めることは非常に事業効果が高く、本市においては必要な事業である。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①芸術・文化への意識と理解の向上</p> <p>②文化芸術の振興</p>		<p>の効果は将来に及ぶ。</p>
			<p>読書活動推進事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>本の読み聞かせイベントを実施するとともに、図書ボランティアを育成する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>読書習慣の定着を図るために、幼少時より読み聞かせ等で本に触れ合う機会を増やすことが必要である。併せて、読み聞かせを行う図書ボランティアを育成し、子ども達の読書への意欲を引き出す必要がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①図書ボランティアの育成</p> <p>②読書週間の定着</p>	市	<p>読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に着けていくうえで欠くことのできないものであることから、地域の</p>		<p>口之津歴史民俗資料館</p> <p>＜内容＞</p> <p>口之津歴史資料館（分館含む）の企画展の開催や、展示環境整備、新たな資料の収集・展示、保存処理や修復作業を適時行う。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>本市の海の玄関口である口之津港ターミナルに設置されている口之津歴史民俗資料館において、世界遺産を含めた歴史と文化の展示を行うことは、地の利を生かした取組であり、多くの市民や来訪者に</p>	市	<p>地域文化の振興と交流人口の拡大に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	

				持続的 発展に 資する 取組で あり、 その効 果は将 来に及 ぶ。			対して認知と理解を促 すうえで必要な事業で ある。 <効果等> ①地域文化への意識と 理解の向上 ②口之津歴史資料館へ の誘客		
		市民体育祭開催事業		互いに 助け合 う「共 助」の 精神を 育み、 地域が 抱える 問題や 課題を 住民が 関心を 持つて、 参 加・解 決して いく総 合的な 力「地 域力」 向上に 繋がる ことか ら、地 域の持 続的發 展に資 する取 組であ	11 再 生可 能工 能エ ネル ギー の利 用促 進	(2) 過 疎地域 持続的 発展特 別事業 再生可 能エ ネルギー 利用	家庭用廃油等回収活動 支援事業 <内容> 現在処分されている家 庭から排出される廃食 油を回収し、エコパー ク論所原(南島原市北 有馬町)において、B D F(廃食油エスセル化 燃料)化する。 <必要性> 循環型社会への意識高 揚、並びに家庭から排 出する廃油に対する市 民の意識高揚が期待で き、循環型社会の構築 並びに水質保全を図る ために必要である。 <効果等> ①循環型社会への意識 高揚 ②水質保全	循環型地域 社会の形成 は、それ自 体が地域の 持続的發展 に資する取 組であり、 その効果は 将来に及 ぶ。	福祉 団体
			実行 委員会	12 そ の地 域の持 続的發	(1) 過 疎地域 持続的 発展特 別事業 その他	市民イベント開催事業 <内容> 本市が持つさまざまな 魅力や地域の特性を引 き立てながら、他の地	実行 委員会	まちおこし 人材の育成 や若者の定 住促進が図 られること から、地域	

				り、そ の効果 は将来 に及 ぶ。	に し 要 事項	域と差別化した代表的 なイベントを開催す る。 <必要性> イベントを継続して開 催することにより、ま ちおこしの人材育成に 繋がるとともに、イベ ントを通して交流人口 を増やすことで市の特 徴をアピールし、若者 の定住促進と地域振興 へと繋げる。 <効果等> ①まちおこし人材の育 成 ②交流人口の増加 ③若者の定住促進 ④地域振興	の持続的發 展に資する 取組であ り、その効 果は将来に 及ぶ。
		各種スポーツ大会参加支 援事業	市	スپ ortsは活 力ある 健全な 社会の 形成に 貢献す るもの であり、 スپ ortsの振 興を図る ことは、地 域の持 続的發 展に資 する取 組であ る。ま た、そ の効果 は将来 に及 ぶ。	に し 要 事項	坦口之津序舎除却事業	地域の安全 確保や維持 管理費削減 による財政 負担の低減 は、地域の 持続的發 展に資する 取組であり、 その効果は 将来に及 ぶ。
		スポーツ推進イベント事 業	実行 委員会	地域住 民の親 睦と融 和及び 地域の 活性化 を図る	に し 要 事項	<内容> 坦口之津序舎を除却す る。 <必要性> 老朽化した施設(S38建 築)であり、新耐震基準 を満たしていないこと から倒壊するリスクが ある。また、未利用施設 だが維持管理費が生じ ている。 <効果等> ①次世代へ負担を残さ ない ②地域の安全確保 ③施設維持管理費の削 減	市

			め、市民を対象としたスポーツ大会を行う実行委員会に対し、補助金を交付する。 ＜必要性＞ 市民スポーツの普及は、スポーツの振興及び地域活性化につながるため必要である。 ＜効果等＞ ①地域活性化 ②スポーツの振興		ためには、市民スポーツの普及が、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。			田口之津第一小学校除却事業		
		基金積立	特別支援教育推進事業 基金積立	市				＜内容＞ 田口之津第一小学校に関する学校施設等を除却する。 ＜必要性＞ 閉校(H17.3.31)後の利活用がなく、維持管理費が生じていることに加え、無償借地の返還を求められている。 ＜効果等＞ ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減	市	維持管理費削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
	9 集落整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	語学指導外国青年招致事業 基金積立	市			田蒲河小学校除却事業			
		協働のまちづくり市民活動支援事業	＜内容＞市民団体が自主的かつ主体的に行う公共的で公益性の高いさまざまなまちづくりの活動を支援する。 ＜必要性＞市と市民との協働による魅力あるまちづくりを推進するとともに、市内全域での様々な事業(取組み)の展開により市民のつながりを強める必要がある。	市民団体	地域が抱える問題や課題を住民が関心を持つて、参加・解決していく総合的な力「地域力」向上を		＜内容＞ 田蒲河小学校に関する学校施設等を除却する。 ＜必要性＞ 敷地内に借地があるため、閉校(R3.3.31)後も借地料が生じている。また、借地のため施設の利活用が難しく、プールについては、地域住民から早期除却の要望がある。 ＜効果等＞ ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費(借	市	維持管理費(借地料含む)による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	

			<p>＜効果等＞</p> <p>①市民のつながり強化</p> <p>②協働のまちづくり</p>		<p>図ることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>地料含む)の削減</p> <p>南有馬青年会館除却事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>南有馬青年会館を除却する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>施設を利用していた利用団体が無くなり、施設としての必要性が無い。また、長らく使用者がいないことで、施設が荒廃しており、倒壊の危険性がある。</p> <p>＜効果等＞</p> <p>①次世代へ負担を残さない</p> <p>②地域の安全確保</p>			<p>地域の安全確保は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>協働のまちづくり自治会活動支援事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>自治会において自主的かつ主体的に行う公共的で公益性の高いさまざまなまちづくりの活動を支援する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>地域の住民生活に密着したコミュニティ体制を確立するためには、自治会組織は欠かすことができないものである。しかしながら、現状は少子高齢化とともに若者流出や後継者不足により、以前のようなさまざまな活動ができない状況にある。このような中にあっても、自治会活動の活発化はまちづくりに欠かせないものであるため、支援を行い地域住民のつながりを</p>	自治会	<p>自治会は「共助」の中核を担う組織であり、その活性化は地域が抱える問題や課題を住民が関心を持って、参加・解決していく総合的な力「地域力」の向上につなが</p>		<p>旧北有馬給食センター除却事業</p> <p>＜内容＞</p> <p>旧北有馬給食センターを除却する。</p> <p>＜必要性＞</p> <p>借地を有しており、市内6カ所の給食センター統合(R3.9.1)に伴って、給食センターとしての機能を有さなくなったことから、賃貸借契約に基づき解体し、原状に復する必要がある。また、施設の維持管理経費(借地料含む)が生じている。</p>		<p>維持管理費(借地料含む)の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			

			<p>強め、自治会活動の活性化を図る必要がある。</p> <p>①地域住民のつながり強化 ②自治会活動の活性化</p>		<p>ことから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>			<p>①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費（借地料含む）の削減</p>	
			<p>自治会長連合運営費補助金</p> <p>①地域力の向上</p>	自治会長連合会	<p>自治会長連合会の運営は、地域コミュニティの形成と円滑な地域活動を推進することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>旧慈恩寺小学校除却事業</p> <p>①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費（借地料含む）の削減</p>	<p>維持管理費（借地料含む）の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>協働のまちづくり自治会</p>	市			<p>白木野体育館除却事業</p> <p>①次世代へ負担を残さない</p>	<p>維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	

		立	活動支援事業 基金積立				②施設維持管理費の削減			
	10 地域文化の振興	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	青少年劇場開催事業 ＜内容＞ 中学生を対象に、音楽・演劇・古典芸能等などの優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供する。 ＜必要性＞ 文化芸術に関する豊かな心の形成による青少年の健全育成及び文化活動の振興を図るために必要な事業である。 ＜効果等＞ ①文化芸術に関する豊かな心の形成 ②青少年の健全育成 ③文化芸術の振興	市	文化芸術は心豊かな市民の育成に資するものであり、特に地域の未来を担う子どもたちの健全育成には不可欠であることから、地域の持続的発展に資する取組として、その効果は将来に及ぶ。		②施設維持管理費の削減 旧北有馬田平保育所除却事業 ＜内容＞ 旧北有馬田平保育所を除却する。 ＜必要性＞ 老朽化した施設(S57建築)であり、廃園(R2.3.31)後も施設の維持管理費が生じている。 ＜効果等＞ ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減	市	維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	
			子ども夢劇場開催事業 ＜内容＞ 生の舞台芸術(演劇)の鑑賞機会を設ける。 ＜必要性＞	市	文化芸術は心豊かな市民の育成に必要で		旧堂崎小学校木場分校除却事業 ＜内容＞ 旧堂崎小学校木場分校を除去する。 ＜必要性＞ 閉校(H26.3.31)後、一時期利用があったが、その後利活用がない。維持管理費が生じているため早期の除却が必要。 ＜効果等＞ ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費(借地料含む)の削減	市	維持管理費(借地料含む)の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	

			<p>子ども達（小学生）が自分の夢に向かって心豊かにたくましく生き抜く力を身につけさせ、心の教育と豊かな善き人格形成に寄与するため、また地域文化の振興を図るために必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①心の教育と豊かな善き人格形成 ②地域文化の振興 ③文化活動の振興 		<p>あり、特に地域の未来を担う子どもたちの健全育成には不可欠であることから、地域の持続的発展に資する取組として、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>布津序舎別館除却事業</p> <p>＜内容＞ 布津序舎別館を除去する。</p> <p>＜必要性＞ 老朽化した施設（S41建築）であり、経年劣化により損傷が激しく、倒壊するリスクがある。また、未利用施設だが維持管理費が生じている。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①次世代へ負担を残さない ②地域の安全確保 ③施設維持管理費（借地料含む）の削減 	<p>市</p>	<p>市</p>	<p>地域の安全確保や維持管理費削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>
			<p>芸術・文化振興事業</p> <p>＜内容＞ 全市民を対象に多彩な事業を実施する。</p> <p>＜必要性＞ 芸術・文化への意識と理解を深めるとともに、地域の芸術文化の振興とその担い手たる文化団体の育成と活性化のために本事業が必要である。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①芸術・文化への意識と理解を高める ②芸術・文化の振興 		<p>文化芸術は心豊かな市民の育成に必要であり、地域の持続的発展に資するものであることから、その効果</p>		<p>旧見岳小学校校舎除却事業</p> <p>＜内容＞ 旧見岳小学校校舎を除去する。</p> <p>＜必要性＞ 敷地内に借地があるため、閉校（H28.3.31）後も借地料が生じている。また、借地のため施設の利活用が難しい。</p> <p>＜効果等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費（借地料含む）の削減 	<p>市</p>	<p>市</p>	<p>維持管理費（借地料含む）の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>
							<p>慈恩寺体育館除却事業</p>	<p>市</p>	<p>維持管理費</p>	

					は将来に及ぶ。						
			文化団体育成支援事業補助金	文化団体	文化芸術は心豊かな市民の育成に必要であり、地域の持続的発展に資するものであるから、その効果は将来に及ぶ。			<p>＜内容＞ 慈恩寺体育館を除去する。</p> <p>＜必要性＞ 老朽化した施設(S47建築)で破損箇所が多くあり、施設利用者は少ない。また、施設の維持管理費が生じている。</p> <p>＜効果等＞ ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費(借地料含む)の削減</p>		(借地料含む)の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	
			セミナリヨ版画展	市	地域文化の振興は、地域経済の活性化など様々な分野で貢献しうる側面を			<p>北有馬田平体育館除却事業</p> <p>＜内容＞ 北有馬田平体育館を除去する。</p> <p>＜必要性＞ 著しく老朽化した施設(S58建築)で雨漏りや壁・床面腐食等で施設利用が困難であるため令和5年度に閉鎖した。また、施設の維持管理費が生じている。</p> <p>＜効果等＞ ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減</p>	市	維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	
								深江埋蔵文化財整理室除却事業	市	維持管理費の削減による財政負担	

			<p>意識の向上と地域コミュニティの活性化を図るために必要である。</p> <p>①地域文化の再認識と振興 ②自治意識の向上 ③地域コミュニティの活性化</p>		<p>持つことから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		<p>深江埋蔵文化財整理室を除去する</p> <p>老朽化した施設(S48建築)のため、経年劣化による損傷が多い。他の公共施設を利用することになり、不用な維持管理費が生じる前に早期に除却する。</p> <p>①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減</p>		<p>の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
			<p>口之津歴史民俗資料館</p> <p>①地域文化への意識と理解の向上 ②口之津歴史民俗資料館への誘客</p>	市	<p>地域文化の振興と交流人口の拡大に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	基金積立	<p>市民イベント開催事業 基金積立</p>	市		

			<table border="1" data-bbox="640 149 1201 1402"> <tr> <td data-bbox="640 149 977 968"> 口之津歴史民俗資料館分館管理費 <p>＜内容＞ 口之津歴史資料館（分館含む）の企画展の開催や、展示環境整備、新たな資料の収集・展示、保存処理や修復作業を適時行う。</p> <p>＜必要性＞ 本市の海の玄関口である口之津港ターミナルに設置されている口之津歴史民俗資料館において、世界遺産を含めた歴史と文化の展示を行うことは、地の利を生かした取組であり、多くの市民や来訪者に対して認知と理解を促すうえで必要である。</p> <p>＜効果等＞ ①地域文化への意識と理解の向上 ②交流人口の拡大</p> </td><td data-bbox="977 149 1201 968" style="text-align: center;">市</td><td data-bbox="977 968 1201 1402"> 地域文化の振興と交流人口の拡大に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="640 968 977 1402"></td><td data-bbox="977 968 1201 1402" style="text-align: center;">市</td><td data-bbox="640 1402 1201 1402"></td></tr> </table>	口之津歴史民俗資料館分館管理費 <p>＜内容＞ 口之津歴史資料館（分館含む）の企画展の開催や、展示環境整備、新たな資料の収集・展示、保存処理や修復作業を適時行う。</p> <p>＜必要性＞ 本市の海の玄関口である口之津港ターミナルに設置されている口之津歴史民俗資料館において、世界遺産を含めた歴史と文化の展示を行うことは、地の利を生かした取組であり、多くの市民や来訪者に対して認知と理解を促すうえで必要である。</p> <p>＜効果等＞ ①地域文化への意識と理解の向上 ②交流人口の拡大</p>	市	地域文化の振興と交流人口の拡大に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。		市		
口之津歴史民俗資料館分館管理費 <p>＜内容＞ 口之津歴史資料館（分館含む）の企画展の開催や、展示環境整備、新たな資料の収集・展示、保存処理や修復作業を適時行う。</p> <p>＜必要性＞ 本市の海の玄関口である口之津港ターミナルに設置されている口之津歴史民俗資料館において、世界遺産を含めた歴史と文化の展示を行うことは、地の利を生かした取組であり、多くの市民や来訪者に対して認知と理解を促すうえで必要である。</p> <p>＜効果等＞ ①地域文化への意識と理解の向上 ②交流人口の拡大</p>	市	地域文化の振興と交流人口の拡大に寄与することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。								
	市									

			<p>縄文時代から弥生時代へと移り変わる頃の遺跡を伝える役割を担っている。</p> <p>＜必要性＞ 深江埋蔵文化財・噴火災害資料館は、平成2年に198年ぶりに噴煙をあげた普賢岳の噴火災害に関する写真やパネルなど展示し、災害の記憶を後世に伝えるうえで必要である。</p> <p>＜効果等＞ ①地域文化への意識と理解の向上 ②交流人口の拡大</p>		<p>組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>	
12その他地域の持続的発展に関する必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>市民イベント開催事業</p> <p>＜内容＞ 本市が持つさまざまな魅力や地域の特性を引き立てながら、他の地域と差別化した代表的なイベントを開催する。</p> <p>＜必要性＞ イベントを継続して開催することにより、まちおこしの人材育成に繋がるとともに、イベントを通して交流人口を増やすことで市の特徴をアピールし、若者の定住促進と地域振興へと繋げる。</p> <p>＜効果等＞ ①まちおこし人材の育成 ②交流人口の増加 ③若者の定住促進</p>	実行委員会	<p>まちおこし人材の育成や若者の定住促進が図られることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</p>		

			④地域振興			
			旧堂崎小学校木場分校除却事業 <内容> 旧堂崎小学校木場分校を除去する。 <必要性> 閉校 (H26. 3. 31) 後、一時期利用があったが、その後利活用がない。維持管理費が生じているため早期の除却が必要。 <効果等> ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費（借地料含む）の削減	市	維持管理費（借地料含む）の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	
			旧慈恩寺小学校校舎解体事業 <内容> 旧慈恩寺小学校校舎を除去する。 <必要性> 老朽化した施設のため、経年劣化による損傷が多い。他の公共施設を利用することになり、不用な維持管理費が生じる前に早期に除却する。 <効果等> ①次世代へ負担を残さない	市	維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	

				②施設維持管理費の削減		ぶ。		
				旧新切小学校校舎解体事業	市	維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。		
				旧蒲河小学校校舎解体事業	市	維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。		
				西有家長野体育館除却事	市	維持管		

			<p>い ②施設維持管理費の削減</p>		に 及 ぶ。	
			<p>口之津第三体育館除却事業</p> <p>＜内容＞ 口之津第三体育館を除去する。</p> <p>＜必要性＞ 老朽化した施設のため、経年劣化による損傷が多い。他の公共施設を利用することになり、不用な維持管理費が生じる前に早期に除却する。</p> <p>＜効果等＞ ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減</p>	市	維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	
			<p>加津佐山口体育館除却事業</p> <p>＜内容＞ 加津佐山口体育館を除去する。</p> <p>＜必要性＞ 老朽化した施設のため、経年劣化による損傷が多い。他の公共施設を利用することになり、不用な維持管理費が生じる前に早期に除却する。</p> <p>＜効果等＞ ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減</p>	市	維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	

			<p>西有家 B&G 海洋センター プール除却事業</p> <p>＜内容＞ 西有家 B&G 海洋センター プールを除去する。</p> <p>＜必要性＞ 老朽化した施設のため、 経年劣化による損傷が多い。 他の公共施設を利用する ことになり、不用な 維持管理費が生じる前に 早期に除却する。</p> <p>＜効果等＞ ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減</p>	市	維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	
		基金積立	<p>市民イベント開催事業 基金積立</p>	市		